

平成17年度
戦略的鉱物資源
確保事業報告
第2号

中国の投資環境調査

2005年

平成18年9月

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

はじめに

戦略的鉱物資源確保事業は、高い鉱物資源ポテンシャルが指摘されているにもかかわらず、鉱業制度の安定性、環境問題、先住民・地域住民問題等の政治的社会的リスクが顕在化しているため、現状では探鉱開発投資が停滞している国／地域において、その投資阻害要因を特定し、実際に投資を行う際の留意点等を調査し、とりまとめを行う事業である。

中国では急激な経済発展による資源需要の増加に対応するために、政府組織の改革、外国投資産業指導目録の改正等を行い、鉱業投資環境の整備を行っている。また、開発が遅れている西部地区の外資投資誘致を進めている。

本報告書は、こうした中国における資源開発投資環境について、資源機構北京事務所が現地コンサルタント(安泰科)の協力を得て作成したものである。

本報告書が関係各位の参考になれば、幸甚である。

平成18年9月

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
金属資源開発調査企画グループ

おことわり:本報告書の内容は、必ずしも独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構としての見解を示すものではありません。正確な情報をお届けするよう最大限の努力を行っておりますが、本報告書の内容に誤りのある可能性もあります。本報告書に基づきとられた行動の帰結につき、独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び執筆者は何ら責任を負いかねます。

目 次

第一章 総論	1
1 中国国民経済の発展状況	1
1.1 経済成長の状況	1
1.2 為替レートと利率の変化	2
1.2.1 人民元の為替レート	2
1.2.2 人民元利率	3
1.3 投資動向	4
1.4 対外貿易の状況	6
1.5 国内の消費状況	7
1.5.1 拡大し続ける都市と農村の消費格差	7
1.5.2 最終消費率	8
1.6 産業構造の発展	9
1.6.1 第一次産業	9
1.6.2 第二次産業	10
1.6.3 第三次産業	11
2 中国の非鉄金属行政組織の変遷と産業政策	12
2.1 中国の非鉄金属行政組織の変遷と現状	12
2.2 中国における非鉄金属工業投資及び鋳業投資分野関連の政策と 産業政策の動向	13
2.2.1 「外資企業投資産業指導目録」（2004年改正）	13

2.2.2 「産業構造調整指導目録（2005年版）」	14
2.2.3 中華人民共和国鉱産資源法	16
2.2.4 非石油・ガス鉱物資源の探査採掘への外資投資の奨励に関する 若干の意見	16
2.2.5 探鉱権・採掘権の譲渡管理規則	16
第二章 中国の鉱業投資環境	17
1 鉱業市場の動向	17
2 鉱業権市場規定とその取得のための審査許可手続き	17
2.1 探鉱権と採掘権の取得及びその権利と義務	18
2.1.1 探鉱権の取得	18
2.1.2 採掘権の取得	19
2.1.3 探鉱権/採掘権の入札・競売・公示	21
2.2 探鉱権/採掘権の譲渡	23
2.2.1 探鉱権/採掘権譲渡の詳細条件	23
2.2.2 探鉱権/採掘権の譲渡手順	24
2.2.3 探鉱権/採掘権の譲渡方式	25
3 環境保護関連の規定	27
3.1 採掘位置の合致及びその採掘プラン・生産条件・安全措置・環境保護措置等 の審査	28
3.2 非鉄鉱山企業に対する環境保護上の要求	29
3.3 非鉄鉱山企業の安全生産に関する厳格かつ詳細な規定	32
3.4 鉱山企業が土地を利用可能状態に回復させることに対する国の規定	33

4 鉱山経営資金の配分図	34
5 鉱山税法及び費用規定	35
5.1 鉱業に係る主要税収	36
5.1.1 外資企業投資企業と外資企業の所得税	36
5.1.2 個人所得税	37
5.1.3 増値税	38
5.1.4 資源税	39
5.1.5 車両/車船舶使用ナンバープレート税	42
5.1.6 印紙税	42
5.1.7 契税（契約税）	43
5.1.8 都市不動産税	44
5.1.9 関税	44
5.2 鉱業関連主要費用の徴収について	45
5.2.1 鉱物資源補償費	45
5.2.2 鉱業権使用料	47
5.2.3 探鉱権の代金と採掘権の代金	48
5.2.4 汚染物質排出料	48
5.3 税務制度の安定性	49
5.3.1 損失控除と償還制度	51
5.3.2 鉱業税制改革計画	52
6 外国投資関連の各種手続き	53
6.1 外資系企業（外資単独企業）の申請手続き	53

6.1.1	単独企業の申請に必要な書類リスト	53
6.1.2	中外合弁(合作)企業設立のための申請手続き	53
6.1.3	外資企業投資企業の外貨登記及び外貨口座開設の手続き	54
6.1.4	外資企業投資企業の申請と審査許可手続き	55
6.1.5	外資企業設立の条件	55
7	財務報告及び監督検査の受検義務	57
7.1	企業の財務会計報告	57
7.2	財務報告書に課せられる監督検査及び義務	58
7.2.1	企業財務報告書の対外開示	58
7.2.2	企業の会計監督及び監査	59
7.3	外資企業の財務会計業務の実施について	59
8	社会及び環境方面の要求	60
9	事例紹介	82
第三章 西部地区の外資投資誘致による非鉄金属鉱業開発の奨励措置と政策		88
1	西部開発に対する国の優遇政策	89
2	西部地区が共有または共通に受けられる優遇政策	89
3	西部大開発と東北振興の優遇政策	90
3.1	資金投入増加関連の政策	90
3.2	投資環境整備関連の政策	90
3.3	国内外に対する開放拡大政策	91
3.4	人材吸収と科学技術教育発展の政策	92
4	西部地区の具体的な優遇政策	92

4.1 甘肅省	92
4.1.1 投資奨励政策	92
4.1.2 徴税政策	93
4.2 新疆ウイグル自治区	94
4.3 チベット自治区	95
4.4 四川省	96
4.4.1 外資企業投資企業に対する税制面での特惠	97
4.4.2 外資企業による鉱物資源の探査と採掘に対する特惠	97
4.5 雲南省	98
5 東北旧工業基地振興の優遇政策	99
5.1 東北旧工業基地振興のための企業所得税優遇政策の実施	99
5.2 東北旧工業基地振興：既に実施している政策措置（一部）	100
5.3 各省の具体的な措置	100
5.3.1 遼寧省	100
5.3.2 吉林省	101
5.3.3 黒龍江省	105
主な参考資料（法律法規）	112

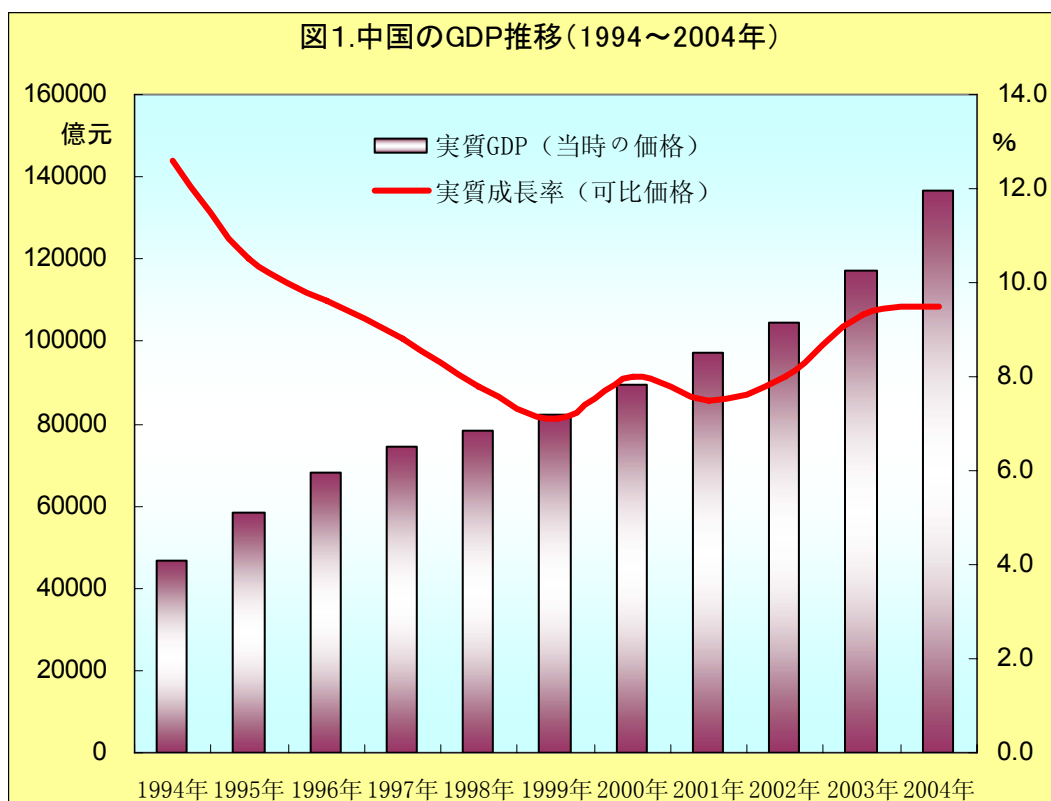
第一章 総論

1 中国国民経済の発展状況

1.1 経済成長の状況

1978年の改革開放以来、中国は計画経済から市場経済への転換期に入り、中国経済は一層の活力と成長エネルギーを得るに至っている。速い成長スピードを維持し、GDP（当時の価格ベース、以下同じ）は1980年の4,518億元から2004年には13.65兆元と29倍超に増加し、平均年間成長率（GDP成長率は可比価格ベース、以下同じ）は約9.4%になっている。

もっとも1980年代から1990年代にかけて、中国経済は一貫して順調だったというわけではなく、紆余曲折があった。1984年は「第6次5カ年計画」の目標が1年前倒しで達成され、建国以来、効率と収益が最も優れた5カ年計画となり、1984年のGDP成長率は15.2%に達した。しかしその後、前倒しの倍増を追及する伝統的な考え方と新旧体制の現実的な摩擦が顕在化するようになり、経済も繁栄のうちに過熱化し、経済システムの変化、対外開放、従来の社会階層の経済的地位の変化などが、社会全体を揺るがす不安定要素になっていった。このため国民経済は1986年－1987年の「ソフトランディング」、1988年の価格改革、1989年－1991年の整理・整頓（訳注：経済引き締め）という経過をたどった（1989年と1990年のGDP成長率はそれぞれわずか4.1%と3.8%だった）。1992年の鄧小平の南巡講話と第十四回共産党大会の開催で、経済発展と改革開放に対する党全体の認識が統一され、社会主義市場経済の確立を改革の方向と定め、チャンスをつかんで発展を加速させるという正しい政策決定により国民の積極性を引き出した。1992年から1998年までの7年間は「改革・発展・安定」の3者の関係を適宜調整しながら改革を推進し、積極的に総量バランスをとりつつ適切な構造調整を行ったことで「第8次5カ年計画」は中国の経済発展において変動の最も少ない5カ年計画となった。同時にこの8年間の経済システム改革も重要な進展を遂げ、社会主義市場経済体制の枠組みがほぼ確立された。また1997年には、中国の国民経済はもともと2000年に達成が予定されていた4倍増の経済成長を前倒しで実現し、中国長年の供給主導型の物不足経済が基本的に解消した。1998年、中国はアジア金融危機と世界的な経済不況の中でも、安定した人民元レートと国内総生産成長率7.8%というペースを維持し、またインフラ投資の増加と内需拡大のための措置を適宜行い、1999年以降の経済成長にとっての望ましい条件を整えた。一部業界の固定資産投資が急増し、経済成長が過熱したために、政府の関連部門は2004年に一連のマクロ調整政策を打ち出し、過熱した経済の沈静化を図ったが、2004年の経済成長率は依然として9.5%という高い水準を維持した。



1.2 為替レートと利率の変化

1.2.1 人民元の為替レート

1994年1月1日に為替レートを一本化して以来、中国は市場の需給を基盤とする単一的かつ管理された変動為替レート制度を実施している。この為替制度は銀行による外貨決済・売却を基本に、組織や個人による外貨の販売と購入を外為指定銀行を通じて行うという制度である。なお、外為指定銀行が決済運転準備高管理規定に基づき銀行間外貨市場へ参入し、余剰外貨を売却するか、または不足する外貨準備高を補充することで人民元の為替レートが形成されることになる。

現行の人民元為替レート制度には次のような特徴がある。①市場レート、即ち銀行間外為市場の需給によって決定されるレートであって公定レートではない。②単一レート、即ち国内外の外貨取引で使用されるレートであって、市場レートと並存する公定レートは存在しない。③管理された変動レート、即ち人民元レートは規定された範囲内で変動し、中央銀行が法律法規や市場といった手段を用いて外貨需給を調整し、為替レートの基本的な安定を保つ。

外貨管理では裁定取引や外貨管理逃れ等の不法活動があり、社会の正常な外貨収支活動に影響を与えている。監督管理企業が貨物輸出後に速やかかつ十分に融資を回収し、輸入後に速やかかつ十分に貨物を受け取り、輸出入の支払い段階で外貨管理逃れや裁定取引等

の抜け穴を塞ぐために、中国は 1991 年と 1994 年にそれぞれ輸出外貨受取審査許可制度と輸入代金支払審査許可制度を実施し、外貨処理の事後監督を行うための重要な手段とした。

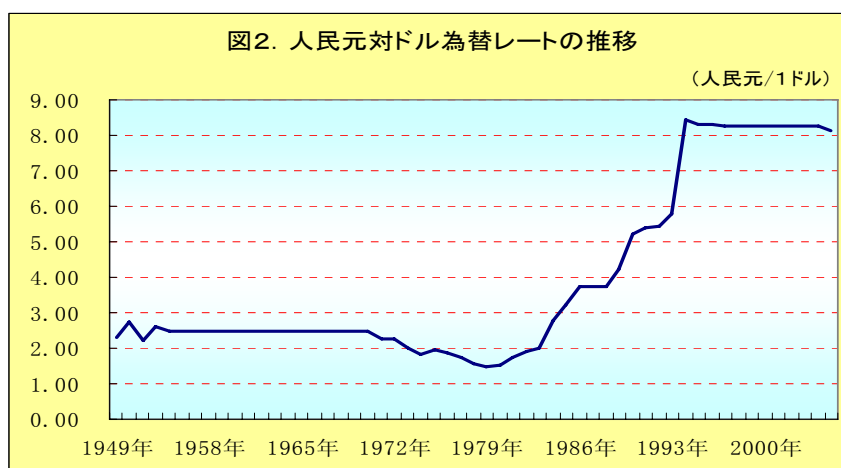
1996 年 12 月 1 日に中国は国際通貨基金協

定の第 8 条を受け入れ、人民元経常取引の自由化を実現し、全ての正当かつ実際の取引ニーズのある経常項目で用いられる外貨の対外的支払いが可能になった。しかしこれは国内の企業や個人が自由に外貨を購入することができることを意味しているわけではなく、依然、国際的慣例に照らして経常項目の外貨収支は、その真実性に関する審査を行っている。つまり、国内の組織と個人が経常項目下で外貨を利用する場合、規定の有効な証明書を持って外貨取引指定銀行か外為管理局へ行き、審査許可を受けた後に初めて銀行で外貨を購入するか、その外貨口座から外国へ支払うことができる。現在、中国は資本取引の資本流入と流出について依然管理を行っている。

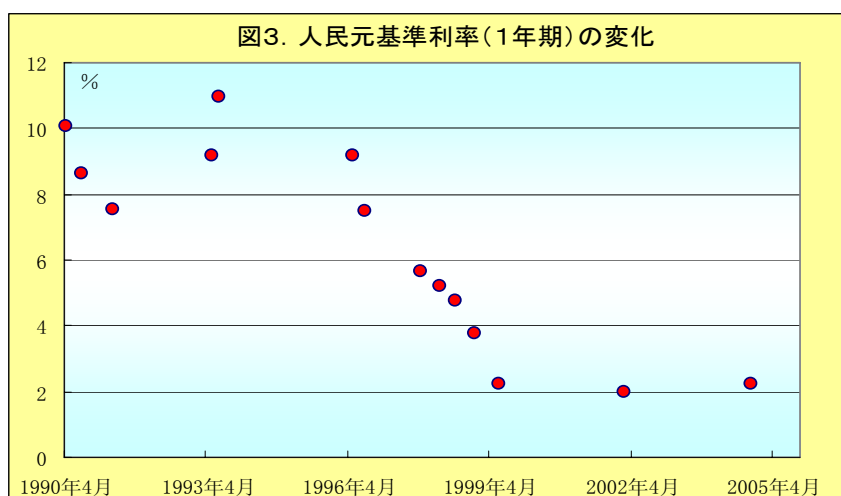
改革開放前の人民元と米ドルの公定レートは基本的に 1.5-2.5 の間だったが、その後 1979 年から 1994 年までほとんど毎年上昇を続け、1994 年には 8.44 という最高水準に達し、その後 1998 年には 8.28 に下落し、2005 年までこの水準を維持してきた。人民元切り上げの圧力が強まるのに伴い、2005 年 7 月 21 日に人民元の対米ドルレートが 2% 切り上げられ 8.11% となったが、現在、実際には 8.09 前後の水準で運用されている。

1.2.2 人民元利率

1990 年代初期に中国国内では経済の過熱化と物価の大幅上昇が見られ、人民元利率は 1993 年 5 月と 7 月に 2 度連続で大幅引き上げが行われ、1 年期の基準利率がそれまでの 7.56% から 10.98% に引き上げられた。こうした高水準は 3 年近く続き、この 2 度の利率調整は 1994 年以来発表されてきたその他の重大な経済改革措置と共に、固定資産投資の規模抑制やインフレ抑制に対し重要な役割を果たしてきた。1996 年から 2002 年までの期間は、



中国のマクロ経済調整が効果を挙げ、市場物価が反落した状況に対応して、中国人民銀行は相次いで7回の利率引下げを行い、1年期の基準利率を1999年6月には2.25%まで引き下げ、2002年2月にはさらに1.98%と、1993年の10.98%に比べて9



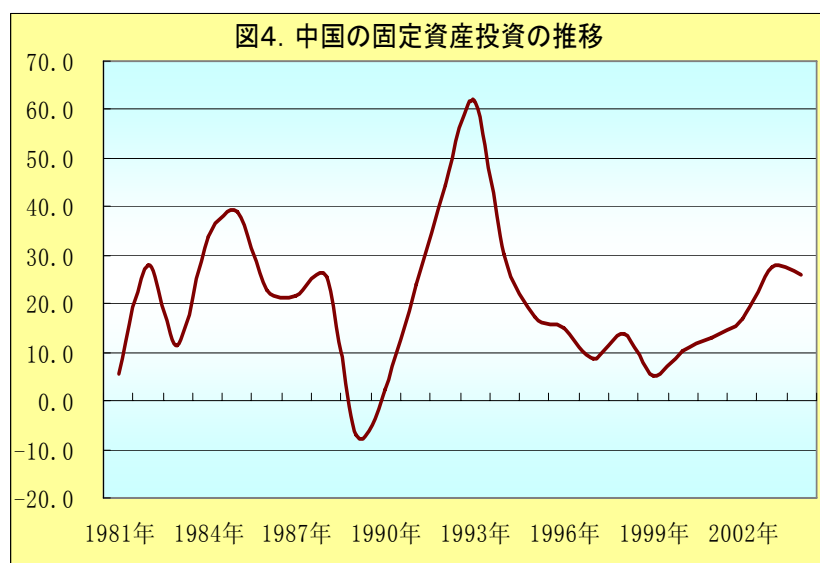
ポイントも引き下げている。しかし持続的な低利率により国内投資が急増したために、2004年になると国は一連のマクロ調整政策を実施して、こうした状況の抑制にかかった。マクロ調整に対応し、またその成果を確実なものにするために、中国人民銀行は2004年10月29日から1年期の基準利率と融資利率を同時に0.27ポイント引き上げ、それぞれ2.25%と5.58%にすると同時に、金融機関の融資利率の変動範囲をさらに緩和し、融資利率の上限は廃止し、下限はこれまでの基準利率の0.9倍を維持した。

1.3 投資動向

改革開放以来、中国には以下のように合計4回の投資ブームが起こった（固定資産投資の成長率が25%以上を基準としている）。

第一次投資ブームー

1983—1985年は1982年に党中央が「4倍増」という目標を打ち出したために、各地で自らの条件も省みずに拙速に成果を求める現象が起こり、固定資産投資が大きく膨張した。1985年には全社会固定資産投資が2,543億元に達し、前年比38.8%増、改革開放後最初の投資ブームがピークに達した。



第二次投資ブーム—1988年。第一次投資ブームの後、国はマクロ調整を実施したが、体制転換の影響を受けてマクロ調整が拘束力を欠くものとなり、また建設プロジェクトの審査許可権が次々に下部機関へ移管されたことで地方プロジェクトへの投資が増え、1988年の全社会固定資産投資は4,754億元で、前年比25.4%増であった。

しかしながら、国がマクロ調整を強化して投資規模を抑制し、経済引き締め政策を実施したために、1989年は固定資産投資率が増加しなかったばかりか、逆に7.2%減少し、1990年もわずか2.4%の増加に止まった。

第三次投資ブーム—1992—1994年。1992年、鄧小平同志が南巡の際に重要な講話を発表した年で、これをきっかけに各地で新たな建設ブームが起こった。このブームは1993年にピークに達し、1992年、1993年、1994年の3年間の固定資産投資はそれぞれ44.4%、61.8%、30.4%増で、価格要素を除いた実質投資はそれぞれ25.3%、27.8%、18.1%増であった。現価計算による投資成長スピード、実際的成長スピードともに1993年が改革開放以来の最高を記録した。今次の投資過熱には次のような問題があった。①新規プロジェクトが多く、投資の増加が急激すぎた。②投資構造が非合理的であった。エネルギー工業と原材料工業への投資が少なく、投資比率も減少している一方で、加工工業への投資が急増した。③不動産開発ブームが起こった。1992年と1993年の不動産開発投資の成長スピードはそれぞれ117.5%と165%に達している。

政府はこうした経済過熱に対応して、新規プロジェクトの厳重な制限、固定資産投資資金源に対するコントロールの強化、不動産や開発区に対する管理の強化、企業の技術改造の奨励、関連組織が固定資産投資業務グループを組織して各地の投資を検査する等の措置を講じて投資を効果的に抑制し、その後の8年間は小さな増加幅に止まった。

第四次投資ブーム—2003—2004年。2003年以降、中国の固定資産投資が急増し、投資の増加スピードが顕著に加速されている。2003年の社会全体の投資は5万5,667億元で27.7%増、実質投資は25%増で、前回の投資ブームにおける実質投資の成長率に近い数字になっている。2004年に政府が一連のマクロ調整政策を実施したが、年間増加率はなお25.8%に達した。

今次の投資増加の特徴は以下の通り。①新規プロジェクトと投資が大幅に増加した。②国有・集団・個人等の各種経済類型の投資が急増した。③大部分の地域で投資が加速した。④工業、特に鉄鋼や電解アルミ等の原材料工業が新たな投資スポットとなった。⑤国内融資が急速に増加し、それが投資を支える最も重要な手段になった。

今次の投資ブームが前回までのそれとは異なる点は、それが1997年のアジア金融危機後

の長年にわたる投資低迷の後に起こったもので、ある程度回復的意味合いがある点である。従って、今次の投資の急激な増加は大規模インフレを招くこともなく、2003年の消費価格は1.2%上昇、2004年もわずか3.9%の上昇に止まり、これまでの投資ブーム期の消費価格がどれも9%以上上昇したのと比べ大きな違いがある。

以上、改革開放以来の国内の固定資産投資を振り返ってきたが、国内投資の変動幅が大きく、それが中国経済の成長が大きく変動する主な原因にもなっていることが分かる。

1.4 対外貿易の状況

建国以来、中国の対外貿易制度は主に3つの段階を経てきた。

第一段階：1949年の新中国成立から1978年の改革開放前までのこの時期、中国は計画経済体制下で国家統制の対外貿易制度を実施していた。その特徴としては、高度に集中した、国が対外貿易の経営権と管理権を一手に握り、政府と企業を区別せず、国家財政が対外貿易の損益に対し責任を負うという点が挙げられる。国によって統制された貿易制度は、中国の経済発展にある程度プラスの役割を果たしてきたものの、中国の貿易はその範囲と規模の面で大きく制限されていた。統計によると、1979年の中国の輸出入総額は293.4億ドル、そのうち輸入は136.6億ドル、輸出は世界の輸出額の0.83%で、世界の各国・地域中第32位であった。

第二段階：市場経済体制下での対外貿易制度。1979年の改革開放以来、中国の経済システムは高度に集中した計画経済体制から市場経済体制へと徐々に方向転換し、対外貿易制度も国家統制型から対外開放型へと姿を変えていった。こうした1979年以降の対外貿易制度の転換は、中国の対外開放という基本的な国策に関連したものであった。1979年から2001年までの間に、中国の対外貿易制度は以下のような4つの段階をたどることになった。

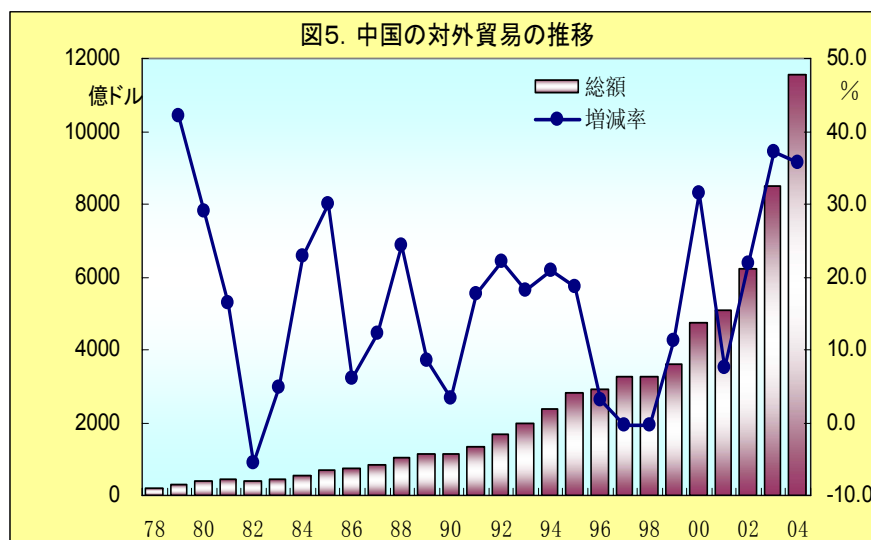
①対外貿易経営権の移管(1979年—1986年)、②対外貿易請負制の推進(1987年—1990年)、③対外貿易財政補助の廃止と請負制の整備(1991年—1993年)、④為替レート改革の実施と請負制の廃止、マクロ政策の管理(1994年—2001年)。

この時期の対外貿易制度面の変革により中国の対外貿易は大きく発展し、目覚ましい成果を挙げた。輸出入総額は1978年の206.38億ドルから2001年には5,098.7億ドルと25倍に拡大し、世界の貿易ランキングも1979年の第32位から一気に6位になった。対外貿易の成長率も年平均約15%で、国内総生産の年平均成長率9%の水準を大きく上回っている。

第三段階：2001年12月11日にWTOに正式加盟し、経済のグローバル化を背景とした対外貿易制度を開始した。政策指導型から国際経済スタンダードにへの開放を進め、限られ

た範囲と分野の開放から全面的かつ広分野の開放へと転換していった。これは一方的で自主的な開放から双方向かつ多国間の法的拘束力のある相互開放への転換であった。統計によると、2004年の中国の対外貿易は1兆ドルの大台を超えて1兆1,547.4億ドルに達し、前年比35.7%増、2001年の貿易規模の2.3倍に膨れ上がった。WTO加盟から3年で貿易総額は倍増し、世界第3位に躍り出た。

上述のように、中国の対外貿易制度は20年以上の変革を経て、大きく発展してきた。しかしWTO加盟と経済のグローバル化への対応という意味で、中国の対外貿易制度にはなお多くの問題と格差がある。例えば、①対外貿易権がまだ完全には開放されていない。②私営企



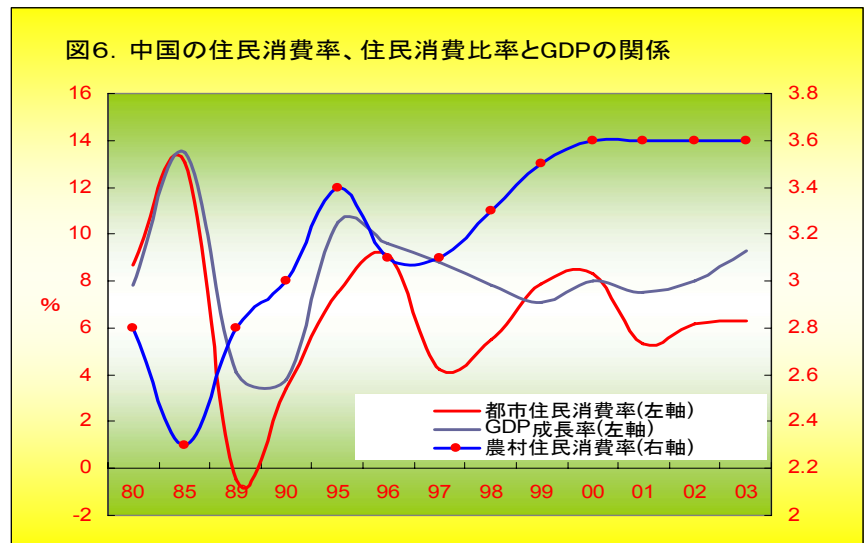
業と民営企業が対外貿易経営権を獲得するためのハードルが高く、国有企業が依然輸出入業務を独占し、また外資企業投資企業の輸出入経営範囲も一定の制限があり、貿易経営権が未だに審査許可制になっている。③貿易制度の透明度が低く、輸入体制に一貫性が欠けている。

1.5 国内の消費状況

1.5.1 拡大し続ける都市と農村の消費格差

改革開放以来、中国国民の収入と消費水準は向上し続け、その消費構造の転換と消費需要の拡大が中国経済急成長の主な原動力となってきた。国民消費の増加傾向は同時期の国民総生産の成長とほぼ一致しているが、全体的には前者の成長率のほうが後者のそれよりも低い数字になっている。1980年代中頃から末にかけて、住民一人当たり消費の成長率と国民総生産はともに急成長と低迷を繰り返した。1990年代に入ると、国民経済は徐々に安定成長期に入ったが、利率や住民の消費構造等の要素が変化したことを受けて、住民の消費成長にはなお大きな起伏が見られた。

中国の都市と農村の経済は典型的な二元経済であるため、住民消費を分析するに当たっては、都市住民の消費と農村住民のそれとを区別する必要がある。農村の人口比は大きい、その消費水準は人口比と正比例の関係ではない。2003年の農村

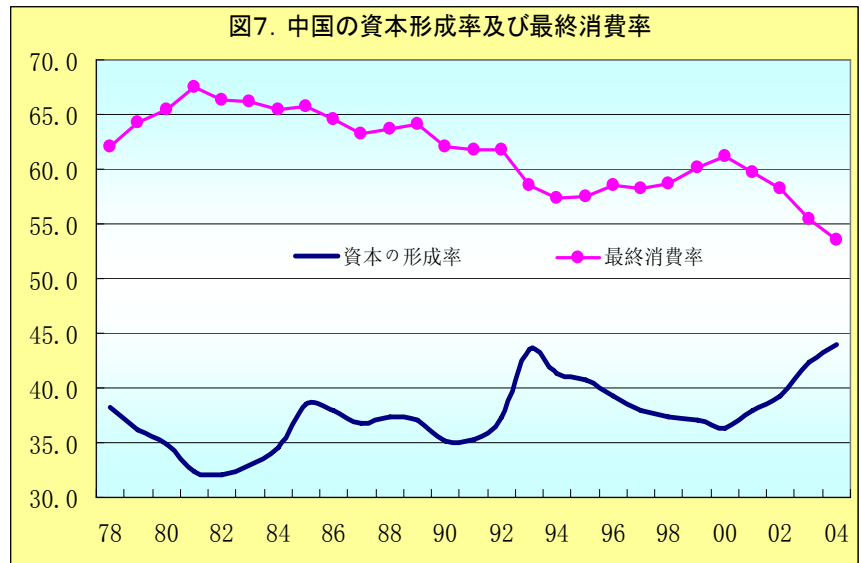


人口は全国の総人口の 59.47%だったが、農村住民の消費が全国消費に占めた割合はわずか 41.40%で、都市と農村の消費と人口比率の間には 18.07%の格差があった。一人当たりの消費を見ると、都市と農村の格差は拡大し続け、当年の価格で計算すると、1980年の都市部と農村の一人当たり消費は 496 元と 178 元で 2.78 倍、2003年のそれは 8,471 元と 2,361 元で 3.59 倍に拡大している。全体的に見て、現在の農村住民の消費水準は 1990 年代初めの都市住民のそれに等しく、約 10 年の開きがあることになる。都市と農村の消費格差が拡大し続けている主な原因として収入格差と消費観念の違いが挙げられるが、後者は社会の公共建設と社会保障システムの欠如によるところが大きい。

1.5.2 最終消費率

消費総量は安定的に増加しているにもかかわらず、最終消費率は依然低い状況にある。国際通貨基金の資料によると、1990 年代以降、世界の消費率の平均は約 78%だが、米国やイギリス等の先進国の消費率は 80%以上、インドやブラジルなどの発展途上国のそれも 80%近くになっているのに対して、中国の 2004 年の最終消費率はわずか 53.6%で改革開放以来の最低水準であった。1980 年代には 62.5%であった中国の平均消費率が 1990 年代には 59.5%と、80 年代に比べて約 6 ポイント下げ、2000 年以降はさらに 57.6%にまで減少している。消費率を構成する 2 つの主な部分である住民の最終消費と政府消費のどちらも減少しており、特に住民の最終消費率は 1980 年代の 51.7%から 1990 年代には 47.0%、2000 年以降は 45.0%にまで減少している。

この時期、中国の投資率は逆にじりじり増え、特にここ数年は上昇を続け、低迷期の2000年には36.4%であったものが、2004年には43.9%に上昇し、2003年のピーク時の43.5%を更新し、経済界は「高投資率」に沸き返った。21世紀に入ってからは、以下の3要素が高投資率を支える格好になっている。①交通・



水利等のインフラ建設と都市公共施設建設への投資の割合が上昇した。②主に鋼鉄・電解アルミ・セメント・紡績・自動車等、一部製造業部門の投資に短期的変動が生じた。これらの業界の投資が製造業全体の投資拡大に占める貢献度が約60%に達した。③住民の収入水準の向上と消費のハイエンド化、住宅制度改革に伴う住民の住宅投資の拡大も投資率の上昇をもたらした大きな理由の一つである。

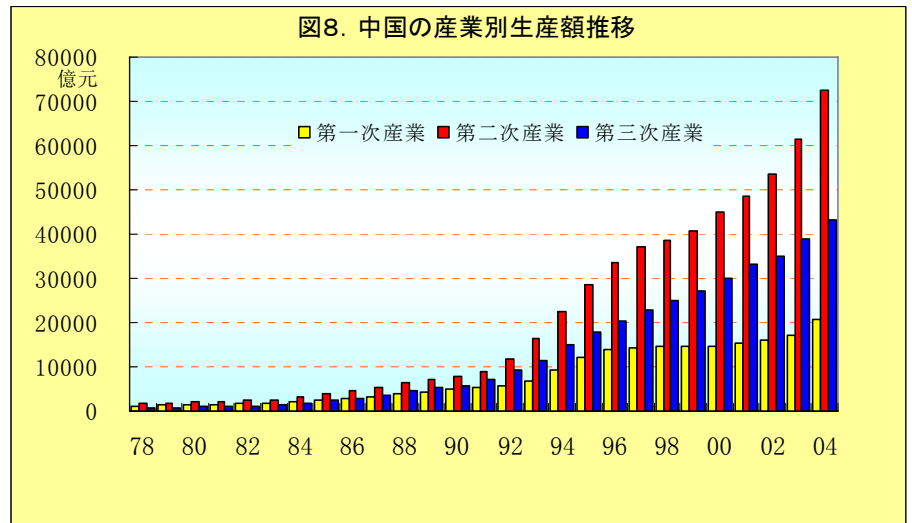
このように、中国の国民経済の成長に及ぼす消費の役割は極めて小さいものになり、逆に投資の牽引作用が拡大する可能性が大きくなっている。

1.6 産業構造の発展

1.6.1 第一次産業

新中国の成立以来、1950年—1952年の土地改革により生産力が解放され、農業生産は急速に回復発展してきた。食糧と綿花の生産量はわずか3年で解放前の最高の年を上回り、食糧生産は1.64億tに上り、解放前の史上最高生産量の1.09倍、1949年比で45%増を記録した。綿花生産量では130万tと解放前の史上最高生産量の1.54倍、1949年比86万t増、2倍近くの増産であった。1952年以降、農村で耕作地の水利基本建設と農業技術の改良があったことで生産条件が改善され、農業生産の安定的増加が保証されるようになった。1953年から1957年までに、全国の耕作地面積は5,800万μ—（1μ—=約6.667a）余増え、新規増加の灌漑面積は2億μ—余に上った。この時期は建国以来、中国の農業が最高に発展した時期で農産物の生産量が急速に増加している。

1958年、農村に拙速な「大躍進」と人民公社化運動が起こり、それにより農村の生産力が深刻な疲弊に見舞われ、農産物の生産量が大幅に減少した。1963年から1965年の3年間の調整を経て農業生産は回復発展したのも束の間、10年にわたる「文化大革命」の影響



と破壊を受けることになった。「以糧為綱（食糧を要とする）」や「資本主義の尻尾」を絶つ等のスローガンが偏狭的に叫ばれ、経済作物が否定されたばかりでなく、林業・牧畜業・漁業の生産も制限され、農業生産は低迷を余儀なくされた。

党の第13次三中全会により農業生産の長期的な低迷が終わりを告げ、農業・林業・牧畜業・漁業は高度成長期に入った。主要農産物の生産量が大幅に増加し、市場の供給面に根本的な変化が現れ、それまでの供給不足が一気に解消したが、これは国民経済の安定急成長に大きく寄与することになった。その後1999年には中国の食糧総生産量は史上最高水準の5.08億tに達したが、「退耕還林（耕作地を森林に戻す）」や価格低迷、労働力移転等の影響を受けて、その後の数年間、生産量が徐々に減少し、2003年には4.31億tまで減少した。しかし、食糧価格が上昇したことで2004年の全国食糧生産は9%の成長率を示し4.70億tまで回復した。

もっとも第二次/第三次産業が急成長したことから、第一次産業が国内に占める地位とその割合は徐々に地盤沈下を起し、2004年の第一次産業の国内GDPに占める割合はわずか15.2%で、1980年代初期の30%を大きく下回る結果になった。

1.6.2 第二次産業

50年にわたる発展、特に改革開放後の20年間、中国の工業は急速な成長を維持してきた。1949年から1998年までの工業総生産の年平均成長率は13.6%（可比価格ベース）に達している。そのうち1949年から1979年までの成長率が12.9%、1979年から1998年までのそれが15.9%であった。工業規模も拡大し続け、1952年から2004年までの工業付加価値額は119.8億元から5兆4,805億元に増えている。

2004年、中国工業の付加価値額は5兆4,805億元で前年比16.7%増、世界第4位の製造大国となった。また1996年からは鋼鉄・石炭・セメント・農業用化学肥料・テレビの生産量が常に世界第1位を占めるようになった。2004年の主要工業製品生産量は以下の通り。粗鋼2.72億t、鋼材2.97億t、原炭16.06億t、セメント9.34億t、農業用化学肥料4,520万t、テレビ7,673万台、発電量2兆1,302億キロワット時、原油1.75億t。なお、非鉄金属や家電の生産量も今や世界の上位を占めている。

こうした発展の中で、工業の所有制の構造も公有制を中心にした国有企業主導型から様々な経済セクターがともに発展する多元的経済構造へと変化してきた。1978年以前は、中国には単一の公有制経済しかなく、国有企業が77.6%、集団所有制企業が22.4%を占めていた。改革開放により多種の経済セクターが発展する余地が生まれ、外資や香港/マカオ/台湾企業が投資した個人経営・私営工業等のその他の経済セクターが急成長を遂げた。2003年の国有及び国有株式会社の工業総生産額が全工業に占める割合は37.5%、納税額は55.1%、利益は44.6%であったが、国有工業が生産額・利益・税金等の面で国内工業の主導的地位を占めていることが分かる。

第二次産業で工業以外の重要な構成部分である建築業も急速な発展を遂げている。「第8次5ヵ年計画」期に建築業が創出した付加価値は1兆1,547億元で、同期国内総生産の6.1%であったが、「第9次5ヵ年計画」期に入ると、国民経済に対する建築業の貢献度はさらに上昇し、1998年の全国4級及びそれ以上の建築企業による総生産額は1兆62億元で、建築業が創出した付加価値は2,783.3億元、2003年には4,654.7億元にまで増えている。2003年の建築業の総生産額は2兆3,084億元で、前年比24.6%増、同期GDPの19.7%を占めている。

中国のGDP構成は第二次産業の生産額が約半分を占めているが、2000年には初めて50%を超え、2004年には53.0%を記録した。

1.6.3 第三次産業

解放初期の中国は第二次産業ばかりでなく、第三次産業の国民経済に占める割合はさらに微々たるものだった。1952年は全国就業人員の83.5%が第一次産業に従事し、第二次産業の就業人員は就業人員全体の7.4%、第三次産業のそれはわずか9.1%であった。政府が工業の発展に力を入れ、工業体系が急速に整備されていくにつれて、第二次/第三次産業の就業人員も急増し、1978年末には第三次産業生産額の国民総生産に占める割合が20%を超えるまでになったが、それでも第一次/第二次産業よりは低く、1985年に初めて第一次産業

を超える 28.5%を記録し（当時の第一次産業の割合は 28.4%）、1980 年代末には 30%を突破した。その後はほぼ 30-40%の水準で安定し、国内 GDP の 3 分の 1 を占めている。

就業比率は 17.3%に上昇し、第三次産業の就業比率は 12.2%に達した。改革開放後は経済発展と構造調整が一段と加速され、重工業偏向のそれまでの産業構造に対し国は産業構造改革を敢行すると同時に、人民の生活と密接な関係にある農業・軽工業・商業・飲食業・サービス業・修理業及び国民経済の発展を制約する交通運輸・郵電通信、金融保険業等のインフラ及び第三次産業へと発展の重点が置かれるようになった。20 年にわたる努力により、中国の産業構造は大きく調整され、長期間中国を悩ませてきた物不足という状況に終止符が打たれた。人民の生活は急速に改善され、経済発展を深刻に制約してきたインフラの「ボトルネック」も徐々に緩和され、産業構造が次第に合理的になっていった。経済構造と産業構造の調整が進むにつれ、就業構造にも変化が起こり、1998 年の就業人員全体に占める第一次産業従事者は 3 億 4,838 万人で 49.8%、第二次産業従事者は 1 億 6,440 万人で 23.5%、第三次産業従事者は 1 億 8,679 万人で 26.7%になった。これは 1952 年比で第一次産業が 33.7 ポイント減、第二次産業と第三次産業はそれぞれ 16.1 ポイントと 17.6 ポイント増になっている。

2 中国の非鉄金属行政組織の変遷と産業政策

2.1 中国の非鉄金属行政組織の変遷と現状

1983 年、非鉄金属工業を集中的かつ一元的に管理するために、国務院の承認を経て国家経済委員会は「中国有色金属工業総公司設立に関する報告」で、非鉄金属工業管理局が冶金部から分離され、それをベースに中国有色（非鉄）金属工業総公司が設立されることになった（以下、「総公司」と略称）。総公司は国務院直属の全民所有制企業（国有企業）で、独立採算の経済実体であり、国に対して経済的責任を負い法人資格を有していた。総公司は国の統一計画の下でその直属企業の生産/販売、人的資源/財物、国内外取引に対して一元的な指導を行い、統一的な経営管理を行っていた。総公司には董事会が設けられ、董事会指導下の総経理責任制が実施されていた。

その後、政府の行政機能と非鉄金属企業の経営管理機能を分離するために、国務院は 1998 年 4 月に中国有色金属工業総公司を解散すると同時に、非鉄金属業界を主管する行政機関として国家有色金属工業局を新たに設け、業界計画の策定、業界法規/規則・制度・標準の研究と業界管理、業界の構造調整の推進、企業及び事業体改革の指導を担当させた。

1999 年 8 月、中国アルミ業集团公司・中国銅亜鉛集团公司・中国稀有稀土（希土類）金

属集团公司の3社の業界集团公司が設立された。

2000年7月、国務院は上述の業界集团公司3社の解散を命じた。

2000年12月、国務院により国家有色金属工業局が廃止され、科学研究機関の一部が従来どおり国務院直属の管理下に入ったほか、総会社の所属事業体は全て地方に移管され、国家有色金属工業局が行使していた行政管理機能は全て国家経済貿易委員会が行使することになった。

2001年4月、国務院主管機関の承認と登録を経て、中国有色金属工業協会が設立された。同協会は全国的な非営利目的かつ業界的な経済社会組織で、法律に基づき成立した社会团体法人である。現在、中国有色金属工業協会にはチタニウム分会・金/銀分会・マグネシウム分会・再生金属分会・モリブデン分会・地鉄分会等12の下部機構がある。業界団体の役割と職能は次の通り。①国の政策・法規に基づき業界規則や業界規約を制定し、その実施を監督し、業界行為を規範化し、業界内の価格争議を調整し、公平な競争を擁護する。②調査研究を行い、政府が業界発展計画や産業政策及びそれ関連の法律法規を制定する際に意見や提案を行う。③政府の主管部門に協力して同業界の国家基準を制定・改正し、その実施を監督する。④政府の主管部門からの授権と委託を受けて、業界の統計調査業務を行い、業界情報を収集・整理・加工・分析・発表する。⑤政府関連部門からの授権と委託を受けて、基本建設・技術改造・技術導入・投資開発プロジェクトに対する初歩的な論証を行う。⑥政府関連部門からの授権と委託を受けて、品質管理監督業務と資格審査に参画し、業界としての検査や評議を行い、生産/経営許可証の審査と業界の損害調査業務を行う。⑦科学技術成果物の鑑定・表彰・普及、昇進査定・人材交流・業務トレーニングを行う。定期刊行物を発行し、コンサルティングを行う。展示即売会や展覧会を開催する。⑧国際的な経済/技術交流と協力活動を組織し、2国間または多国間の各種協議を組織実施し、国際的な同業組織の活動に参加する。⑨会員の要求を聞き入れ、会員間の関係を調整する。会員の合法的な権益を擁護する。⑩政府関連部門が委託したその他の業務を行う。

2.2 中国における非鉄金属工業投資及び鉱業投資分野関連の政策と産業政策の動向

2.2.1 「外資企業投資産業指導目録」(2004年改正)

国民経済と社会の発展と産業構造調整上の必要から「外資企業投資産業指導目録」とその付属文書を改正し、ここに公布する。2005年1月1日より施行する。2002年3月に旧国家発展計画委員会・旧国家経済貿易委員会・旧対外貿易経済合作部により公布された「外

「外資企業投資産業指導目録」はこれと同時に廃止する。

現行「外資企業投資産業指導目録」(2004年改正)は、2004年11月30日に公布され、2005年1月1日から施行されている。2004年に改正され、2002年3月11日に旧国家発展計画委員会・旧国家経済貿易委員会・旧対外貿易経済合作部が発表した「外資企業投資産業指導目録」はこれと同時に廃止する。同目録の外資企業の投資による産業は外資企業投資奨励産業目録・外資企業投資制限産業目録・外資企業投資禁止産業目録の3種類に分けられている。ここではそのうちの非鉄金属資源開発に関する目録を以下のように要約する。(番号は原文に基づく)。

外資企業投資奨励産業目録

二 採掘業

7. 低品位、選別と冶金が困難な鉱物の採掘、選鉱 (合弁、合作に限る。西部地区では外資単独出資可)
8. 鉄鉱石とマンガン鉱石の探査、採掘、選鉱
9. 銅・鉛・亜鉛鉱山の探査、採掘 (合弁、合作に限る。西部地区では外資単独出資可)
10. アルミ鉱山の探査、採掘

外資企業投資制限産業目録

二 採掘業

1. タングステン・錫・アンチモン・モリブデン・重晶石・螢石等の鉱産物の探査、採掘 (合弁、合作に限る)
2. 貴金属(金・銀・プラチナ族)の探査、採掘
4. 特殊/稀少石炭種の探査、開発(中国側マジョリティー)

外資企業投資禁止産業目録

二 採掘業

1. 放射性鉱産物の採掘、選鉱
2. 希土類の探査、採掘、選鉱

2.2.2 「産業構造調整指導目録(2005年版)」

国務院温家宝総理は2005年11月9日に国務院常務会議を召集し、「産業構造調整指導目録」を審議し、それを原則的に通過させた。2005年12月2日に「産業構造調整指導目録(2005年版)」が国家発展改革委員会より公布され、公布日より施行した。非鉄金属資源の探査開発とそれ関連の内容の要旨は以下の通り。

第一類：奨励類

八 非鉄金属

1. 非鉄金属鉱山の資源探査の引継ぎ及び主要探査技術の開発
2. 銅・アルミ・鉛・亜鉛・ニッケルの大中型鉱山の建設
3. 不足資源の深部及び採掘難度の高い鉱床の開発
4. 硫化鉱物の汚染のない製錬プロセスの開発と応用の強化
5. 高効率な抽出設備とプロセスの開発
19. 焙焼、熱圧予備酸化-青化金製錬技術、細菌酸化-青化金製プロセス開発と応用

第二類：制限類

七 非鉄金属

1. タングステン・モリブデン・錫・アンチモン・希土類の採掘・冶金プロジェクトと酸化アンチモン・鉛/錫（半田）生産プロジェクト（改造プロジェクトは除く）
2. 単系列年産 10 万 t 以下の粗銅製錬プロジェクト
3. 電解アルミプロジェクト（自焼成槽（自焙槽）の生産能力淘汰の交換プロジェクトと環境保護改造プロジェクトは除く）
4. 単系列年産 5 万 t 以下の鉛製錬プロジェクト
5. 単系列年産 10 万 t 以下の亜鉛製錬プロジェクト
6. マグネシウム製錬プロジェクト（総合利用プロジェクトを除く）
11. イオン型希土鉱の酸浸出製錬プロジェクト

八 金業界

1. 金精鉱処理量 50 t /日以下の独立したシアン化プロジェクト
2. 鉱石処理量 100 t /日以下で、採掘システムが付随していない独立した金鉱選鉱工場プロジェクト
4. 鉱石処理量 5 万 t /年以下の独立した堆積場プロジェクト
5. 金鉱石処理量 50 t /日以下の金採掘プロジェクト
6. 砂金鉱砂処理量 20 万立方メートル/年以下の砂金採掘プロジェクト
7. 森林区・農地・河道での金採掘プロジェクト

第三類：淘汰類（カッコ内の年は淘汰期限で、「淘汰期限 2006 年」とは 2006 年末までに淘汰しなければならないことを示す、その他も同じ）

一 立ち後れた技術設備

（六）非鉄金属業界

1. 国務院主管部門が未許可の、採鉱許可証のないタングステン・錫・アンチモン・イオン型希土鉱等、国の規定により保護的採掘を行う特定鉱物の採掘・選鉱プロジェクト。
2. 国務院主管部門が未許可の、採鉱許可証のないタングステン・錫・アンチモン・イオン型希土鉱の製錬プロジェクト及びタングステン加工（硬質合金を含む）プロジェクト。

3. マッフル炉、横タンク(横罐)、小型竖タンク(小竖罐)等を用いた焙焼を行い、簡易冷却凝縮収塵施設等の旧方式と設備での亜鉛製錬または酸化亜鉛製品の生産。
4. 旧式な鉄鍋または旧式な竈、蒸留タンク、坩堝炉及び簡易冷却凝縮収塵施設等による旧式水銀製錬。
5. 土室炉または坩堝炉焙焼、簡易冷却凝縮収塵施設等、旧式の酸化砒素の製錬または金属砒素製品。
6. アルミ自焙電解槽
7. 炉床面積が1.5m²以下の溶鋳炉銅製錬プロセスと設備
8. 炉床面積が1.5-10 m²の溶鋳炉銅製錬プロセスと設備(2006年)
9. 炉床面積が10 m²以上の溶鋳炉銅製錬プロセスと設備(2007年)
10. 電炉、反射炉による銅製錬プロセスと設備(2006年)
11. 製錬ガス制酸乾式浄化と高温濃酸洗浄技術
13. ピット炉、坩堝炉、ヘロルド炉等の立ち後れた方式のアンチモン製錬
14. 焼結鍋、焼結盤、簡易旧式溶鋳炉等の立ち後れた方式設備での鉛製錬プロセスと設備
15. 坩堝炉による再生アルミ合金と再生鉛の製錬プロセス(2005年)

2.2.3 中華人民共和国鋳産資源法

「中華人民共和国鋳産資源法」が1986年3月19日第6期全国人民代表大会常務委員会第15回会議で採択され、1996年8月29日第8期全国人民代表大会常務委員会第21回会議の「〈中華人民共和国鋳産資源法〉の改訂に関する決定」に基づき、本法に対し改訂がされた。

本法は、7つの章に分けられており、次の通り。第1章総則、第2章鋳産資源の探査登記と採掘審査批准、第3章鋳産資源の探査、第4章鋳産資源の採掘、第5章集団鋳産企業と個人採鋳、第6章法律責任、第7章付則、合計7章。

2.2.4 非石油・ガス鋳物資源の探査採掘への外資投資の奨励に関する若干の意見

「非石油・ガス鋳物資源の探査採掘への外資投資の奨励に関する若干の意見」が、2000年9月28日、國務院により当時の国土資源部、国家計画委員会、国家經濟貿易委員会、財政部、對外經濟貿易委員会、国家工商行政管理局など部門に下付し、実施。

本意見の内容は、非石油・ガス鋳物資源の探鋳権・採掘権市場に対する開放、外国投資による非石油・ガス鋳物資源の探査採掘の奨励、支援強化、西部地域での外国投資による非石油・ガス鋳物資源の探査採掘の奨励、外国投資による非石油・ガス鋳物資源の探査採掘に対する管理とサービスの規範化、改善を含んでいる。

2.2.5 探鋳権・採掘権の譲渡管理規則

「探鋳権・採掘権の譲渡管理規則」が、1998年2月12日國務院により公布され、実施した。本規則が探鋳権・採掘権の譲渡に対する管理を強化し、探鋳権者、採掘権者の正当な權益を保護し、鋳業発展を促進させることを目的とするもの。

第二章 中国の鉱業投資環境

1 鉱業市場の動向

1949年の建国以来、中国では大規模な鉱物資源探査が行われ、大きな成果を挙げてきた。現在発見されている鉱物は168種類で、確認埋蔵量がある程度判明されている鉱物は153種類、その内訳はエネルギー鉱物8種類、金属鉱物54種類、非金属鉱物88種類、水気鉱物3種類となっている。確認埋蔵価値は米国と旧ソ連に次いで世界第3位であり、世界でも有数の鉱物資源が豊富、かつ鉱種の最も揃った国の一つになっている。

中国の鉱物資源探査に向けられる資金は主に中央財政支出、地方財政支出、企業・事業単位の3つで、その他の財源は極めて少ない。1999年の地質探査体制改革後は、公益性地質事業と商業性のそれを分けるようになり、中央財政は原則的に商業ベースの鉱物探査には投資しないことになった。中央財政資金は主に大規模な国土資源調査プロジェクト・鉱物資源補償プロジェクト・地方の地質プロジェクト助成という公益性に富み、基礎的かつ戦略的な地質調査事業に使われている。2002年の全国の鉱物探査への投資額は合計222.03億元、2001年の222.37億元に比べやや少なくなっている。このうち、中央財政支出は合計10.03億元で全国合計額の4.52%、地方財政から支出されているものが7.24億元、企業・事業単位による投資は203.28億元で全体の91.56%を占め、今や中央政府に代わり中国鉱物探査投資の主な担い手になっている。毎年の中中央財政総支出額を見ると、鉱物探査のそれに占める割合が最も高かったのは1992年で3.41%であったが、2002年には1.01%と、1956年以来の最低水準にまで下がっている。

1986年に「鉱物資源法」が公布されて以後、中国各地の鉱物探査登記管理は「証書をただで交付すると言っても受けてもらえない」、「申請すれば必ず許可する」、「探鉱権を有償譲渡する」といった3段階を経てきた。1999年から2002年にかけて、全国で受理された探査許可証申請件数と実際に許可された件数が年々増え、鉱物探査の登記管理が徐々に規範化されていった。この4年間に受理された全国探査申請件数は合計27,458件で、許可証発行許可件数は22,589件、登録された探査面積は合計6957,145 km²、探鉱使用費の徴収額は2.5億元であった。

2 鉱業権市場の規定とその取得のための審査許可手続き

外資企業は中国の法律法規に従い地質探査資質証書・探査許可証・採掘許可証を申請し、審査許可された後に、中国領内または中国が管轄しているその他の海域において合弁・合作・独資の形で鉱物資源の探査と採掘を行うことができる。

外資企業が探査採掘した鉱物資源の探鉱権と採掘権を申請する際、その申請人は出資者またはその設立法人でなければならない。二人以上が出資して合弁企業または合作企業を興して鉱物資源の探査/採掘を行う場合には、企業が探査権と採掘権の申請人でなければな

らない。合作企業を設立せずに探査/採掘を行う場合は、出資者同士が書面で探査権と採掘権の申請人をそれぞれ指定しなければならない。

採掘権の申請人は企業法人でなければならない。採掘権の申請人は企業法人以外に、工商行政管理機関に正式に登録され、非法人企業営業許可を持つ、海外と関係のある全ての合弁会社・合作会社・駐在事務所がなることができ、法人資格を有する申請人に準じて申請を行うことができる。

外資企業が鉱物資源の探査と採掘に投資する場合、國務院地質鉱物主管部門が審査及び登記を行い、探査許可証と採掘許可証を発行する。

2.1 探鉱権と採掘権の取得及びその権利と義務

2.1.1 探鉱権の取得

(1) 探鉱権取得の基本的手順

鉱物資源の探査に従事する外資企業は、商務主管部門の承認を得て、工商行政管理機関で法に基づき登録をし、国土資源部門に探鉱権を申請しなければならない。

外資企業が商務主管部門に対し申請を行う際は、「外資企業代表機構設立申請表」を記入するほか、以下の書類を提出しなければならない。

- ①当該企業の董事長または総経理が署名した申請書（常駐代表機構の名称・首席代表・業務範囲・駐在期間・場所等が記載されていること）
- ②当該企業の所在国または所在地域の関係当局が発行した営業許可証
- ③当該企業と取引のある銀行が発行した資本信用証明書
- ④当該企業が駐在代表機構の駐在員を委任する際の授權書と駐在員の略歴と写真。

商務主管部門は外資企業の代表機構設立申請に係る審査・照合を行い、設立してもよいと判断されたものに対しては許可後に許可証を発行する。

外資企業は許可証を受領後、許可証と記入済みの申請書と上記 4 種類の書類を持って工商行政主管部門に行き登記手続きをし登記証を受領する。その後、国土資源部門に探査許可証を申請する。

(2) 探鉱権を取得するために必要な書類

- ①申請登記書と申請範囲図
- ②探査業者の資質証書のコピー
- ③探査作業計画・探査契約または委託探査を証明する文書
- ④探査実施案と付属書
- ⑤探査プロジェクト資金出所証明
- ⑥國務院地質鉱物主管部門の規定で定められているその他の提出書類

(3) 探鉱権者の権利と義務

①権利

- a. 規定された時間と場所の範囲内で探査を行う

- b. 作業エリアと隣接エリア間の通行、電力・水・通信のための配管/配線を敷設する
- c. 土地を一時的に使用する
- d. 作業エリア内で新たに発見された鉱物の探鉱権を優先的に取得する
- e. 作業エリア内の鉱物資源採掘権を優先的に取得する
- f. 回収の許可された回収鉱産物を販売する
- g. 探鉱実施エリアで作業妨害や権利侵害を受けない
- h. 探鉱権の譲渡
- i. 探鉱権の賃貸
- j. 探鉱権を抵当にいれる

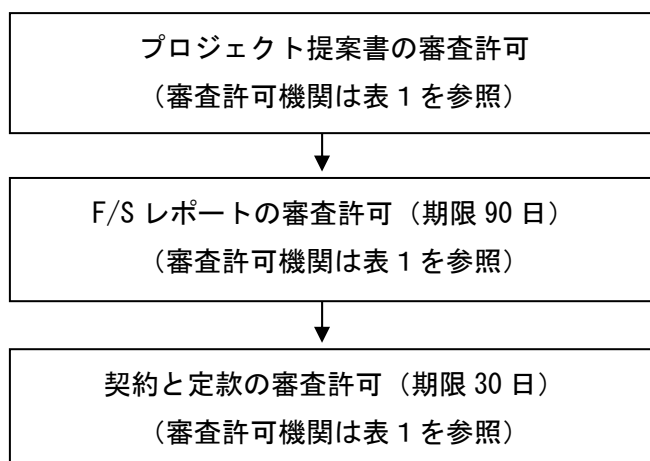
②義務

- a. 規定された期限内に施工を開始し、探査を完了させる
- b. 登記管理機関に作業状況を報告する
- c. 設計通りに施工し、勝手に採掘しない
- d. 総合的探査とその評価
- e. 探査報告を作成する
- f. 探査資料をまとめて提出する
- g. 土地を利用可能状態に回復させ、環境を保護する
- h. 探査終了後すぐに坑井と坑道を埋め戻す
- i. 探鉱権使用費を納め、探査に必要な最低資金を投入する
- j. 国の出資による探査で発生した探鉱権を譲渡する場合は、アセスメントを委託する必要がある

2.1.2 採掘権の取得

外資企業が中国国内で鉱物資源の採掘を行う場合、採掘企業の設立が義務づけられている。外資企業が採掘企業の設立を申請する場合は商務部門の許可が必要で、工商行政管理機関で法に基づき登録をし、国土資源部門に採掘権を申請しなければならない。

(1) 採掘権取得のフローチャートは以下の通り。



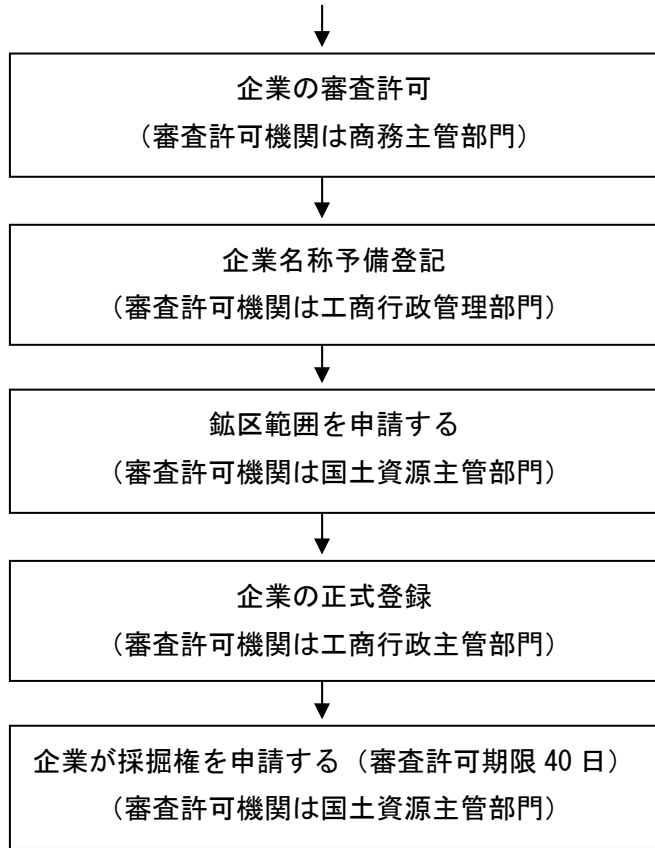


表 1 各級政府のプロジェクトに対する審査許可権限及び審査許可部門

審査許可内容 プロジェクトの性質		プロジェクト提案書	F/S レポート	契約・定款
投資総額が国務院から授権された審査許可権限を超えるか、または審査許可権限を超えていないが、建設と生産条件で国の総合的なバランスを考慮しなければならないプロジェクト		省・自治区・直轄市・特別計画都市・経済特区が国土資源主管部門に審査意見を提出し、国家発展改革委員会が審査許可する		商務部
投資総額が 1 億米ドル超の大プロジェクト		国家発展改革委員会と国土資源部が審査意見を提出し、国務院が審査許可する		商務部
投資総額が国務院の授権限度額以下のプロジェクト	地方政府プロジェクト	地方の発展改革委員会が地方国土資源主管部門と共に審査許可する		地方と同級の商務主管部門
	部・委員会プロジェクト	各部・委員会が自ら審査許可する		商務部

(2) 採掘権の取得に必要な書類

- ①採掘権申請登記書
- ②地質地形図または地質図をベースにした鉱区範囲図（ターニングポイント標定、国の直角座標と鉱区面積を添付）
- ③プランニング資格のある機関が作成した鉱物資源開発利用プラン。以下の内容を含むものとする。鉱山の位置・地形・埋蔵量・品質・確認状況・鉱区範囲・採掘鉱種・利用予定埋蔵量・鉱山の生産規模・サービス期間・採掘方式・採掘方法・総合開発/総合利用面の技術・経済的裏付け・確定方法
- ④法人営業許可証または個人営業許可証
- ⑤鉱山の建設規模に相応しい資金・技術・設備を備えていることを証明する書類
- ⑥国が出資した探鉱作業により存在が明らかになった鉱産地採掘権を申請する場合は、採掘権に係る評価確認の関連書類を提出する必要がある
- ⑦環境アセスメント報告書及び環境保護部門の審査許可意見

(3) 採掘権者の権利と義務

①権利

- a. 規定された時間と場所の範囲内で採掘を行う
- b. 鉱産物を販売する
- c. 鉱区内に生産と生活のための施設を建設する
- d. 土地を一時的使用する
- e. 採掘権を譲渡する
- f. 採掘権を賃貸する
- g. 採掘権を抵当にいれる
- h. 探鉱権の妨害や権利侵害を受けない

②義務

- a. 規定された期間と場所の範囲内で採掘を行う
- b. 有効に保護し、合理的に採掘し、資源を総合利用する
- c. 資源税と鉱物資源補償費を納める
- d. 安全生産・水土保持・土地を利用可能状態に回復させる・環境保護
- e. 鉱業行政管理部門の監督管理を受け、埋蔵量の変化を統計して報告する
- f. 採掘権使用費を納める
- g. 国の出資による探査で発生した採掘権を譲渡する場合はアセスメントを委託する必要がある
- h. 鉱山の閉鎖時には地質資料をまとめて提出する

2.1.3 探鉱権/採掘権の入札・競売・公示

探鉱権/採掘権の有償取得制度を整備し、国土資源の配置に対する市場の役割を十分に発

揮させ、政府の管理と市場運営を結合させた鉱物資源配分の最適化のための新メカニズムを構築し、探鉱権者と採掘権者の合法的権益を守ることを目的に、国土資源部は 2003 年 6 月に「探鉱権採掘権入札・競売・公示管理法（試行）」を公布した。探鉱権/採掘権の入札・競売・公示は探査許可証と採掘許可証発行に係る法定権限に則り、県級以上の政府の国土資源行政主管部門が責任を持って行う。新規設定の探鉱権/採掘権に限り入札・競売・公示方式が適用され、既存の探鉱権/採掘権まで遡及するものではない。

(1) 新規探鉱権の入札・競売・公示の範囲

- ①国が出資して探査を行い、それにより更に探査する余地があると判明した鉱産地
- ②探鉱権が消滅している鉱産地
- ③国と省の鉱物資源探査により画定された探査エリア
- ④主管部門が規定しているその他の状況の状況

(2) 新規採掘権の入札・競売・公示の範囲

- ①国が出資して探査を行い、それにより採掘を行う価値があると判明された鉱産地
- ②採掘権が消滅している鉱産地
- ③探鉱権が消滅している採掘可能な鉱産地
- ④主管部門の規定により探鉱権を設けなくても採掘してよいとされた鉱物
- ⑤国土資源部と省級主管部門が規定しているその他の状況

(3) 入札により与えられる探鉱権/採掘権の範囲

探鉱に係る商業活動への投資を奨励し、探鉱権市場参入のためのハードルを低くし、更には国民生活に深く関わる鉱産地と鉱物資源を保護し、最大限に資源の経済効果と社会効果及び環境効果を発揮するために、入札・競売・公示方式で探鉱権/採掘権を新規に設ける際は、入札のように価格の高さだけを問題にしない方法により、かつ総合的に各要素を考慮した上で、探鉱権/採掘権について最良のプランを考案した応募者に与える。

- ①国家が出資した探査プロジェクト
- ②埋蔵量の多いエネルギー鉱産地または金属鉱産地
- ③共生（随伴）鉱が多く、総合技術利用の要求度の高い鉱産地
- ④国民経済にとって大きな価値のある鉱区
- ⑤法律法規及び国家政策の規定により新規探鉱権/採掘権の設定が可能な環境的にセンシティブな地域と国家规定の環境品質基準を満たしていない地域

(4) 入札・競売・公示の方式で授与してはならない探鉱権/採掘権の範囲

- ①探鉱権者が法に依りその探鉱エリア内の採掘権を申請する場合
- ②鉱物資源計画に適合しているか、または鉱区全体計画内の鉱山企業と隣接している鉱区、既に採掘権が設定されている鉱区内の上/下部の一括採掘が必要な区域
- ③国家重点インフラプロジェクトと社会公益性プロジェクトに建築用鉱産資源を提供する場合
- ④探鉱権/採掘権に争議がある場合

- ⑤法律法規で別途規定があるか、または主管部門が特別な事情により入札・競売・公示の方式で授与すべきでないとして規定している場合

2.2 探鉱権/採掘権の譲渡

探鉱権/採掘権の譲渡とは、探鉱権/採掘権の所有者が法に依り探鉱権/採掘権を移転する行為を指し、具体的な方法には売却・探鉱権/採掘権による出資・合作・企業再編等がある。探鉱権/採掘権の賃貸と担保については、探鉱権/採掘権の譲渡条件と手順に従い手続きを行い、それらを発行した機関が審査許可する。

どの形式による探鉱権/採掘権の譲渡であっても、譲渡の当事者双方は登記管理機関に申請をし、それが審査許可された後に登記変更手続きをしなければならない。採掘権者は採掘権を請負方式で他者に譲渡し採掘させてはならない。

2.2.1 探鉱権/採掘権譲渡の詳細条件

(1) 探鉱権を譲渡する際の具体的な条件

①時間に係る条件

探査許可証が発行された日から満一年以内、または探査作業区内で一層の探査または採掘価値のある鉱物資源が発見された場合。

②投資に係る条件

探査のための規定最低投資が終了していなければならない。なお、探査の初年度は1 km²当たり 2,000 元、2 年目は1 km²当たり 5,000 元、3 年目は1 km²当たり 10,000 元である。探鉱権者の投入が該年度の規定額を超えた場合、超えた部分は次の探査年度の探査投入に繰越すことができる。自然災害等の不可抗力により、探査作業が正常に行えない場合、探査権者は登記管理機関に最低投入額の減額を求める報告書を提出することができる。登記管理機関は報告を受領した日から 30 日以内に回答しなければならない。

③権限の帰属に係る条件：探鉱権の帰属に係る争議がない。

④費用納付に係る条件

国の関連規定に従い既に探鉱権使用費と探鉱権取得費用を納めている。

⑤その他：国務院地質鉱物主管部門が規定しているその他の条件。

(2) 採掘権を譲渡する際の具体的な条件

①時間に係る条件：鉱山企業が採掘事業に投資して満1年が経過している。

②権限の帰属に係る条件：採掘権の帰属に争議がない。

③費用納付に係る条件：国の関連規定に従い既に採掘権使用費・採掘権取得費用・鉱物資源補償費・資源税を納めている。

④その他：国務院地質鉱物主管部門が規定しているその他の条件。

2.2.2 探鉱権/採掘権の譲渡手順

(1) 探鉱権/採掘権譲渡の申請と受理

①探鉱権者と採掘権者が譲渡を申請する前にしておくべきこと

探鉱権/採掘権を部分的に譲渡する場合（探鉱権に含まれる一部の探査権地域または採掘権の一部採掘範囲を譲渡する）、元の登記管理機関で関連の分割変更登記をし、譲渡予定の部分に対して独立した探鉱権または採掘権を設定しなければならない。

元の探鉱権/採掘権の法定有効期間内に探鉱権/採掘権の譲渡の審査許可または探査・採掘作業が終了できない場合は、譲渡申請人は同時か、または事前に元の登記管理機関で探鉱権/採掘権の延長登記手続きを行わなければならない。

売却方式により探鉱権/採掘権を譲渡する場合は、譲受人と譲渡契約を結ばなければならない。探鉱権/採掘権による出資という方式で探鉱権/採掘権を譲渡する場合は、まず合弁/合作企業を設立するか、または企業の株式化を行い、その後元探鉱権者と採掘権者と新企業間の権利義務関係を明確にし、探鉱権/採掘権譲渡契約を結ばなければならない。

国が出資することで発生した探鉱権/採掘権を譲渡する場合は、探鉱権/採掘権に対しての評価と確認を行わなければならない。

関連規定により探鉱権/採掘権の譲渡申請書類を用意する。

②探鉱権/採掘権譲渡に必要な申請書類

- a. 譲渡申請書
- b. 譲渡人と譲受人の間で交わされた譲渡契約
- c. 譲受人の資質条件を証明する書類
- d. 譲渡人が譲渡条件に適合していることを証明する書類
- e. 鉱物資源探査報告書または採掘状況報告書
- f. 国の出資により発生した探鉱権/採掘権を譲渡する場合は、探鉱権評価結果書と確認書を提出しなければならない。
- g. 国有企業が探鉱権/採掘権を譲渡する場合は、関連部門が譲渡に同意したことを示す許可文書を提出しなければならない。
- h. 譲渡しようとする探鉱権/採掘権が再譲渡である場合、前回譲渡した際の許可書類のコピーを提出しなければならない。
- i. 探鉱権/採掘権譲渡審査機関が要求したその他の関連書類

③探鉱権/採掘権譲渡申請の受理

探鉱権/採掘権譲渡申請人が上記申請書類を提出し、それらが規定に適合している場合、審査許可機関は譲渡申請を受理してから40日以内に、譲渡の許可または不許可の決定を出さなければならない。申請人が提出した申請書類に不備があるか、または規定に適合していない場合は、受理されず、申請書類は申請人に返却される。

(2) 探鉱権/採掘権譲渡の登記変更

探鉱権/採掘権の譲渡人と譲受人は譲渡許可の通知を受けてから 60 日以内に、元の証書発行機関で登記変更手続きを行わなければならない。譲受人は国の関連規定に従い関連費用を納めた後に新しい探査許可証または採掘許可証を受領する。

(3) 探鉱権/採掘権の譲渡に係る手順 (図 9 を参照)

2.2.3 探鉱権/採掘権の譲渡方式

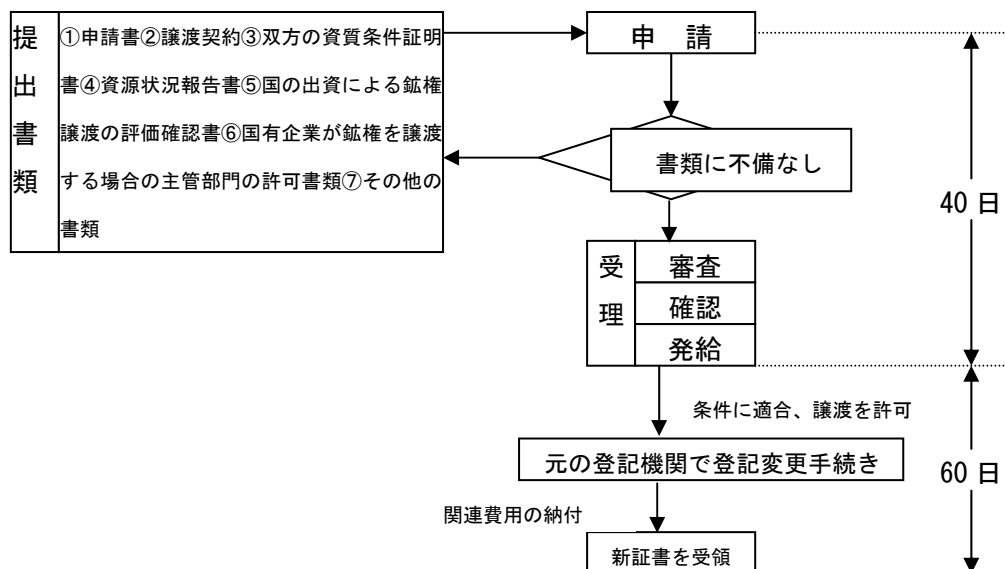
(1) 売却・探鉱権/採掘権による出資・合作

探鉱権/採掘権の売却は探鉱権/採掘権者が法に基づき探鉱権/採掘権を他者に売って鉱物資源を探査採掘させる行為を指す。

探鉱権/採掘権による出資とは探鉱権/採掘権者が法に基づき探鉱権/採掘権を価格ベースで評価した後に企業に資本参加し、その出資比率により相応の権利と履行すべき義務を行使する行為をいう。

合作探査または合作採掘経営とは、探鉱権/採掘権者が他者の資金・技術・管理等を使うこと指し、合作契約を結ぶことで権利と義務を定め、共同で鉱物資源を探査採掘する行為をいう。

図 9 探鉱権/採掘権譲渡のフローチャート



(2) 譲渡契約

探鉱権/採掘権を譲渡するに当たっては、当事者が法に基づき探鉱権/採掘権の譲渡契約を結ばなければならない。譲渡契約は譲渡方式により売却譲渡契約・合併譲渡契約・合作譲渡契約の 3 タイプに分けられる。譲渡契約は譲渡が許可された日から発効する。

(3) 注意事項

探鉱権/採掘権者が上場株式会社に再編される際に、探鉱権/採掘権を価格ベースで評価し、上場企業の資本金として計上することもできるし、探鉱権/採掘権を上場企業に譲渡し対外的に開示することもできるが、譲渡の審査許可手続きと変更手続きを行う前に、探鉱権/採掘権の評価を委託し、探鉱権/採掘権の評価結果を国務院地質鉱物主管部門に確認してもらう必要がある。鉱業株式制会社が海外で上場する場合、その国の規定により海外の評価機関に探鉱権/採掘権を評価してもらうが、評価報告書を国務院地質鉱物主管部門に提出しなければならない。

探鉱権/採掘権を売却するか、または合併/合作法人を設立して鉱物資源を探查採掘する場合は、探鉱権/採掘権譲渡の審査許可手続きと変更登記手続きを行わなければならない。

合併/合作法人を設立せずに鉱物資源を探查または採掘する場合は、合併または合作契約締結後にそれを登記管理機関に提出しなければならない。

採掘権申請人が採掘許可証を取得後に、他者と合併/合作して採掘を行うための新企業を設立しなければならない場合は、採掘生産満一年という制限を受けない。

部分的に探鉱権/採掘権を売却する場合、売却申請をする前に登記管理機関に探鉱権/採掘権の分割申請をし、許可を得てから探鉱権/採掘権の登記変更手続きをしなければならない。原則上、採掘権については部分的な譲渡は認められていない。

(4) 探鉱権/採掘権の賃貸

探鉱権/採掘権の賃貸とは、探鉱権/採掘権者が貸し手となり探鉱権/採掘権を借り手に賃貸し、賃貸料を受け取る行為をいう。探鉱権/採掘権の賃貸は国務院が規定している探鉱権/採掘権の譲渡条件に合致していなければならない。探鉱権/採掘権者は探鉱権/採掘権の賃貸期間中も探鉱権/採掘権者に課されている法定責任と義務を負うものとする。

国の出資により発生した採掘権を賃貸する場合、採掘権譲渡の規定に従い評価と確認を行い、採掘権の価格は関連規定に従って処理されるものとする。既に賃貸に出されている採掘権については、売却・合併・合作・上場・抵当権設定をすることはできない。

① 賃貸申請に必要な書類

- a. 賃貸申請書
- b. 許可証のコピー
- c. 探鉱権/採掘権賃貸契約書
- d. 借り手の資質証明または営業許可書
- e. 登記管理機関が要求したその他の関連書類

② 賃貸契約の主な条項

- a. 貸し手と借り手の氏名・法定代表者の氏名・登記住所または住所
- b. 賃貸に出す探鉱権/採掘権の名称・許可証番号・発給機関・有効期限・探鉱権採掘権範囲座標・面積・鉱種
- c. 賃貸期間と用途

- d. 賃貸料と支払方法
- e. 賃貸双方の権利と義務
- f. 契約期限
- g. 争議の解決方法
- h. 違約責任

③注意事項

- a. 探鉱権/採掘権の借り手は探鉱権/採掘権を再譲渡してはならない。
- b. 採掘権の借り手が採掘中に採掘方法と主要鉱種を変える必要がある場合は、貸し手が登記管理機関に審査許可を申請し、登記変更手続きをしなければならない。
- c. 法に依り採掘権者の採掘許可証が取り消された場合、これにより生じた諸々の状況はその責任のある側が負う。
- d. 賃貸関係終了後 20 日以内に、貸し手は登記管理機関に賃貸終了手続きの申請をしなければならない。

(5) 探鉱権/採掘権の抵当権設定

探鉱権/採掘権の抵当権設定とは、探鉱権/採掘権者が法に基づき債務者として、その所有する探鉱権/採掘権が譲渡されないという前提の下で、債権者に担保として供する行為をいう。探鉱権/採掘権を抵当物として差し出した債務者が抵当権設定者、債権者が抵当権者、担保として出された探鉱権/採掘権が抵当物となる。

探鉱権/採掘権を抵当権設定するには下記のことには注意しなければならない。

- ①債権者が抵当権設定者に抵当物の価値の提出を求めた場合、抵当権設定者は評価機関に抵当物の評価を依頼しなければならない。
- ②探鉱権/採掘権を抵当権設定する場合、探鉱権/採掘権者は抵当契約を持参し、探鉱権/採掘権許可証発行機関に届け出なければならない。探鉱権/採掘権の抵当関係が解除されてから 20 日以内に、探鉱権/採掘権者は書面で許可証発行機関に通知する。
- ③債務者が債務を履行しない場合、債権者は抵当権の実行を申請する権利を有し、処理された探鉱権/採掘権から法に基づいて弁済が受けられる。新探鉱権/採掘権の申請人は国が規定している資質条件を満たしていなければならない、当事者は法に基づいて探鉱権/採掘権の譲渡・変更手続きを行わなければならない。
- ④採掘権者の採掘許可証が取り消された場合、これにより生じた諸々の状況は債務者が負う。

3 環境保護関連の規定

改革開放以来の工業の急速な発展に伴い、大気・水・土壌等の生態汚染問題が先鋭化し、環境問題が深刻化しつつある。こうした中、中国政府は 1970 年代末から 80 年代初めにかけて環境保護措置を次々に打ち出し、環境保護関連の政策法規・関連規定・測定基準等の制定を強化し、環境保護をより重要な戦略的なものとして位置付け、それを基本国策とするようになったが、具体的には鉱山に関する環境保護、クリーン生産を推進するための法

律法規・環境基準・排出基準等がある。

非鉄鉱山の投資開発における環境と安全生産面の注意事項は下記の通り。

3.1 採掘位置の合致及びその採掘プラン・生産条件・安全措置・環境保護措置等の審査

「中華人民共和国鉱物資源法」第20条の規定により、国务院の関連主管部門の同意を得ずに以下の区域で鉱物資源を採掘してはならない。

- (1) 港・空港・国防施設圏内とされている区域
- (2) 重要工業エリア・大型水利工事施設・都市市政工事施設付近の一定範囲内
- (3) 鉄道・幹線道路両側から一定範囲内
- (4) 重要河川・堤防両側から一定範囲内
- (5) 国が規定している自然保護区・重要景勝区・国が重点的に保護している移動できない歴史文物と名勝旧跡の所在地
- (6) 国が鉱物資源の採掘を禁止しているその他の地域

「中華人民共和国鉱物資源法」第15条、第31条、第32条は、鉱山企業を設立するに当たっては、国が規定している資質条件に合致していなければならない、法律と国の関連規定に従い、審査許可機関がその鉱区の範囲・鉱山プランまたは採掘プラン・生産技術条件・安全措置・環境保護措置等について審査し、合格したものに対してのみ許可すると規定している。鉱物資源を採掘する際は、国の労働衛生規定を遵守し、安全生産上の必要条件を備えていなければならない。鉱物資源を採掘する際は、環境保護のための関連法律の規定を遵守し、汚染を防止しなければならない。

非鉄鉱山開発プロジェクトの環境アセスメントレポートまたは報告表は、採掘登記手続きの申請と採掘許可証を得るための必須条件であり、環境アセスメントに関する章を設けていない報告書またはプランについては、審査許可機関はそれを許可しないことが調査から分かった。

「中華人民共和国環境アセスメント法」第17条は、建設プロジェクトの環境アセスメントレポートには以下の内容が含まれていなければならないとしている。

- (1) 建設プロジェクトの概況
- (2) 建設プロジェクト周辺環境の現状
- (3) 建設プロジェクトが環境に与える影響の分析と予測及び評価
- (4) 建設プロジェクトの環境保護措置及びその技術と経済性に関する論証
- (5) 建設プロジェクトが環境に与える影響の経済損益の分析
- (6) 建設プロジェクトに対して環境モニタリングを実施するための提案
- (7) 環境アセスメントの結論

建設プロジェクトの環境アセスメントレポートは、資格証明書を保有する評価機関に依頼しなければならない。「建設プロジェクト環境アセスメント資質管理弁法」第2条の規定によれば、委託を受け建設プロジェクトの環境アセスメントに技術的サービスを提供する

機関（以下「評価機関」と称する）は、本弁法でいう建設プロジェクト環境アセスメント資格（以下「評価資格」と略称する）を申請しなければならない。国家環境保護総局の審査に合格して「建設プロジェクト環境アセスメント資格証書」を取得（以下「資格証書」と略称する）して初めて資格証書で規定されている資格等級と評価の範囲内で環境アセスメントの技術サービスに従事できる。

非鉄鉱山の開発は建設プロジェクト環境アセスメント資格の評価カテゴリーで採掘業に分類されている。それには地質探査・露天採掘・石油及び天然ガスの採掘・石炭の採掘/選炭・金属鉱/非金属鉱の採掘/選別等のプロジェクトがある。

3.2 非鉄鉱山企業に対する環境保護上の要求

非鉄鉱山企業の環境保護の重点は主に尾鉱の処理と採掘選別作業用水の排出であり、次に粉塵と廃ガス及び放射性物質の汚染問題がある。

「中華人民共和国固形廃棄物環境汚染対処法」第 32 条と第 36 条では、工業固形廃棄物を産出する組織は国務院環境保護行政主管部門の規定に従い、所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門に工業固形廃棄物の種類・発生量・ルート・貯蔵・処置等についての関連資料を提出しなければならないと規定している。また、鉱山企業は鉱産物の科学的な採掘方法と選別技術を採用すると同時に、尾鉱・ボタ・廃石等の鉱業固形廃棄物の発生量と貯蔵量を減らすことが規定されている。

尾鉱・ボタ・廃石等の鉱業固形廃棄物貯蔵施設の使用停止後は、鉱山企業は国の環境保護関連規定により作業場を閉鎖し、環境汚染と生態破壊を防止しなければならない。

国家環境保護総局が公布した「一般工業固形廃棄物貯蔵/処理場の汚染制御基準」により、新設・増設・改造・竣工し操業が開始されている一般工業固形廃棄物の貯蔵/処理場に対し場所の選定・設計・運営管理・閉鎖と封鎖・汚染制御・モニタリング等の要件が詳細に規定されている。

「鉱山の生態環境保護と汚染防除技術政策」で定められている指導方針と技術上の原則的要求は以下の通り。

- (1) 鉱物資源の開発は「汚染防除と生態環境保護は共に重要であり、生態環境保護と生態環境建設を同時進める。予防を主とし、防除にも努め、工程を制御し、総合的に処理する」という指導方針を徹底させる。
- (2) 鉱物資源の開発は循環型経済の「汚染物のリデュース・資源のリユース・リサイクル」の 3R の原則に対応したものでなければならない。具体的には以下の通り。
 - ① エコ採掘技術により鉱区の生態のゼロダメージまたはダメージの最小化を図る。
 - ② 乾式または節水型プロセスを発展させて水の使用量を減らす。
 - ③ 廃棄物のゼロエミッションまたはスモールエミッション技術を発展させて廃棄物の産出を最大限減らす。
 - ④ 鉱山廃棄物はまず有価金属とその成分を取り出すか、エネルギーを利用し、次に建

材または他の用途に使用し、最後に無害化処理を行うという原則に従って処理する。

同「鉱山の生態環境保護と汚染防除技術政策」の選鉱廃水と廃ガス処理についての要求は以下の通り。

- ①選鉱廃水（尾鉱庫からの溢流水を含む）は循環利用し、できるだけ密閉循環させる。循環させないものについては収集処理後に基準を満たしてから排出する。
- ②シアンと重金属を含有する選鉱廃水の高効率の処理技術を開発普及させる。
- ③粉塵源の密閉・局所換気・粉塵防止装置の取り付けにより、破碎とスクリーニング工程で発生する粉塵汚染を防止する。

尾鉱の貯蔵と総合利用に関する要求は以下の通り。

- (1) 尾鉱専用庫を建造すると同時に、尾鉱庫の二次環境汚染と二次地質災害誘発の防止措置を講じる。
 - ①浸出防止及び集排水の措置を講じ、尾鉱庫からの溢流水が地表水と地下水を汚染しないようにする。
 - ②尾鉱庫の堰面と土手斜面には植物を植えるか、またはカバーをかける等の措置を講じ、揚塵・滑落・水土流出の防止対策とする。
- (2) 選鉱固形廃棄物の総合利用技術を普及させる。
 - ①尾鉱再選と随伴鉱及び有価元素の回収技術
 - ②尾鉱を利用して建築材料及びその他の製品を製造する技術（セメント添加剤や尾鉱製レンガ等）
 - ③尾鉱やボタを充填材とし、採掘エリアや陥没箇所を埋める工法を普及させる

1996年に改定された「中華人民共和国水汚染対処法」第31条では、すべての水銀・カドミウム・ヒ素・クロム・鉛・シアン化物・黄燐等の可溶性猛毒廃棄物の河や沼への廃棄または地中埋蔵を禁止している。

環境保護総局と国土資源部及び衛生部が2005年9月7日に公布した「鉱山生態環境保護と汚染対処技術政策」では、選鉱工程で発生する廃水と廃ガスについて以下のように要求している。①選鉱廃水（尾鉱庫からの溢流水を含む）の循環利用では、できるだけ密閉循環とする。循環利用できない部分は収集処理し、基準に達した後に排出する。②シアンと重金属を含有する選鉱廃水を効率よく処理できる技術の開発普及に努める。③粉塵源の密閉・局所換気・粉塵防止装置等の取り付けにより、破碎と選鉱工程で発生する粉塵汚染に対処する。

尾鉱の貯蔵と総合利用に関する規定は以下の通り。①尾鉱専用庫を建造すると同時に、尾鉱庫の二次環境汚染と二次地質災害誘発の防止措置を講じる。②選鉱固形廃棄物の総合利用技術の普及に努める。

「2003年非鉄金属工業環境統計資料」（中国非鉄金属工業協会産業コンサル部 2004.5）

のデータによれば、ここ数年の非鉄鉱山の選鉱用水は約 4.5 億 t ほどで、このうち重複使用に供される水量は 3.5 億 t、重複利用率は 75-78%であった。選鉱以外の廃水排出量は 0.5-1 億 t あるが、このうち基準に達しているものは 0.45-0.85 億 t で、基準達成率は約 88%になっている。

中国の非鉄鉱山の尾鉱産出量は 0.7-1.2 億 t で、このうち総合利用している量は 360-550 万 t である。調査により大型非鉄鉱山と（独立した）選鉱工場には必要な尾鉱施設がほぼ揃っていることが分かった。

国家技術監督局により改定された「汚水総合排出基準」GB4913-85 では、重/非鉄金属工業汚染物排出基準が定められているが、その詳細は以下の通り。

第一類汚染物最高許容排出濃度 単位：mg/L

番号	汚染物	最高許容排出濃度
1	総水銀	0.05
2	アルキル水銀	検出不可
3	総カドミウム	0.1
4	総クロム	1.5
5	6 価 クロム	0.5
6	総ヒ素	0.5
7	総鉛	1.0
8	総ニッケル	1.0
9	ベンゾ (a) ピレン	0.00003
10	総ベリリウム	0.005
11	総銀	0.5

「鉱山の生態環境保護と汚染防除技術政策」では、以下のような中長期目標が設定されている。

2010 年に達成すべき目標

- (1) 新設・増設・改造による選炭と鉄系冶金選鉱における水の重複利用率を 90%以上に引き上げる。新設・増設・改造による非鉄金属選鉱における水の重複利用率を 75%以上に引き上げる。
- (2) 尾鉱の利用率を 10%以上に引き上げる。

2015 年に達成すべき目標

- (1) 冶金選鉱場と非鉄金属選鉱場の選鉱水の循環利用率を 2010 年の基準よりそれぞれ 3%引き上げる。
- (2) 尾鉱の利用率を 2010 年の基準より 5%引き上げる。

同「技術政策」の審査指標体系という項目の中で、政府の主管部門に対し鉱山の生態環

環境保護と汚染防除の審査指標体系を構築整備するよう要求しているが、その際は下記の指標が審査指標体系に組み入れられることになる。

- (1) 採取率・貧化率・選鉱回収率・総合利用率等の鉱物資源の総合開発利用指標
- (2) 固形廃棄物の総合利用率及び水の重複利用率等に係る廃棄物資源化利用指標

3.3 非鉄鉱山企業の安全生産に関する厳格かつ詳細な規定

「金属と非金属地下鉱山安全規定」と「鉱山安全条例」の国家基準に、露天鉱と地下鉱山の坑道・地下採掘・運搬と巻き上げ・換気防塵・電気設備・防排水・防火と消火面の安全要求及び工業衛生上の要求についての記述があり、鉱山の安全生産を管理監督するための「鉱山安全監査条例」も制定されている。

鉱山企業が開発・地質探査・鉱山設計・鉱山の建設と生産をするに当たっては、いずれも上記の規定と条例及び各鉱山企業主管部門が定めている鉱山安全規則を厳格に執行することが要求されている。建設プロジェクトの F/S レポートとプロットプランでは、鉱山の安全条件についての論証を行わなければならない。「安全第一、予防優先」という安全生産のための原則を徹底させ、安全管理の科学化と標準化を徐々に目指していく。鉱山労働者にはトレーニングと労働安全用品の支給を行う。救助/医療救急組織を創設し、必要な装備・機材・薬品を常備する。

鉱山の設計は本条例の規定に合致しており、国が規定している手順と権限に基づき審査を行うものとする。安全生産の要件に合致していない設計を許可してはならない。鉱山の設計を許可する際は、労働・衛生・環境保護部門と労働組合が共同で行うことが義務づけられている。

「金属/非金属地下鉱山安全規定」で引用されている基準は以下の通り。

- GB 4792 放射衛生防護基本標準
- GB 5748 作業場所の空気中の粉塵測定法
- GB 5749 生活飲用水の衛生基準
- GB 6722 発破安全規程
- GB 13349 大発破安全規程
- GB 14161 鉱山の安全標識
- GBJ 70 鉱山電力装置設計規範
- GBJ 213 鉱山坑道工事施工及び検収規範
- TJ 36 工業企業設計衛生基準

また、安全管理上の要件としては以下が規定されている。

- (1) 鉱山企業及びその主管部門は「安全第一、予防優先」という安全生産のための原則を徹底させ、安全管理の科学化と標準化を徐々に目指していく。生産建設方面の計画・配置・検査・総括・評価を行うと同時に、安全面の計画・手配・検査・総括・評価を行う。

- (2) 鉱山企業は安全生産責任制を構築しなければならない。鉱長が鉱山の安全生産面の責任者となる。各級の主要責任者はそれぞれの事業単位の安全生産についての責任を負い、各事業単位の技術責任者は安全技術面の責任を負う。各職能機関はその役割分担の範囲内で安全生産面の責任を負う。

3.4 鉱山企業が土地を利用可能状態に回復させることに対する国の規定

「中華人民共和国鉱物資源法」第 21 条の規定によれば、鉱山を閉鎖するに当たっては、鉱山閉坑報告書及び採掘工事・潜在的危険因子・土地を利用可能な状態に回復させる・環境保護関連の資料の提出が義務づけられており、国の規定に従い審査許可を受けなければならない。また第 32 条では耕地・草原・林地が採掘により破壊された場合、鉱山企業はそれぞれの土地に合った利用ができるために、植樹または草を植えたり或いはその他の措置を講じなければならないとしている。鉱物資源を採掘したことで他者の生産と生活に不利益をもたらした場合は賠償し、併せて必要な措置を採らなければならない。

2000 年 12 月 22 日に発表された「全国生態環境保護大綱」では、既に採掘停止または閉鎖された鉱山と坑道口は、速やかに利用可能な状態に回復させるように規定している。

「鉱山の生態環境保護と汚染防除技術政策」は鉱物資源の開発計画と設計・鉱山インフラの整備・採掘・選鉱と廃棄地の回復等の生態環境保護と汚染防止に適用される。

「鉱山の生態環境保護と汚染防除技術政策」は鉱山企業の土地回復に対する目標を以下のように定めている。

(1) 2010 年に達成すべき目標

過去の鉱山採掘により破壊された土地復旧率を 20%以上に引き上げる。新設鉱山の場合は、採掘をしながら復旧を行い、破壊された土地の復旧率を 75%以上にする。

(2) 2015 年に達成すべき目標

過去の鉱山採掘により破壊された土地復旧率を 45%以上に引き上げる。新設鉱山の場合は、採掘をしながら復旧を行い、破壊された土地の復旧率を 75%以上にする。

それと同時に土地復旧率と鉱山の二次地質災害防除率等の生態環境修復指標も審査指標システムに取り入れる。

「鉱山の生態環境保護と汚染防除技術政策」の第 6 項には、以下のような廃棄地復旧についての要求がある。

- (1) 鉱山採掘企業は廃棄地の復旧を日常の生産と管理業務の中に組み入れ、採（選）鉱—排土（尾）—造地—土地復旧を一体化した技術を提唱する。
- (2) 鉱山廃棄地の復旧作業はまず復旧可能性テストを行い、最も合理的な方法で廃棄地の復旧を行う。汚染された鉱山廃棄地は農業/牧畜業用地に復旧すべきではない。農業/牧畜業用地として開発できる鉱山廃棄地については、全面的なモニタリングとアセスメントを行う。
- (3) 鉱山の操業中に植物を植えたり植物で覆ったりという復旧措置を採り、露天坑・廃石

場・尾鉱庫・ボタ山等の恒久的斜面は安定化処理を施し、水土流失と滑落を防止する。
廃石場・尾鉱庫・ボタ山等の固形廃棄物置場は操業期限満了後は速やかに封鎖及び復旧し、水土流失と風化揚塵を防止する。

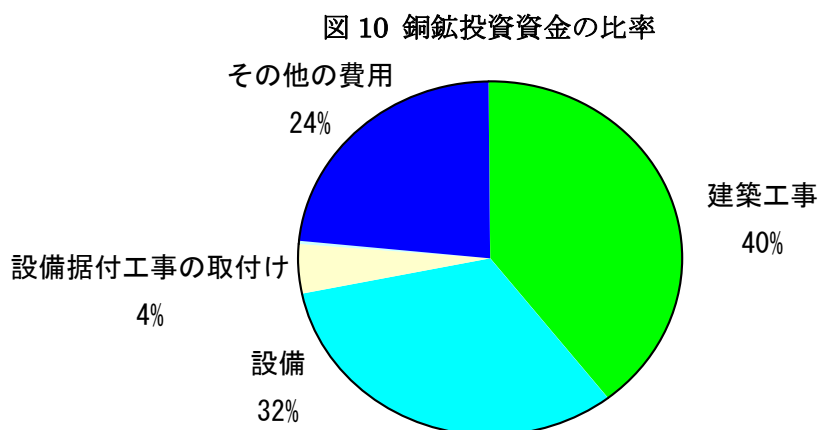
- (4) Grouting Bed Separation を奨励し、尾鉱と廃石を埋め戻しに利用することで被覆岩層の崩落圧力を軽減する。
- (5) バイオ技術を用い廃棄地の復旧を行う際は、土壌構造・地形・景観等に対する最適化設計を行い、生物種の選択・配置・栽培方法についても最適化を図る。

全国範囲で国の非鉄鉱山採掘に関する様々な法規を徹底させるために、国土資源部は2005年に「省級鉱山の環境保護と防除計画作成作業に関する通知」を公布し、各省・自治区・直轄市の国土資源部門に対して「鉱山資源法」・「鉱物資源法実施細則」・「全国鉱物資源計画」・「鉱物資源計画管理暫定弁法」等の関連規定に従い、鉱物資源開発と環境保護の調和のとれた発展を促進し、鉱物資源開発に伴う汚染物の発生と生態環境の破壊を最大限に食い止めるため、これまで解決できないでいた環境問題を解決し、鉱区の生産環境と生活環境を改善しながら、省級鉱山の環境保護と防除計画作成作業を展開していくことを要求している。

以上のようなことから、各省・市・自治区はそれぞれの地域の鉱物資源と環境保護状況に応じて、それぞれ「鉱山生態環境保護と回復防除計画」を策定し、現地の非鉄鉱山採掘（鉱山企業）に対してより具体的な要求と規定を定めることになったが、2005年12月末までに計画策定作業を完成させ、国土資源部の審査と同意を経て、各省（区・市）から公布実施することが要求されている。

4 鉱山経営資金の配分図

1日当たりの採掘量は10,000t、選鉱量は13,000t、総投資額は1.67億人民元という典型的な銅鉱山投資を例にした場合の投資資金の内訳は以下の通りである。



注：その他の費用は主に建設用地準備費・生産管理費用・トレーニング費用・建設期間中の貸付利息・企業内運転資金等である。

5 鉱山税法及び費用規定

「中華人民共和国鉱物資源法」と「中華人民共和国鉱物資源実施細則」の規定では、鉱物資源は国有であり、国務院が国の鉱物資源に対する所有権を行使するとされている。地表または地下の鉱物資源の国家所有権は、その土地の所有権または使用権により変わるものではない。中華人民共和国の域内及びその管轄内のその他海域で鉱物資源を探査採掘する際、「中華人民共和国鉱物資源法」と「中華人民共和国鉱物資源法実施細則」を遵守しなければならない。

2000年9月28日、国土資源部・国家発展計画委員会・国家経済貿易委員会・財政部・対外経済貿易部・国家工商行政管理总局等の部門が共同で「外資企業投資の非石油・天然ガス鉱物資源の探査/採掘事業をより促進することに関する意見」を公布し、外資企業（外資企業及びそれが中国で設立した機構と代表事務所、以下同じ）が「中華人民共和国鉱物資源法」の関連法律法規と「外資企業産業投資指導目録」の規定に従い、中国国内で非石油・天然ガス鉱物資源の探査/採掘事業に従事することを奨励している。また外資企業及びそれが中国で設立した機構と代表事務所も、中国国内で単独または中外合作の方法で非石油・天然ガス鉱物資源のリスク探査事業ができるとし、非石油・天然ガス鉱物資源を採掘する際に適用される優遇措置が明確に規定されている。さらに、外資企業が西部地域で非石油・天然ガス鉱物資源を採掘する場合には特別な奨励措置が適用される。

「外資企業投資産業指導目録」は外資企業投資プロジェクトを許可する上での根拠となる。国民経済社会の発展と産業構造を調整する必要から、2004年11月30日に中華人民共和国国家発展改革委員会と中華人民共和国商務部から改定版「外資企業投資産業指導目録」及びその付録が公布され、2005年1月1日より実施されている。改定版「外資企業投資産業指導目録」では、採掘業の中のタングステン・錫・アンチモン・モリブデン・重晶石・螢石等の鉱物の探査/採掘（合併と合作に限られる）、貴金属（金・銀・プラチナ族）の探査/採掘、ダイヤモンド等の非金属鉱物の探査/採掘、特殊/希少石炭の探査/採掘（中国側マジョリティー）、カムセライトとカムセライト鉄鉱石の採掘、天青石の採掘を**外資企業投資産業制限目録**に収録し、採掘業における放射性鉱物物の探査・採掘・選鉱、レアアースの探査・採掘・選鉱事業を**外資企業投資禁止産業目録**に収録している。

したがって、外資企業が中国国内で鉱物採掘業及びそれ関連の投資を行う場合、上記法規の許可範囲内で行われなければならないことになる。また「中華人民共和国外資企業法」・「中華人民共和国企業中外合作経営企業法」・「中華人民共和国企業中外合併経営企業法」・「中華人民共和国外資企業投資企業と外資企業所得税法」・「中華人民共和国公司法」・「中華人民共和国個人所得税法」・「中華人民共和国税収徴収管理弁法」・「鉱物資源補償費用徴収管理規定」・「中華人民共和国資源税暫定条例」・「中華人民共和国輸出入関税条例」・「西部大開発若干の政策措置の実施に関する通知」・「外資企業投資企業追加投資の際の企業所得税優遇政策適用に関する通知」等の法律条項で、外資企業が中国国内で鉱物採掘業及びそれ関連の投資をする際に納付が義務づけられている主な税/費用は以下の通り。

5.1 鉱業に係る主要税収

5.1.1 外資企業投資企業と外資企業の所得税

外資企業投資企業と外資企業の所得税は、中国国内の外資企業投資企業と外資企業が生産/経営によって得た所得とその他の所得に対して課される税である。具体的には元の「中外合弁経営企業所得税法」を総括し、元の「外資企業所得税法」の実施状況を踏まえた上で、1991年7月1日から徴収開始された、統一外資企業所得税である。新しい外資企業所得税では元の二税法のうち実施上有効かつ一般的に受け入れられていた内容が保留されているほか、増税なし、徴税優遇政策を減少させないという原則に基づき、国際スタンダードを参考にしている。税収制度整備上の必要性を鑑み、税率・優遇策・税収管轄権の統一をほぼ実現され、税収管理が一段と改善されている。

(1) 一般規定

外資企業投資企業と外資企業所得税の納税者には以下の2種類がある。①外資企業投資企業：中外合弁経営企業・中外合作経営企業・外資企業が含まれる。外資企業投資企業の本部が中国国内にある場合は、中国国内外の全ての所得に対して課税する。②外資企業：中国国内に機構・事業所を設立し、生産または経営に従事している外資企業と、機構・事業所を設立していないが中国国内から所得を得ている外資企業及びその他の経済組織が含まれる。外資企業については中国国内で得ている所得分のみが課税の対象となる。

外資企業投資企業と外資企業の所得税は比例税率が採られている。企業所得税は納税所得額の30%、地方所得税は納税所得額の3%で計算され、両者の合計は33%になる。外資企業が中国国内に機構・事業所を設立していないが、中国国内で株の配当・利息・賃貸料・ロイヤリティー及びその他の所得を得ている場合は、納税所得額の20%で計算される。

(2) 主な減免優遇政策

- ①経済特区内に設立された外資企業投資企業、経済特区内に機構・事業所を設立し生産と経営に従事している外資企業及び経済技術開発区で生産性活動を行っている外資企業投資企業については、15%の低減税率で企業所得税が徴収される。
- ②沿海経済開放区と経済特区または経済技術開発区所在都市の旧市街に設置され生産性活動に従事している外資企業投資企業については、24%の低減税率で企業所得税が徴収される。
- ③生産性外資企業投資企業の経営期間が10年以上の場合、黒字に転じた年度から1-2年目は企業所得税が免除される。3-5年目は企業所得税の半額を徴収する。但し、石油・天然ガス・レアアース・貴金属等の資源採掘プロジェクトは除外される。
- ④外資企業投資企業の外国投資者のうち、企業の得た利益を当該企業に再投資し、登録資本を増資するか、またはその他の外資企業投資企業を設立するために投資し、しかもその経営期間が5年を下回らない場合は、その再投資部分の既納所得税の40%を還付する。
- ⑤外資企業投資企業の中国国内で得た所得に対し既に国外で所得税が徴収され、その企業が連結納税を認められている場合は、その分の金額を納めるべき税額から控除する。但

し、控除額は外国で得た所得を中国の法律で計算した場合の税額を超えてはならない。

5.1.2 個人所得税

(1) 一般規定

中国国内に住所を持つ個人（戸籍・家族関係・経済的利益により中国国内に長期的に滞在する個人）、または住所はないが中国国内に1年以上滞在している個人は、中国国内外から得た全ての所得に対して個人所得税を納めなければならない。

中国国内に住所はないが、1年以上5年以下の期間、中国に滞在している個人は、中国国外で得た所得については、主管税務機関の許可が得られれば納税の必要はなく、中国国内企業とその他の経済組織または個人から得た収入の部分に対してのみ所得税を納めればよい。5年以上滞在している個人は6年目から中国国内外で得た全ての所得に対して個人所得税を納めることが義務づけられている。

中国国内に住所もなく実際に住んでもいないか、または住所がないが中国国内に1年未満滞在している個人は、中国国内で得た所得に対して個人所得税を納めなければならない。

具体的な個人所得税の徴税科目及び税率は以下の通り。

給与所得は5%－45%の超過額累進税率を適用する。個人工商業者の生産/経営所得及び企業/事業単位の請負経営とリース経営で得た所得は5%～35%の超過額累進税率が適用される。労務報酬所得は20%・30%・40%との3段階の超過額累進税制が適用される。原稿所得は20%の比例税率が適用されるが、納税対象額から更に30%の減額措置が適用されるので、実際の税率は14%になる。ロイヤリティー・利息・配当金・特別配当所得・財産賃貸所得・財産譲渡所得・一時所得及び国務院財政部門が徴税を規定しているその他の所得は20%の比例税率が適用される。2005年6月13日、財政部と国家税務総局が共同で通知を公布し、個人投資者が上場会社から取得した株式配当所得については、現行税法の10%の個人所得税を徴収することになっている。

(2) 主な減免優遇政策

「財政部と国家税務総局による個人所得税の若干の政策問題に関する通知」（1994年5月13日財税字【1994】第020号）は、下記の所得に対して個人所得税を暫時免除としている。

- ①外国人の個人が非現金または実際の支出全額を（会社等に）精算してもらえらる形で取得した住居手当・食事手当・引越し費用・洗濯費用。
- ②外国人の個人が取得した合理的な基準によって支払われた国内外への出張手当。
- ③外国人の個人が取得した親族訪問費用・外国語トレーニング費用・子女教育費等。但し、これらは現地の税務機関の審査を経て合理的だとされた部分に対してのみ適用される。
- ④個人が告発及び各種違法/犯罪行為摘発への協力により得られた報奨金。
- ⑤個人が代理人として税務支払い手続きまたは税務の減免手続きを代行した際の規定通

りの手数料。

- ⑥外国人の個人が外資企業投資企業から取得した株配当金・特別配当所得。
- ⑦下記条件のいずれか一つに合致している外国人専門家が取得した給与/俸給は個人所得税が免除される。
 - a. 世界銀行の専門借款協定により、世界銀行から中国に派遣された外国の専門家
 - b. 国連から中国に派遣された専門家
 - c. 国連援助プロジェクトのために中国で就業した専門家
 - d. 援助施国から中国に派遣され、無償援助プロジェクトのために働く専門家
 - e. 両国政府が調印した文化交流プロジェクトのために中国で就業し、就業期間が2年以上の文化教育の専門家で、給与/俸給を外国で負担している場合
 - f. 中国の大学または短大の国際交流プロジェクトのために中国で就業し、就業期間が2年以内の文化教育の専門家で、給与/俸給を外国で負担している場合
 - j. 民間科学研究協定を通じて中国で就業している専門家で、その給与/俸給を外国で負担している場合

5.1.3 増値税

「全国人民代表大会常務委員会による外資企業投資企業と外資企業の増値税・消費税・営業税等の徴収暫定条例に関する決定」（國務院国発[1994]10号）では、外資企業投資企業と外資企業には「中華人民共和国増値税暫定条例」が適用されると規定している。

(1) 一般規定

- ①中国国内で物品を販売するか、または加工/修理補修労務の提供及び物品の輸入を行う組織と個人は増値税の納税義務者であり、一般納税者と小規模納税者に分けられる。
- ②一般納税者に適用される税率は17%と13%の2種あり、その納税額の計算式は下記の通り。
納税額＝当期売上税額－当期仕入税額
当期売上税額が当期仕入税額を下回る場合は、超過額を翌期に繰越して控除することができる。
- ③小規模納税者に適用される税率は6%とする。納税額を計算する際、仕入税額の控除はできない。その計算式は下記の通り。
納税額＝売上高×税率
- ④納税者の輸入物品は課税標準価格と規定の税率により納税額を計算する。この場合、いかなる税額も控除できない。課税標準価格と納税額の計算式は下記の通りである。
課税標準価格＝関税課税価格＋関税＋消費税
納税額＝課税標準価格×税率
- ⑤納税者の輸出物品に適用される税率は0%とする。但し、別途國務院の規定のあるもの

は除く。

(2) 主な減免措置

- ① 以下は増値税が免除される。
 - a. 科学研究・科学実験・教育に直接供される輸入機器/設備
 - b. 外国政府と国際組織の無償援助による輸入物資と設備
 - c. 来料加工（原材料の無償提供による委託加工）・ノックダウン方式・補償貿易に必要な輸入設備
 - d. 自家用後の物品を販売する場合
- ② 1994年5月12日から金属鉱産物の採鉱/選鉱用の製品及び非金属鉱産物の採鉱/選鉱用製品の増値税が17%から13%に引き下げられた。
- ③ 中外合作油（ガス）田で採掘された石油・天然ガスは現物に従い増値税を徴収し、税率は5%とする。増値税額を計算する際、仕入税額は控除されない。原油・天然ガスの輸出では税還付を行わない。
- ④ 金の生産段階の増値税は免除され、販売段階の増値税は直ちに還付される。つまり金は増値税が免除され、その他の税（増値税をベースとした各種税金、教育費附加税・都市建設維持税等）も相応に免除される。
- ⑤ 外資企業投資企業は投資総額内で中国産設備を購入した場合、当該設備が免税目録の範囲内であれば当該国産設備の増値税は全額還付される。

5.1.4 資源税

中国は1984年より資源税を導入しているが、これは生態環境と最も密接に関連している税目であり、導入当初の目的は資源や開発条件の違いによる格差を是正することであり、一部の鉱物品に対してのみ鉱山企業の利益率により超過累進税率を適用していた。資源税は1994年の分税制改革（訳注：税を中央政府と地方政府に分ける制度改革）で地方税に組み入れられたためにその性質に変化が生じたが、資源の合理的利用という面で積極的な役割を果たしてきた。1994年1月1日から課税対象鉱物品の採掘と塩の生産に従事する組織及び「個人」に対し「広く徴税し、資源と開発条件の違いによる格差を是正する」という考え方の下で、課税対象が全鉱種/全鉱山に拡大され、企業が黒字かどうかに関わらず課税されるようになったことで、資源税はある意味で「権利金」の意味を持ち始めた。従って、現行の資源税は鉱物品に対する鉱物資源保障費と似た性質のものになっている。

中国の資源税は課税製品の課税数量と単位税額により計算される。資源の違いによる格差を是正するという立法理念に基づき、税目または納税者によってそれぞれ異なる税率が定められている。中国現行の資源登録区分と資源税納税額を確定する際の主な指標は、鉱物の埋蔵状況や採掘条件である。「中華人民共和国資源税暫定条例」が1993年11月26日に国務院第12回常務会議で可決され、1994年1月1日から実施されている。「中華人民共和国資源税暫定条例実施細則」（1993年12月30日財政部 財法字第43号）では、課税製

品に対する資源税の実際の適用税額は、細則に添付されている「資源税の税目/税額分類表」に従うことが要求されている。表中に記載されていないその他の非金属原鉱とその他の非鉄金属原鉱は、各省・自治区・直轄市の人民政府が当該資源税の徴収または徴収延期を決定し、財政部と国家税務総局に届け出る。

(1) 一般規定

中国国内で納税対象鉱物品の採掘及び塩の生産に従事する組織及び個人が資源税の納税義務者となる。独立鉱山・連合企業・その他の未納税の鉱物品を購入した組織を資源税の源泉徴収義務者とする。税目と税額範囲の調整は国務院が行う。資源税は税務機関が徴収する。資源税の納税期限は毎日・3日毎・5日毎・10日毎・15日毎または毎月とする。納税者の具体的な納税期限は主管税務機関が実状に基づき決定する。納税期限が固定できない場合は、その都度計算して納税する。

資源税の納付税額は課税製品別に従量課税方式をとるが、計算式は下記の通り。

納付税額＝課税数量×単位税額

納税者が採掘または生産した課税製品を販売する場合は、販売数量が課税数量となる。納税者が採掘または生産した課税製品が自家用の場合は、自家用数量が課税数量となる。

単位税額は分類税額基準が適用される（表2を参照）。納税者に実際に適用される単位税額は、納税者が採掘または生産した課税製品の資源状況に応じて規定の変動幅の中で適宜調整を行う。

表2 中国資源税の税目/税額範囲表

税目	徴収範囲
1. 原油	8元/t－30元/t
2. 天然ガス	2元/千m ³ －15元/千m ³
3. 石炭	0.3元/t－5元/t
4. その他の非金属鉱原鉱	0.5元/tまたはm ³ －20元/tまたはm ³
5. 鉄系金属鉱原鉱	2元/t－30元/t
6. 非鉄金属鉱原鉱	0.4元/t－30元/t
7. 塩	
(1) 固体塩	10元/t－60元/t
(2) 液体塩	2元/t－60元/t

非鉄金属鉱物の資源税の税目/税額は表3を参照。

表3 中国非鉄金属鉱原鉱の資源税の税目・税額明細表

税 目		税 額	課税数量単位
(1) 銅鉱石	一等	160 元	t
	二等	150 元	t
	三等	140 元	t
	四等	130 元	t
	五等	120 元	t
(2) 鉛亜鉛鉱石	一等	400 元	t
	二等	350 元	t
	三等	300 元	t
	四等	250 元	t
	五等	200 元	t
(3) アルミ土鉱石	三等	2000 元	t
(4) タングステン鉱石	三等	60 元	t
	四等	50 元	t
	五等	40 元	t
(5) 錫鉱石	一等	100 元	t
	二等	90 元	t
	三等	80 元	t
	四等	70 元	t
	五等	60 元	t
(6) アンチモン鉱石	一等	100 元	t
	二等	90 元	t
	三等	80 元	t
	四等	70 元	t
	五等	60 元	t
(7) モリブデン鉱石	三等	60 元	t
	四等	50 元	t
	五等	40 元	t
(8) ニッケル鉱石	二等	1200 元	t
	三等	1100 元	t
	四等	1000 元	t
	五等	900 元	t

(2) 主な減免措置

- ①下記のいずれかに該当する場合は資源税を減免する。
 - a. 原油の採掘過程で加熱及び油井修理に用いる原油は免税とする。
 - b. 納税者が課税製品を採掘または生産する過程で、不慮の事故または自然災害等により重大な損失を受けた場合は、省・自治区・直轄市の人民政府がその状況に応じて減税または免税を決定する。
 - c. 国務院が規定するその他の減免税項目。
- ②1994年1月1日より、独立鉱山が納めるべき鉄鉱石の資源税を40%減額、即ち規定税額の60%で徴税している。
- ③1996年7月1日より、冶金独立鉄鉱山が納めるべき鉄鉱石の資源税を規定額の40%で徴収している。
- ④1996年7月1日より、非鉄金属鉱の資源税を30%削減、即ち規定税額基準の70%で徴収している。
- ⑤中外合作油（ガス）田で採掘された原油・天然ガスは暫時資源税を徴収しない。

5.1.5 車両/車船舶使用ナンバープレート税

この税は外資企業投資企業・外資企業・香港/マカオ/台湾区居住者及び華僑の投資による企業・外国人・香港/マカオ/台湾区居住者及び華僑に対してのみ適用される。納税者が納税対象車両と船舶の使用者となる。規定に従い税関が船舶トン税を徴税する船舶はこの税を免除される。

車両/船舶使用ナンバープレート税の税額基準は「車両使用ナンバープレート税額基準」と「船舶使用ナンバープレート税額基準」とに分けられる。車両使用ナンバープレート税の税額計算基準は納税対象車両の数量または正味トン数、船舶使用ナンバープレート税の納税額計算基準は納税対象船舶の正味トン数または積載重量トン数になる。

5.1.6 印紙税

印紙税は経済活動の中で作成、受領した文書に対して徴税される税である。

国務院の「外資企業投資企業と外資企業に適用される増値税・消費税・営業税等の税收暫定条例関連の問題に関する通知」によれば、外資企業投資企業・外資企業・その他の経済組織及びその中国駐在機構は1994年1月1日から、「中華人民共和国印花税暫定条例」とその実施細則に従い印花税を納めることが義務づけられている。

印紙税の納税者は中国国内で規定の経済文書を作成、受領した組織及び個人である。中でも各種契約に関しては契約作成者が、所有権移転証書は移転証書の作成者が、営業帳簿は帳簿作成者がそれぞれ納税者となり、権利/許可証は受領者が納税者となる。

印紙税は13種の税目に分けられ、その税額は納税対象の証書に記載されている金額・費

用・収入額または証書の数に計算基準としている。税法で規定されている税率または税額基準に依り計算し納付する。

現行の印紙税法を実施する以外に、外資企業投資企業は以下の点を明確にする必要がある。

企業が1993年12月31日以前に作成、受領した各種納税対象の証書（契約書・所有権移転証書・営業帳簿・権利/許可証書等）については印紙税を徴収しない。

企業が1993年12月31日以前に締結した納税対象契約書を、1994年1月1日以降に契約金額を訂正し増額したか、または元の契約期限が満了し延長した場合は、規定に従い不足分の印紙税を納める。

企業の資本金を記載する帳簿については、1994年1月1日以降に払込資本金と資本剰余金が増加しちる場合は、増加額に対し印紙税を徴収する。その後の新規帳簿は払込資本金と資本剰余金が増加しなかった場合は印紙税を徴収しない。1994年1月1日以降のその他の帳簿は規定に従い不足分の印紙税を徴収する。企業の資本金を記載する帳簿の一度に納付する印紙税額が高額である場合は、主管部門の許可を経て3年以内の分割納付が認められる。経営期間が3年未満の企業は経営期間内に印紙税を納めなければならない。

企業が1993年12月31日以前に取得した所有権移転証書と権利/許可証書が1994年1月1日以降に改定・交換・譲渡行為があった場合は、規定に従い不足分の印紙税を納付するものとする。

5.1.7 契稅（契約稅）

中国の「契稅」は土地家屋の権利を移転する際の引受け側に対して徴収する税の一種である。

「中華人民共和國契稅暫定條例細則」（財政部 財法字[1997] 第52号）の規定では、中国国内で土地家屋の権利を移転する場合、引受け側の組織と個人が契稅の納税対象者とされている。

上記の土地家屋の権利の移転とは以下の行為を指す。即ち、①国有土地使用権の払下げ、②土地使用権の譲渡（売却、贈与・交換のことで、農村集団土地請負經營権の移転は除く）、③家屋の売買・贈与・交換。

以下の方法で土地家屋の権利を移転する場合は、土地使用権の譲渡、家屋の売買または家屋の贈与と見なして契稅を徴収する。①土地家屋権利の評価額で投資及び資本参加する、②土地家屋の権利により債務を弁済する、③賞品として土地家屋の権利を引受ける、④予約購入または前払い金による資金調達という方法で土地家屋の権利を取得する。

契稅の税率は3%—5%の範囲とし、具体的な契稅の適用税率は省級の人民政府が規定の範囲内で確定する。

以下の場合には契稅が減免される。

①土地家屋が県級以上の人民政府によって徴用または占有された後に、再度土地家屋の権利を取得した場合、契稅の減免税の判断は省・自治区・直轄市の人民政府が行う。

- ②納税者が山・谷・丘・水辺の荒地の土地使用权を引受け、これを農業・林業・牧畜業・漁業の生産に使用している場合は契税を免除する。
- ③中国の関連法規の規定及び中国が締結または加盟している二国間または多国間条約或いは協定の規定により、免税優遇を与えている外国の在中国大使館・領事館・国連の中国駐在機構及びその他の外交官・領事館官員及びその他の外交関係者が引受ける土地家屋の権利に対しては、外交部の確認を経て契税を免除することができる。

5.1.8 都市不動産税

都市不動産税は都市・県・鎮・工鉦区の範囲内で、中外合弁経営企業・中外合作経営企業・外資企業・外資企業に属する土地家屋に対して家屋価格及び土地価格または賃貸価格に基づき不動産所有者または使用者に対して国が徴収する税金である。

都市不動産税の納付は財産権者が納付する。財産権に質権が設定されている場合は質権の引受け者が納付する。財産権者と引受け者が現地に不在か、または財産権が確定しない及び質権に係る争議が未解決である場合は、代理人または使用者が代理納付する。建物税は標準建物価格に基づき年度毎に計算課税し、税率は1.2%とする。土地家屋税は標準土地建物賃貸価格に基づき年度毎に計算課税し、税率は18%とする。

国内企業と個人の不動産税額の税負担のバランスをとるため、都市不動産税納税者に対して納税額の30%を減額優遇する。即ち、不動産価格に基づき計算課税する際に、家屋の原価償却後の価値（家屋の原価から償却価額を差し引いた後の価額）に基づき納税額を計算し、税率は1.2%とする。家屋の賃貸価格に基づき計算課税する場合は、家屋の賃料収入に基づき納税額を計算し、税率は12%とする。

5.1.9 関税

関税は国境を通過する貨物/物品に対して課せられる税金である。中国関税は「税関法」及び「中華人民共和国輸出入税則」に基づき、輸出入貨物に対して輸入税または輸出税を徴収している。関税の納税義務者は中国が輸入を許可している貨物を輸入した貨物受取人と中国が輸出を許可している貨物を発送した発送人であり、前者は輸入税を納め、後者は輸出税を納めることになっている。

輸入関税の税率は普通税率と優遇税率の2種がある。中国と関税互惠協定を締結していない国または地域から輸入した貨物は、普通税率に基づき徴税される（国务院関税税則委員会により特別に許可されたものは除く）。中国と関税互惠協定を締結している国または地域から輸入した貨物に対しては、優遇税率に基づき徴税される。

中国の輸入関税税率は目下、主に優遇税率を使用しており、その差別税率の中に国の経済政策と対外貿易政策が反映されている。中国は関税税率の調整を毎年行っている。輸入関税の外、「中華人民共和国増値税暫定条例」及び「中華人民共和国消費税暫定条例」の規定により、貨物の輸入時に中国関税は輸入貨物の増値税と輸入関税額に応じた消費税を代

理徴収している。

2005 年の中国の主な非鉄金属鉱物の輸出入税率は表 4 の通り。

表 4 2005 年の中国の主な非鉄金属鉱物の輸出入税率 (%)

商品番号	商品名称	輸入税率		輸出税率	増値税	消費税
		優遇	普通			
2603000010	銅鉱砂及び銅精鉱(黄金価値の部分)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2603000090	銅鉱砂及び銅精鉱(非黄金価値の部分)	0.0	0.0	0.0	13.0	0.0
2604000000	ニッケル鉱砂及びニッケル精鉱	0.0	0.0	0.0	13.0	0.0
2605000000	コバルト鉱砂コバルト精鉱	0.0	0.0	0.0	13.0	0.0
2606000000	アルミニウム鉱砂及びアルミニウム精鉱	0.0	0.0	0.0	13.0	0.0
2607000000	鉛鉱砂及び鉛精鉱	0.0	0.0	30.0	13.0	0.0
2608000000	亜鉛鉱砂及び亜鉛精鉱	0.0	0.0	30.0	13.0	0.0
2609000000	錫鉱砂及び錫精鉱	0.0	0.0	50.0	13.0	0.0
2611000000	タングステン鉱砂及びタングステン精鉱	0.0	0.0	20.0	13.0	0.0
2617101000	生アンチモン(アンチモン精鉱・選鉱製品)	0.0	0.0	20.0	17.0	0.0

5.2 鉱業関連主要費用の徴収について

5.2.1 鉱物資源補償費

「海洋石油資源採掘の際の鉱区使用料納付に関する規定」(1988 年 12 月 5 日国務院承認、1989 年 1 月 1 日財政部第 1 号令公布)と「中外合弁による陸上石油資源採掘の際の鉱区使用料納付に関する暫定規定」(1990 年 1 月 13 日国務院承認、1990 年 1 月 15 日財政部第 3 号令公布)に基づき鉱区使用料を納付した採掘権者以外のその他の採掘権者は、「鉱物資源補償費徴収管理規定」(1994 年 2 月 27 日中華人民共和国国務院令第 150 号公布)に基づき一律に鉱物資源補償費を納付しなければならない。

(1) 一般規定

鉱物資源補償費とは財産性収益の一種で、鉱物資源国家所有権の経済的実現のための方式である。鉱物資源補償費は中央政府と地方政府の両方によって使用される。鉱物資源補償費率の調整は国務院財政部門・国務院地質鉱物主管部門・国務院計画主管部門が共同で決定し、国務院の承認を受けてから実施する。地質鉱物主管部門が同級の財政部門と合同でその徴収の責任を負う。

鉱物資源補償費は鉱産品(ここでいう鉱産品とは採掘後または選鉱後のもはや自然に存在している状態ではない鉱物を指す)の売上高に一定の比率をかけて徴収する。その計算方法は次の通り。

鉱物資源補償費の徴収額＝鉱産品の売上高×補償費率×採掘率係数

補償費率は0.5%から4%で平均1.18%。銅、鉛、亜鉛、ボーキサイト、ニッケル、コバルト、タングステン、錫、ビスマス、モリブデン、水銀、アンチモン、マグネシウムは2%。

$$\text{採掘率係数} = \frac{\text{確定採掘率}}{\text{実際の採掘率}}$$

採掘権者が鉱産品を加工した場合は、国の規定価格に基づいて売上高を計算する。国の規定価格がない場合は、徴収時に鉱産品の地元市場の平均価格に基づいて売上高を計算する。採掘権者が国外へ鉱産品を販売した場合は、国際市場の販売価格に基づいて売上高を計算する。

鉱物資源補償費は採掘権者が納付する。鉱物資源補償費は鉱産品の販売時に使用した通貨で決算する。採掘権者が鉱産品を加工した場合は、最終製品の販売時に使用した通貨で決算する。

なお、金の鉱物資源補償費の徴収は他の鉱物とは異なる。その計算方法は次の通り。

金の鉱物資源補償費＝鉱産品の売上高×補償費率×採掘率係数×補償費調整係数（65%－78%）

(2) 主な減免措置

①採掘権者が下記の状況のいずれか一つに当たる場合、省級地質鉱物主管部門と同級の財政部門の承認を受けて、鉱物資源補償費の納付が免除される。

- a. 廃石（ボタ）から鉱産品を回収した
- b. 国の規定に依り承認を受けて閉山した鉱山の非保安残留鉱床を採掘した

②採掘権者が下記の状況のいずれか一つに当たる場合、省級地質鉱物主管部門と同級の財政部門の承認を受けて、鉱物資源補償費が減額される。

- a. 鉱屑から鉱産品を回収した
- b. 工業品位に達していないか、または埋蔵量として計上されていない低品位鉱物資源を採掘した
- c. 法律に依り水中・建築物の地下・交通幹線の地下の鉱物資源を採掘した
- d. 国の規定価格で処理したために政策的損益が生じた

③外資企業及びそれが中国に設立した機構、代表事務所が非石油・ガス鉱物資源の主体鉱以外の共生鉱/随伴鉱の採掘回収に投資した場合、共生/随伴鉱産品の鉱物資源補償費が半減される政策を享受できる。鉱屑を利用した場合は、鉱物資源補償費の納付が免除される。国内の既存技術では開発が困難な鉱物資源を先進技術を使って開発した場合は、3年間、鉱物資源補償費が半減される政策を享受できる。

- ④外資企業及びそれが中国に設立した機構、代表事務所が中国側の探鉱権者や採掘権者と共同で非石油・ガス鉱物資源の地質調査と採掘を行い、技術的な投入によってその採掘率・選鉱回収率・総合利用率を国内の同類企業のそれより向上させた場合は、3年間、鉱物資源補償費が半減される。また国内の同類企業のレベルより多く採掘した鉱産品については、鉱物資源補償費の納付が免除される。
- ⑤外資企業及びそれが中国に設立した機構、代表事務所が西部地域に投資して「外資企業投資産業指導目録」で奨励している、非石油・ガス鉱物資源を採掘した場合は、5年間、鉱物資源補償費の納付が免除される政策を享受することができる。

5.2.2 鉱業権使用料

(1) 一般規定

- ①探鉱権使用料とは国が鉱物資源の探鉱権を探鉱権者に譲渡する場合に、規定に基づいて探鉱権者から徴収する使用料を指す。探鉱権使用料は地質調査年度で計算し、面積に応じて毎年納付する。地質調査の1年目から3年目までは1km²当たり毎年100元納付する。4年目からは1km²当たり毎年100元ずつ増えるが、最高でも1km²当たり毎年500元を超えないものとする。
- ②採掘権使用料とは国が鉱物資源の採掘権を採掘権者に譲渡した場合に、規定に基づいて採掘権者から徴収する使用料を指す。採掘権使用料は鉱区の面積に応じて毎年納付するが、1km²当たり毎年1,000元とする。

(2) 主な減免措置

- ①中国西部地域や国務院が確定した辺境貧困地域及び海域で、下記の条件に合致している鉱物資源の地質調査ト採掘活動に従事する場合、探鉱権使用料と採掘権使用料の減免を申請することができる。
 - a. 中国で不足している鉱物資源の地質調査と開発
 - b. 大中型鉱山企業が代替資源のために申請した地質調査と開発
 - c. 新技術や新手法を活用して総合利用レベルが向上した（低品位、選鉱と製錬が難しい鉱物資源の開発と旧鉱区の鉱屑利用を含む）鉱物資源の開発
 - d. 国務院の地質鉱産主管部門と財政部門が認定したその他の状況
- ②探鉱権使用料と採掘権使用料の減免は以下の範囲で審査許可する。
 - a. 探鉱権使用料：地質調査の1年目は納付を免除する。2年目から3年目までは50%納付する。4年目から7年目は75%納付する。
 - b. 採掘権使用料：鉱山の基本建設期間と生産開始1年目は納付を免除する。生産開始2年目から3年目までは50%を納付する。4年目から7年目は75%納付する。閉山した年は納付を免除する。
- ③外資企業が西部地域で単独または中外合弁/合作形式で非石油・ガス鉱物資源の地質調査と採掘を行う場合は、国がすでに実施している優遇政策以外に、探鉱権使用料

と採掘権使用料の納付を1年間は免除、2年間半減の政策を享受することができる。

5.2.3 探鉱権の代金と採掘権の代金

「鉱物資源地質調査区域登記管理弁法」(1998年2月12日国务院令第240号公布)第十三条と「鉱物資源採掘登記管理弁法」(国务院第241号令)第十条の規定に基づき、国が出資して地質調査で発生した探鉱権と採掘権を探鉱権者と採掘権者に譲渡する場合は、探鉱権申請人と採掘権申請人は規定に基づき探鉱権使用料または採掘権使用料を納付する以外に、探鉱権または採掘権の代金を納付する必要がある。

探鉱権と採掘権の代金は国务院地質鉱産主管部門が確認した評価価格に基づき一括納付または分納する。但し、探鉱権の代金の納付期限は最長でも2年、採掘権の代金の納付期限は最長でも6年を超えないものとする。

探鉱権または採掘権の代金の減免は、上記の探鉱権使用料または採掘権使用料の優遇策に基づいて行う。

5.2.4 汚染物質排出料

汚染物質排出料は行政費目であり、その法律的根拠は2003年7月1日から施行されている「汚染物質排出料徴収基準管理弁法」(国家発展計画委員会、財政部、国家環境保護総局、国家経済貿易委員会第31号令)で、県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門によって徴収される。

(1) 一般規定

- ① 汚水排出料：河川や海に汚染物質を排出した場合、その種類と量に基づき汚水排出料を徴収する。国や地方の規定を上回って排出した場合、その種類、量、本弁法が規定する徴収基準に基づき算出された徴収額の2倍の料金を徴収する。
- ② 廃ガス排出料：大気に汚染物質を排出した場合、その種類と量に基づき廃ガス排出料を徴収する。
- ③ 固体廃棄物及び危険廃棄物排出料：工業固体廃棄物の保管施設、処理施設または場所がないか、または工業固体廃棄物の保管施設、処理施設または場所が環境保護基準を満たしていない場合、汚染物質の種類と量に基づき固体廃棄物排出料を徴収する。国务院環境保護行政主管部門の規定に違反して、埋め立て式で危険廃棄物を処理した場合、その種類と量に基づき危険廃棄物排出料を徴収する。
- ④ 騒音基準不適合料：国の環境騒音排出基準を上回る騒音を出し、しかも他者の正常な生活・労働・学習を阻害した場合、基準越えのデシベル数に基づき騒音基準不適合料を徴収する。

(2) 主な減免措置

- ① 汚水を都市の污水集中処理施設に排出し、規定通りに污水処理料を納付している場合は、污水排出料は徴収しない。都市污水集中処理施設が国の基準を満たしている

汚水を受け入れ処理後に、汚水の有機汚染物質（COD、BOD、TOC）・浮遊物・大腸菌群が国または地方の基準を上回っていた場合は、上記の汚染物質の種類と量に基づいて上記「弁法」が規定する徴収基準の 2 倍の金額を都市污水集中処理施設事業者から污水排出料として徴収する。アンモニア態窒素（NH₃-N）全リン（TP）については暫時、污水排出料を徴収しない。

- ②都市污水集中処理施設が国または地方の排出基準を満たした上で排出した水に対しては、污水排出料を徴収しない。
- ③自動車・飛行機・船舶等の移動汚染源に対しては暫時、廃ガス排出料を徴収しない。
- ④自動車・飛行機・船舶等の移動汚染源に対しては暫時、騒音排出料を徴収しない。

5.3 税務制度の安定性

中国の税務制度はその経済建設と発展の必要性に適応しており、特に計画経済から市場経済に移行する上で必要な整備が進められている。

中華人民共和国成立以降、国の政治及び経済情勢に対応し税務制度も紆余曲折を経てきた。全体的に見ると、50 年に及ぶ中国の税制改革はほぼ三つの時期に分けられる。第一期は 1949 年の新中国成立から 1957 年までの国民経済復興及び社会主義化改造期であり、新中国の税制が確立された時期である。第二期は 1958 年から中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会議が開催される前の 1978 年年末までで、中国の税制が曲折をたどりながらも発展した時期である。第三期は 1978 年の党第十一期三中全会開催後の新しい時期であり、中国の税制が全面的に強化され、改革が前進した時期である。

中国の税務制度はこれまで 5 回の重要な改革が行われて来た。1 回目は新中国成立直後の 1950 年で、旧解放区の税務の経験を総括し、旧中国の税務制度を完全に廃止して、中華人民共和国としての新税制を確立した。2 回目は 1958 年の税制改革で、その主な内容は税制を簡素化し、社会主義化改造がほぼ達成され、经济管理体制改革後の状況に適応させるというものであった。3 回目は 1973 年の税制改革であり、依然、税制の簡素化をその主な内容としていたが、これは「文化大革命」の産物であった。4 回目は 1984 年の税制改革で、その主な内容は国营企業の「利益上納を納税に改め」、工商税制度を改革して計画的な社会主義商品経済に適応させる目的があった。5 回目は 1994 年の税制改革であり、その主な内容は工商税制度を改革して社会主義市場経済体制を確立するという要求に適応させるためのものであった。

1994 年の財務税制改革以降、中国の税種は当初の 37 種類から 23 種類に減り、税制の簡素化と統一がほぼ同時に実現した。中国で現在徴収されている 23 種の税金は次の通り。即ち増値税・消費税・営業税・企業所得税・外資企業投資企業及び外資企業所得税・個人所得税、資源税・都市土地使用税・都市維持建設税・耕地占用税・固定資産投資方向調節税・土地増値税・家屋不動産税・都市不動産税・車両船舶使用税・車両船舶ナンバープレート使用税・印紙税・契約税・屠殺税・宴会税・農業税・牧畜業税・関税。なお、その管理権

限に基づき上記の税は中央税・地方税・中央/地方共有税の3種に分けられる。中央税は現行の関税・消費税・中央企業所得税など、地方税は現行の営業税・個人所得税、都市土地使用税など、中央/地方共有税は現行の増値税、資源税、証券取引税などである。

また、課税対象別に見た場合、上記の税は流通税・所得税・財産税・資源税・行為目的税の5種類に分かれる。流通税には主に現行の増値税・消費税・営業税・関税などがあり、所得税には企業所得税・個人所得税・社会保険税（給与税とも呼ばれる）がある。主な財産税には不動産税・車両船舶使用税・都市土地使用税があり、資源税は一般資源税と級差資源税に分けられる。行為目的税には固定資産投資方向調節税・都市維持建設税・印紙税・屠殺税・耕地占用税・契約税・土地増値税などがある。中国の現行税務制度では増値税・消費税・営業税・関税の4種類の流通税による税収が主体となっており、これだけで中国の税収総額の70%以上を占めている。企業所得税・外資企業投資企業及び外資企業所得税・個人所得税の3種類の所得税税収がこれに次ぎ、中国税収総額の15%を占めている。

全体的に見れば、中国の税務制度改革は安定を基礎に、より公平で科学的な方向への発展を目指したものになっているが、中国税制の理念は前世紀の計画経済のそれで、理論面と運用面ともに旧ソ連の税務制度を踏襲している。これまで何度か改革が行われてはいるものの、なお計画経済の痕跡が色濃く残っている。こうした税収制度の理念は生産に対する課税を重視し、消費に対する課税を軽視したものとなっており、税負担の不公平感をもたらしている。

今後の中国税収制度改革のポイントは、税収制度をより科学的にすることである。現在、最も注目されている事項として、内資企業と外資企業の所得税がいつ統一されるかという問題がある。つまり、外資企業に対して実施している「外資企業投資企業及び外資企業所得税法」と内資企業に対して実施している「中華人民共和国企業所得税暫定条例」の二つの法律を合併させるには、新しい企業所得税法を制定し、それに基づく税徴収が必要である。

現在、内資企業の所得税と外資企業のそれには主に二つの差異がある。一つは税率で、内資企業所得税の実質的税率は一般地域が33%、辺境/沿海地域が24%、特区が15%になっているが、外資企業所得税の実質的税率はそれぞれその半分で、半減して10%に満たない場合は10%の税率で徴収されている。二つ目の差異は内資企業に対しては税務計算上の基準となる賃金が設けられているが、外資企業にはこれがなく、賃金の全額が企業所得税の課税基準外とされている。中国が今進めている二税法の合併では、まさにこの2点が焦点になっている。

財政部が提出した草案では、内外企業の所得税税率を24%に統一し、これまでの徴税優遇策を特惠政策に変えるとしている。つまり特定産業と特定地域に対してのみ徴税優遇策が実施され、その際の税率はおそらく15%で、内資企業と外資企業が平等に扱われるということであるが、外資に対しては5年間の優遇的過渡期を設けている。つまり5年間、一元的な徴税を行った後にその間に徴収した税金を外資企業に返還するというものである。

ところが、二つの税法の合併過程で、二つの矛盾する考え方（商務部を主とする外資主管

部門の意見と財政部と国税総局を主とする意見)があることが明らかになり、合併草案は 2005 年 3 月の全国人民代表大会には提出されなかった。これは今年の人民代表大会で項目立てされなかったことを意味し、合併草案の提出は来年まで待つしかなく、正式実施時期は早くても 2007 年となる。しかしながら、二つの税法がいつ合併されるかにかかわらず、中国の税收制度改革は今後も経済発展を促進し外資系企業の投資を奨励していくことに変わりはない。

5.3.1 損失控除と償還制度

「外資企業投資企業が新企業財務制度を実施する際の補足規定」(財政部、財工字 [1993]474 号)は外資企業投資企業の具体的財務問題について明確に規定しているが、そのうち外資企業投資企業で発生した下記の支出または損失は、コストや経費として計上できないとされている。

- (1) 固定資産・無形資産・その他の資産を取得するために発生した資本的支出
- (2) 資本の利息
- (3) 各種所得税
- (4) 一般的な商業ローンより高い利息
- (5) 本社に支払った特許権使用料
- (6) 中国国内で勤務している従業員の国外での社会保険料
- (7) 他の事業体への投資及びその関連企業に支払った管理費
- (8) 規定の基準を上回る不良債権引当金及び交際費
- (9) 没収された財物損失及び支払った滞納金・罰金・違約金・賠償金
- (10) 準備基金・企業発展基金・従業員奨励福利基金として計上すべき支出
- (11) 企業の賛助金と寄付支出
- (12) 国の法律法規で規定されているもの以外の各種支出
- (13) 企業の生産活動や経営業務と無関係のその他の支出

所得税について言えば、減価償却は重要な控除費目であるが、納税者が加速減価償却の場合は納税時期が延期され、税務部門から利息支払い義務のない融資を受けたようなものであり、これは税の延納と変わりがないことになる。加速減価償却は次の二つの面から行われる。即ち、減価償却期間の短縮と加速減価償却法の採用である。「中華人民共和国外資企業投資企業及び外資企業所得税法」と「中華人民共和国外資企業投資企業及び外資企業所得税法実施細則」の規定によれば、外資企業投資企業及び外資企業の固定資産の最短減価償却期間は次の通り。①家屋/建築物 20 年、②汽車・汽船・機器・機械・その他の生産設備 10 年、③電子設備と列車/汽船以外の輸送手段及び生産経営活動に関わる器具・工具・家具 5 年。

特殊な事情から外資企業投資企業と外資企業の固定資産の減価償却期間を短縮する必要がある場合は、企業は申請書を提出して地元税務機関の審査を受けた後、国家税務総局の許可を受けることができる。

ここでいう特殊な事情から減価償却期間を短縮する必要のある固定資産には次のものが

ある。①酸やアルカリによる腐食の深刻な機器設備及び常に振動状態にある工場建屋と建築物、②稼働率を高め、使用強度を強化したことで、経常的に昼夜稼働状態にある機器設備、③中外合併企業の合併期間が前述の最短固定資産減価償却期間より短く、しかも合併期間終了後は中国側の所有となる固定資産。

固定資産の減価償却方法については、税法では直線法を採用するように規定している。倍額残高逓減法や年度総和法等の別の方法を採用する必要がある場合、企業は申請書を提出して、地元税務機関の審査を受けた後に国家税務総局の許可を受けることができる。

また無形資産については、税法では直線法で減価償却するように規定しており、償却年限については、譲受または投資した無形資産として協議書または契約の中で使用年限を規定している場合は、その使用年限に基づいて減価償却できると規定している。使用年限を規定していないか、または企業が自主開発した無形資産の場合の減価償却期間は10年以上とする。固定資産の減価償却同様、企業は短い無形資産減価償却年限を選択して、無形資産の減価償却を加速すべきである。

5.3.2 鉱業税制改革計画

WTO加盟後、鉱業の実情に基づき現行の鉱業税制を改革し、国際的に通用する、科学的で公平かつ合理的な税費制度の確立が必要になっている。鉱業税制の改革に関する主な提案は次の通り。

- (1) 増値税改正前に現行の企業増値税率を13%から8%に調整する。
- (2) 現行の鉱物資源補償費と資源税を一元化し、国際的に通用する権利金制度を実行する。
権利金率はここ数年の鉱物資源補償費の納付状況を参考に、鉱種別に平均利益レベルに基づき確定する。総平均費率は2%前後に抑える。同時に鉱山企業に鉱山周辺や深部での鉱床探査と採掘年限を延長することを奨励し、坑道調査や地質調査を行った鉱業企業に対しては免税と税金還付を行う。
- (3) 鉱山閉山による町の衰退、旧鉱山城下町の経済転換等の問題を解決するための鉱業企業転換基金を設立する。

また、鉱物資源開発によって引き起こされた環境汚染問題や生産面の安全問題についても、政府の関連部門は相応の措置を講じてマクロ調整を行っている。「中共中央による国民経済及び社会の発展のために第11次5ヵ年計画策定に関する提案」は、第11次5ヵ年計画の実施に当たっての財政支援面に関するはっきりとした要求のほか、財政税收体制改革についても明確な方向性を打ち出している。関連財政税收政策の補完という点では、経済の成長方式の転換を有効的に促進する上で、金人慶財政部長が「科学的発展観で指導し、財政税收体制改革を促進する」の中で次のように指摘している。即ち、①奨励と制御を同時に行う財政税收政策を実施して、資源節約型で環境にやさしい社会の建設を促進する。②エネルギー資源使用上の各種優遇政策を廃止するか、またはその管理を厳格化することについて検討する。③鉱物資源の有償使用を重点に鉱業権の有償取得制度を実施して、鉱

業税費政策を整備し、鉱業企業にそのコスト等を合理的に負担させる。④生態補償メカニズムの構築について検討する。環境財産権を企業の生産コストに計上し、環境の外部コストの内部化を進める。⑤開発者が保護され、投資者が利益を享受するという原則に基づき、健全な環境保護政策メカニズムを確立して人と自然の調和のとれた発展を促進することについて検討すると同時に、財政税收措置を講じて循環型経済の発展を導く。

以上のようなことから、「資源節約型で、環境にやさしい社会を建設する」ことは基本的な国策であり、今後の税收政策は環境保護をその旨とし、税制改革は生態補償メカニズムを確立していく中で行われていくことが予想される。

6 外国投資関連の各種手続き

改革開放以降、中国既存の投資体制に一連の改革が行われ、それまでの計画経済体制下で高度に集中していた投資管理方式が打破され、投資主体の多様化・資金源の多様化・投資方式の多様化・プロジェクト市場の市場化に代表される新しい枠組みがほぼできあがった。外資導入については審査許可手続きが簡素化されると同時に、各地でより柔軟な優遇政策が実施できるようになり、外資誘致による地域経済の発展が促進されている。

6.1 外資系企業（外資単独企業）の申請手続き

6.1.1 単独企業の申請に必要な書類リスト

- (1) 在中国外資企業設立申請書
- (2) 合法開業証明書または商業登記証明書（写し）
- (3) 資本信用証明書（銀行が発行したもの）
- (4) 法定代表人の証明書
- (5) 法定代表人の身分証明書の写し
- (6) 企業定款（輸入設備リスト）（原本）
- (7) 公証済み授權委託書
- (8) 土地賃貸協議書（または契約書）
- (9) 土地使用証明書または家屋財産権証明書（写し）
- (10) 董事長が署名した董事会成員リスト（原本）
- (11) 董事長が署名した総経理と副総経理の任命書（原本）
- (12) 董事会成員及び総経理/副総経理の身分証明書の写し
- (13) 正/副董事長及び正/副総経理の履歴書（原本）

6.1.2 中外合弁（合作）企業設立のための申請手続き

中外合弁（合作）企業は税務・通関・輸出入商品検査・外為管理・銀行等その他の関連登記手続きを行う。工商登記を行って営業許可書を取得し、企業化調査報告書と定款を作成する。申請報告書を提出して承認証明書を受領する。

投資者が中外合弁（合作）企業を設立するための書類リスト

- (1) 中外双方の合弁(合作)意向協議書
 - (2) 合弁(合作)企業プロジェクト企業化調査報告（プロジェクト提案書の替り）
 - (3) 中外双方の合法開業証明書または商業登記証明書（中国側の営業許可証には発行機関の捺印が必要）
 - (4) 中外双方の資本信用証明書
 - (5) 外国側法定代表人の証明書
 - (6) 中国側主管部門のプロジェクト企業化調査報告書に係る取次書
 - (7) 中国側主管部門の合弁(合作)企業の契約書と定款（輸入設備リスト）の取次書（原本）
 - (8) 合弁(合作)企業の契約書、定款、輸入設備リスト（原本）
 - (9) 公証済み授權委託書
 - (10) 土地賃貸協議書（家屋財産権証明書を添付）
 - (11) 董事会成員の派遣委託書、総経理及び副総経理の任命書（原本）
 - (12) 正、副董事長及び正、副総経理の履歴書（原本）
 - (13) 上記成員の身分証明書及びパスポートの写し
 - (14) 関連業界主管部門の意見
- 以上の書類は一式四部とする。

6.1.3 外資企業投資企業の外貨登記及び外貨口座開設の手続き

- (1) 企業は営業許可証発行の日から起算して 45 日以内に国家外為管理局とその支局（以下、「外為管理局」と略称）に対して、以下の文書を提出しなければならない。
 - ①企業化調査報告書
 - ②業界主管部門の許可文書
 - ③承認済み契約書、定款または関連協議書
 - ④国家対外経済貿易主管機関が発行した許可証明書の写し
 - ⑤工商行政管理機関が発行した営業許可証の写し
 - ⑥税務機関が発行した「税務登記証」の写し
 - ⑦外為管理局が提出を要求するその他の資料上記文書を審査し誤りがなければ、外為管理局は企業に対し「外資企業投資企業外貨管理登記証」を発行する。規定通りに資本金が用意できていない場合は、登記証を発行してはならない。
- (2) 外貨登記を行った企業は、登記証を持参し所在地の外貨指定銀行または外貨業務を扱っているその他の金融機関（以下「口座開設銀行」と略称）に赴き外貨口座の開設を申請する。企業が外貨登記を行っていないか、または外貨口座開設前に外貨を預け入れた場合は、臨時外貨口座の開設を外為管理局に申請し、外為管理局の許可文書を持参し口座開設銀行へ赴き口座開設手続きを行うことができる。

6.1.4 外資企業投資企業の申請と審査許可手続き

- (1) 関連行政主管機関にプロジェクト提案書及び企業化調査報告書を提出する
- (2) 工商行政管理部門に対し名称確認登記を申請する
- (3) 対外経済貿易行政管理部門に契約書と定款を提出する
- (4) 工商行政管理部門に対し工商登記登録を申請する
- (5) 工商登記登録後 30 日以内に所在地税務機関で登記登録を行う

6.1.5 外資企業設立の条件

- (1) 外資企業設立の条件
 - ①外資系企業を設立するに当たっては、それが中国の国民経済の発展に有利で、その経済効果が顕著でなければならない。
 - ②先進的な技術や設備を採用して新製品の開発に従事し、エネルギーと原材料を節約し、製品のグレードアップを実現し、輸入品の替りになるものでなければならない。
 - ③年間輸出品額がその年の全製品額の 50%以上に達し、外貨収支がバランスしているか、または外貨収入が外貨支出を上回っていなければならない。
- (2) 下記の業界については外資企業の設立を禁止する。
 - ①ニュース・出版・ラジオ・テレビ・映画
 - ②国内商業・対外貿易・保険
 - ③郵便・電話・通信
 - ④中国政府が外資企業の設立を禁止しているその他の業界
- (3) 下記の業界については外資企業の設立を制限する。
 - ①公共事業
 - ②交通運輸
 - ③不動産
 - ④信託投資
 - ⑤リース
- (4) 外資企業の設立を許可する機関
 - ①外資企業設立の申請は商務部が審査許可後に許可証明書を発行する。
 - ②外資企業設立の申請が下記の状況に当てはまる場合、国務院は自治区・直轄市・計画単列市(政令指定都市に当たる)に管理権限を授権し、経済特区の人民政府が審査許可後に許可証明書を発行する。
 - a. 投資総額が国務院規定の投資審査許可権限内に収まっている
 - b. 国による原材料の調達が必要で、エネルギー・交通運輸・輸出割り当て等の全国的なバランスに影響しない
- (5) 外資企業設立の申請手続き
 - ①外国投資者は外資企業設立申請書を提出する前に、外資企業設立予定地の県級また

はそれ以上の地方政府に下記の事項についての報告書を提出しなければならない。即ち、外資企業設立の趣旨・取扱業務・規模・生産する製品・使用する技術設備・中国国内市場と外国市場の製品販売比率・用地面積及び要求・必要な水/電力/石炭/ガスまたはその他のエネルギーの条件と量・公共施設に対する要求等。県級またはそれ以上の地方政府は外国投資者の報告書を受領した日から起算して 30 日以内に、書面で外国投資者に回答しなければならない。

②設立申請をする外資系企業の製品が輸出許可証、輸出割り当て、輸入許可証に係るものか、または国が輸入を制限しているもの場合は、管理権限に基づき事前に対外経済貿易部門の同意を得なければならない。

③外資企業を設立する外国投資者は、設立予定地の県級またはそれ以上の地方政府を通じて審査許可機関に申請書を提出すると共に、下記の書類を送付する。

- a. 外資企業設立申請書
- b. 企業化調査報告書
- c. 外資企業の定款
- d. 外資企業の法定代表人（または董事会）リスト
- e. 外国投資者の法的証明文書及び資本信用証明書
- f. 設立予定地の県級またはそれ以上の地方政府の書面による回答
- j. 輸入物資リスト
- h. 送付の必要なその他の文書

上記の a、c は中国語でなければならない。b、d、e は外国語でもよいが中国語の訳文を添付すること。二者またはそれ以上の外国投資者が共同で外資企業を設立する場合は、その契約書の写しを審査許可機関に送付しなければならない。外資企業設立申請書には次の事項が含まれる。即ち、外国投資家の氏名または名称・住所・登記場所、法定代表人の氏名・国籍・職務、設立予定企業の名称・所在地・取扱業務・製品の種類・生産規模、設立予定企業の投資総額・登録資本・資金の出所・出资方式と出資期間、設立予定企業の組織形態及び機構・法定代表人、採用する主な生産設備とその新旧の程度・生産技術/プロセスのレベルとその出所、製品の顧客層・地域・販売ルート・販売方式及び中国市場と外国市場の販売比率、外貨資金の収支計画、関連機構の設置と人員配置・従業員の雇用・訓練・賃金・福利・保険・労働保護などの手配、可能性のある環境汚染の程度とその対策、企業用地の選定と用地面積、基本建設及び生産経営に必要な資金・エネルギー・原材料とその対策、プロジェクト実施計画・設立予定外資系企業の経営期限。また、外資系企業定款には次の事項が含まれる。即ち、名称と所在地、設立趣旨と取扱業務、投資総額・登録資本・出資期限、組織形態、内部組織機構・その職権・議事規則、法定代表人・総経理・総エンジニア・総会計師等の職責と権限、財務・会計・会計監査の原則と制度、労務管理・経営期限・終了と清算、定款の修正手続き。上記①、②、③の手続きは外資企業投資企業サービス機構または他の経済組織に委託することができるが、

その場合、双方は委託契約を締結しなければならない。

(6) 外資企業の設立に当たって、下記の状況の一つに当てはまる場合は許可しない。

- ①中国の主権または社会の公共的利益を損なう
- ②中国の安全に係る
- ③中国の法律法規に違反している
- ④中国の国民経済発展の要求に合致していない
- ⑤環境汚染をもたらす可能性がある

(7) 審査許可期限及び許可後の登記申請のための期限

- ①審査許可機関は外資企業の設立申請に係る全ての書類を受領した日から起算して 90 日以内に、許可または不許可の決定を行う。審査許可機関が上記書類の不備または不適切な箇所を発見した場合は、期限を設けて再提出または修正を要求することができる。
- ②外資企業の設立申請が審査許可機関によって許可された後、外国投資者は許可証明書を受領した日から起算して 30 日以内に、工商行政管理機関に登記申請をして、営業許可証を取得しなければならない。承認証明書を受領した日から 30 日を経過しても、外国投資家が工商行政管理機関に登記申請をしない場合は、外資企業許可証明書は自動的に失効する。

7 財務報告及び監督検査の受検義務

2001 年 1 月 1 日より、中国国内企業に対しては中国財政部が 2000 年 12 月 29 日に公布した「企業会計制度」（财会〔2000〕25 号）が施行されている。また外資企業投資企業に対してもその会計計算の規範化を更に進め、企業会計の基準を統一する目的から、2002 年 1 月 1 日より中国財政部が 2000 年 12 月 29 日に公布した「企業会計制度」が施行されている。

7.1 企業の財務会計報告

企業の財務会計報告書は企業が外部に提供する、ある特定期日の財務状況とある一定会計期間の営業成績やキャッシュフローが反映された書類である。財務会計報告書は財務報告書とも呼ばれ、国のマクロ経済調整策や投資家の意思決定及び企業の内部管理を強化する上で重要な役割を果たすものである。市場経済が急速な発展を遂げる中、企業はいかに速やかにその経営状況を把握し、経営リスクを診断し、健全に発展していくことができるかが全ての企業家の関心事になっている。

中国の国内企業及び外資企業投資企業の財務会計報告書は、中国の「企業会計制度」の中の「企業財務会計報告条例」に則って作成し、外部に対し真実かつ完全な財務会計報告書を提供しなければならない。財務会計報告書には主に以下のものが含まれる。

- (1) 財務会計報告書は年次・半期・四半期・月次に分ける。
- (2) 年次及び半期の財務会計報告書としては以下のものが含まれる。

- ①財務諸表
- ②財務諸表の付注
- ③財務状況説明書

上記の財務諸表とは貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書及び付表をいう。

(3) 四半期及び月次の財務会計報告書とは通常は財務諸表のみを指し、最低、貸借対照表と損益計算書が含まれていなければならない。国の統一会計制度で四半期及び月次の財務会計報告書の提出に当たり財務諸表の付注が必要と定められている場合、その規定に従うものとする。

(4) 年次及び半期の財務諸表は少なくとも2ヵ年度または2期のデータを比較できるように作成されていなければならない。

財務会計報告書の具体的な作成方法は「企業税務会計報告条例」を参照する。

企業は主管財政機関等の政府機関及びその企業と関係を持つ報告書の使用者に対し、定期的に財務報告書を提出しなければならない。また、株式を公開している株式会社はそれに加えて証券取引機関と証券監督委員会等に対しても年次財務諸表を提出しなければならない。企業が提出する年次財務報告書は貸借対照表・損益計算書・財務状況変動報告書・その他の付表・財務状況説明書で、年度終了後、規定の期間内に中国の公認会計士による会計監査報告書と共に主管財政機関に提出しなければならない。

7.2 財務報告書に課せられる監督検査及び義務

外資系企業を含む中国国内の企業の財務報告書に課せられる監督検査及び義務には財務報告書の対外開示・会計監督・監査がある。

7.2.1 企業財務報告書の対外開示

- (1) 企業は法律・行政法規・国の統一会計制度で定められている財務会計報告書の提出期限関連の規定に基づき、速やかに財務会計報告書の開示を行わなければならない。
- (2) 開示される企業の財務会計報告書にはページ数の表示・表紙・冊子装丁・社印の押印が求められる。表紙には企業名・企業コード・組織形態・所在地・報告書の当該年度または月次・提出月日を明記するほか、企業の責任者と会計担当者及び会計部署の責任者（会計主管要員）の署名と押印が必要となる。なお、総会計士を設けている企業はさらに総会計士の署名と押印が必要となる。
- (3) 法律、行政法規または国务院の規定以外に、いかなる組織または個人も企業に対して財務会計報告書の一部または全部及び関連データの提供を求めることはできない。本条規定に違反し、企業の財務会計報告書の一部または全部及び関係データの提供を求めた者に対し企業は拒否権を持つ。
- (4) 企業が本条例に従って関係各方面に提出する財務会計報告書は、その作成ベース・根拠・原則・方法は一致していなければならない、一致していない財務会計報告書を提出

してはならない。

- (5) 公認会計士の監査を受ける必要のある財務会計報告書については、企業は公認会計士及びその所属する会計事務所が発行する監査報告書を財務会計報告書に添えて開示しなければならない。
- (6) 企業の財務会計報告書を受領する組織または個人は、その財務会計報告書が正式に開示されるまではその内容について守秘義務を負う。

7.2.2 企業の会計監督及び監査

企業の会計監督は一般に企業の内部監督・外部の仲介機関による監督・政府による監督の「三位一体」の監督体制をとっている。

企業の内部監督とは、企業が市場経済の中で健全かつ順調な運営をしていくために行う自己監督であり、外資企業は通常、独自の財務管理部門や財務管理制度及び財務会計監督体制を有している。企業の内部監督は企業の既存問題や潜在的な問題を発見し解決する上で有効である。

外部の仲介機関による監督とは、公認会計士によって企業の会計情報を監査することを指し、仲介機関は会計士事務所となる。外資企業投資企業が作成する財務報告の全ての諸表は中国の公認会計士による監査を受けた後に監査報告書の発行を受けなければならない。公認会計士は国の関係法規及び独立監査の準則と本通知の要求に基づき、独立・客観・公正の原則の下、前述した全ての財務諸表（空表を含む）について監査を行った上で監査意見を述べ、監査報告書を発行しなければならない。企業が地方の会計士事務所に監査を依頼する場合もこれらの要求通りに行わなければならない。中国の公認会計士が監査した後の財務諸表は適切に保管され、地方/国の財務機関と税務機関の検査を受けるものとする。

政府による監督とは監査・税務・人民銀行・証券監督管理・保険監督管理・商工・物価等の部門が企業に対しそれぞれの立場から行う監督をいう。

三者の役割と職責から見ると、企業の内部監督は自主性を有し、会計監督体制の土台となるものである。外部の仲介機関による監査監督は検証性を有し、会計監督体制に対して補完的な機能を発揮している。政府による監督は権威性を持ち、会計監督体制の主導的役割を担うものである。この三者間の有機的結合によって会計情報の信憑性が強化されている。

7.3 外資企業の財務会計業務の実施について

外資企業と中国企業の財務会計業務はほぼ同じだが、その実践面でなお問題がある。外資企業の財務会計業務は「中華人民共和国外資企業法実施細則」の規定に従って実施しなければならない。

- (1) 外資系企業は中国の法律法規及び財政機関の規定に従って財務会計制度を確立し、所在地の財政/税務機関に届け出なければならない。

- (2) 外資企業の会計年度は西暦の1月1日から12月31日までとする。
- (3) 外資企業は中国の税法規定に従って所得税を納付後、その利益の中から準備基金・従業員賞与金・福利厚生基金を引き当てなければならない。引当金の引当率は税引き後利益の10%以上とし、累計積立額が資本金の50%に達した時点から引当を停止できる。従業員賞与金及び福利厚生基金の引当率は外資企業の独自裁量で決定できる。
- 外資企業は過去の会計年度の赤字補填が実施される前に利益の分配を行うことはできない。また、過去の会計年度の未処分利益に関しては当該会計年度の分配可能利益と併せて分配することができる。
- (4) 外資企業が自ら作成する会計証書・会計帳簿・財務諸表は中国語のものを使用する。外国語で作成されたものについては中国語の併記が必要である。
- (5) 外資企業は独立採算に徹するべきである。外資企業の年次財務諸表及び決算報告書は中国の財政/税務機関の規定に従って作成する。外貨で計算作成された財務諸表は人民元に換算したものを同時に作成提出しなければならない。
- 外資企業の年次財務諸表及び決算報告書は、中国の公認会計士に依頼して検証し、報告書の発行を受ける。
- 外資企業の年次財務諸表及び決算報告書は、中国の公認会計士が発行した報告書と共に決められた期間内に財政/税務機関に提出すると同時に、審査機関及び商工行政管理機関に届け出なければならない。
- (6) 外国人投資者は中国または国外の会計担当者に依頼して外資系企業の帳簿を閲覧することができる。その際の費用は外国人投資者が負担する。
- (7) 外資企業は財政/財務機関に年次貸借対照表と年次損益計算書を提出すると同時に、審査機関及び商工行政管理機関に届け出なければならない。
- (8) 外資企業はその企業所在地において会計帳簿を作成し、財政/税務機関の監督を受けなければならない。
- 前項規定に違反した者については、財政/税務機関は課徴金を課し、商工行政管理機関は営業停止命令を出すか、または営業許可証を取り上げることができる。

8 社会及び環境方面の要求

鉱物資源は自然資源の重要な構成部分であり、人間社会が発展していく上での重要な物質的基礎でもある。新中国成立から50余年、鉱物資源に対する探査と開発は多大な成果を挙げ、多くの鉱物資源が確認され、比較的整備された鉱物製品供給システムが構築され、中国経済の持続的かつ急速な調和のとれた健全な発展を大きく支えて来た。改革開放以来、特にWTO加盟後、中国は平等互惠を原則に、積極的に鉱物資源分野の国際協力に参加し、国内外の資源・資本・情報・技術・市場の交流を推進して来た。現在、中国の92%以上の一次エネルギー、80%以上の工業原材料、70%以上の農業生産資材は鉱物資源を原料にしている。

中国政府は国内の鉱物製品の供給能力を上げるために、市場ニーズに合った鉱物資源、特に西部地域の強み鉱物資源に対する探査と開発を奨励している。同時に、外国の資本と技術を導入して中国の鉱物資源を開発し、また外国の市場と鉱物資源を活用し、中国の鉱業企業と鉱物製品の国際市場進出を推進することを一つの重要な政策としている。中国政府は、外国の鉱業企業が中国に進出し、中国の鉱業企業が世界に出ていくこと、また各国間の資源補完を実現することが、世界の鉱物資源探査開発事業の繁栄と健全な発展を促進する上で重要な意味を持つとの認識に立っている。

21世紀初頭の中国政府の鉱物資源保護と合理的な利用に関する全体目標は下記の通り。

- (1) 全面的「小康社会」の建設に向け、鉱物資源の保障能力を強化していく。鉱物資源の探査開発への効果的な投入を拡大し、探査開発の分野を拡大深化させ、鉱物資源に対する保護を強化し、供給を増やす。対外開放を進め、積極的に国際協力に参加する。戦略的資源備蓄制度を構築し、国家経済と国民生活に係わる戦略的鉱物資源をある程度確保し、経済の安全と鉱物製品の持続的供給を保証する。
- (2) 鉱山の生態環境の改善を促進する。鉱物資源の採掘・選別・製錬過程で発生する資源環境の破壊と汚染を抑制し、鉱物資源開発と生態環境保全の良循環を図る。鉱山の環境保全関連の法律を整備し、鉱山生態環境対策の実施状況の検査と監督を強化する。宣伝と教育を強化し、鉱業企業と社会全体の資源環境保全意識を高める。
- (3) 公平な競争環境を創出する。社会主義市場経済体制を構築するニーズと鉱物資源の探査開発の運営法則に基づき、鉱物資源管理の法律法規を一層整備し、鉱物資源政策を調整していく。また投資環境を改善し、より良い情報サービスを提供し、市場の主体が平等に競争できる秩序立った、公開され、健全かつ統一的な市場環境をつくる。

以上の目標を達成するため、中国は今後も以下の原則を堅持していく。

- (1) 持続可能な発展戦略を堅持する。資源保護措置を着実に実行し、経済発展と資源保護の関係を適切に把握する。保護しながら開発し、開発しながら保護する。鉱物資源の探査を強化し、資源の合理的な開発と節約を図り、資源の利用効率の向上に努める。科学技術の要素が高い、収益率が高い、資源の消費量が少ない、環境汚染が少ない、人的資源の優位性が十分発揮できる新しい工業化の道を歩む。
- (2) 市場経済体制改革の方向性を堅持する。国の産業政策と計画に沿って、鉱物資源配置における市場の基礎的役割を十分発揮させ、政府のマクロコントロールと市場の自主運営を結合させることで資源配置最適化システムを構築する。鉱物資源開発の総規模を更に制御し、探鉱権/採鉱権市場を育成かつ規範化していくことによって、鉱物資源探査・開発投資の多元化・経営の規範化を促進し、国家所有者と探鉱権者/採鉱権者の合法的利益を保護する。
- (3) 地域ごとの鉱物資源の探査開発と環境保全の調和を堅持する。統一的に計画し、東部地域と西部地域、先進地域と後進地域、鉱物資源の探査と開発、国有鉱業企業と非国有鉱業企業、大規模開発と小型鉱坑採掘の関係を正しく処理する。西部大開発の戦略を推

進し、西部地域の鉱物資源、特に優位性を持つ資源と国内で不足している鉱物資源の探査開発を加速し、鉱業都市と旧鉱山の代替資源の開発を支援し、地域経済の調和のとれた発展と鉱物資源の探査開発の健全な発展を促進する。鉱物資源の開発と少数民族地域の利益を同時に配慮する。予防を主とし、予防と処理を結合させる方針に沿って、鉱山環境の保護と防除回復を強化していく。

(4) 対外開放と合作の拡大を堅持する。投資環境を改善し、外国投資者が中国の鉱物資源を探査開発することを奨励誘致する。WTOの規則と国際スタンダードに沿う形で、鉱物資源の国際協力を行い、資源面での互惠互利を実現する。

(5) 科学技術の進歩と革新性を堅持する。科学技術立国戦略を推進し、鉱物資源の調査評価・探査開発・総合利用を強化し、鉱山環境汚染対策等のコア技術と難題の研究と普及に取り組む。新エネルギー・新材料・海洋鉱物資源の開発等の先端技術の研究開発を強化し、新理論・新手法・新技術等の基礎研究に力を入れる。労働者の資質を向上させ、先進的な科学理論を身につけた革新能力のある鉱物資源探査開発のための人材を育成する。それによって、鉱物資源の探査開発を伝統的産業から近代的産業へ、労働集約型から技術集約型へ、粗放型経営から集約型経営への転換を図る。

(6) 法に基づき鉱物資源を厳格に管理することを堅持する。法制度を整備し、法に基づく行政を推進し、鉱物資源の探査開発への監督管理を強化する。鉱物資源の管理秩序を整理整頓かつ規範化し、鉱物資源の保護と合理的利用の法制化・規範化・科学化を進める。

全体目標の中の「対外開放と合作の拡大を堅持する」という一項から、国際協力の実施が中国の鉱物資源開発と利用における重要な一環であることが見て取れ、中国が今後も対外開放政策を推進していくことは必至である。互惠互利の下、鉱物資源分野の国際協力に積極的に参加し、国内外の資源・資本・情報・技術・市場面での交流を推進していく。中国は国際スタンダードに沿って国内の鉱業企業が国外の鉱業企業と提携してその先進的経験を学び、技術を導入することを予めから奨励して来た。例えば石油産業は1982年より対外開放を始め、外国の資金と技術を利用して石油・天然ガス資源の共同探査開発を行っている。近年来、開発の範囲は徐々に拡大され、原油の生産量が大幅に増え、今や、中国は外国の石油・天然ガス資源開発にも参画するようになっている。

しかしながら、外資を導入した固体鉱物の探査開発にはまだ問題があり、国際会議で中国の鉱業投資環境が世界のワースト3に評価されることがしばしばある。目下のところ、中国の固体鉱物業界で外国との合併・合作または外国独資で鉱物を探査し、鉱山を立ち上げた例はまだない。こうした状況を鑑み、中国政府は投資環境の一層の改善や対外開放の拡大、国際協力の強化に取り組み始め、一連の措置を策定または実施するようになった。例えば、外資系企業が「中華人民共和国鉱物源法」と関連法律法規及び「外資企業投資産業指導目録」の規定に基づき、中国国内で非石油・天然ガス鉱物資源の探査開発事業に投資することを奨励している。

つまり完璧とは言えないまでも、中国は外資系企業に対し国内鉱物資源の探査開発への

奨励政策を実施していることは確かである。中国政府は一貫して投資環境の一層の改善と対外開放の拡大、国際協力の強化に力を入れており、以下の措置を策定実施している。

(1) 外資企業の対中投資を一層奨励する。中国は1999年8月に「外資企業投資を一層奨励することに関する意見」、2000年6月に「中西部地域外資企業投資優位産業目録」、2004年11月に改正版「外資企業投資産業指導目録」を公布している。主な内容は以下の通り。

①外資企業投資企業の金融面での支援を強化する、②外資企業の技術イノベーションと国内調達を奨励する、③外資企業の中西部地域への投資を奨励する、④外資企業に対する管理とサービスを一層改善する。

(2) 外資企業がその他の鉱物資源の探査開発へ投資することを奨励する。2000年10月、「外資企業投資による非石油・天然ガス鉱物資源の探査と開発を一層奨励することに関する若干の意見」が公布され、以下のことが明確にされた。①探鉱権と採鉱権市場を一層開放し、外資系企業が中国国内で単独または中外合作の形でリスク探査を行うことを許可する。②探査作業区内で発見された採掘可能な経済的価値のある鉱物資源については、法定優先採鉱権を保証する。③外資企業投資して取得した探鉱権/採鉱権は法律に基づいて譲渡することができる。④外資企業が共生（随伴）鉱の採掘を行い、尾鉱を利用して総合利用率を高め、西部地域で鉱物資源の探査採掘を行った場合は、鉱物資源補償金免除の優遇策が適用される。⑤外資企業が単独または中外合弁/合作で「外資企業投資産業指導目録」に定められている奨励類鉱物資源を採掘する場合は、鉱物資源補償金を5年間免除する。⑥各級政府機関は合弁/合作形式の採掘に参画してはならない。外資企業に無理な経済的条件を押し付けたり、むやみな検査・分担金の割り当てたり、法律や規定以外に料金を徴収してはならない。

(3) 国内鉱物資源の探査開発面の投資環境を一層改善する。中国政府はWTO加盟議定書と承諾事項を忠実に遵守し、鉱物資源管理の分野において、WTO原則に悖る行政法規や部門規定を排除し、外資企業による鉱物資源の探査開発には内国民待遇を実施する。中央政府は鉱物資源の探査開発に係わる国の政策や法律法規を全国で統一的に実施することに努め、各級政府の外投に対する採鉱投資管理を規範化している。WTOの透明度原則に基づき、地質資料の管理方法を改め、公益性地質資料の範囲を拡大し、公開の鉱物資源情報サービスシステムを立ち上げ、外資企業も公益性地質資料を利用できるようにした。外資企業が鉱物資源の探査開発事業へ投資する場合の審査許可手続きを明確化・簡素化・規範化した。

(4) 誘致メカニズムと経営方式を転換する。中国が新しい工業化の道を歩む過程で、外資誘致による鉱物資源の探査開発は、単純な資金誘致から資金・技術・近代的管理及び優秀な人材を同時に誘致する方向に転換され、また単純な鉱物資源探査と開発分野の投資誘致から鉱業サービス貿易分野での合弁/合作事業に方向を転換し、主に対外借款と外国直接投資に頼る方式から国際鉱業資本市場を直接利用する方式へと転換しつつある。

なお、業界関係者によると、国内の鉱物資源探査と開発投資環境が一層改善されてい

く中で、外資企業にも内国民待遇を適用する可能性さえ出てきているという。

中国は今後も互惠互利の原則に基づき、鉱物製品貿易を拡大することによって、鉱物資源製品の過不足を調整し、鉱物製品の対外貿易を促進していくことになる。中国政府はWTO原則とWTO加盟時の承諾事項に沿って、一元的な鉱物製品の輸出入政策を策定し、優位性を持つ鉱物製品の輸出と不足鉱物製品の輸入の構造を調整し、経済収益を高め、付加価値の高い深加工鉱物製品の輸出と未加工鉱物製品の輸入を促進する。中国が外国の鉱物資源を利用するに当たっては、鉱物製品の直接輸入が依然として主な方式となる。中国政府は原油を含む鉱物製品貿易において現物貿易の比率が大きすぎる状況を徐々に改善し、外資企業と長期的な製品供給契約を結ぶことを奨励し、多元化かつ全方位的な輸入を実施していくことが予想される。タングステン・錫・アンチモン・希土類・ホタル石・重晶石等の中国の伝統的鉱物資源に対しては輸出構造を改善し、輸出品の付加価値を高め、輸出経営の秩序を規範化し、仲介機関による業界の調整と自律を積極的に推進し、国内外の鉱物製品貿易の健全な発展を促進していく。

このほか、中国政府は国内企業が鉱物資源分野の国際協力に参画し、外国の鉱物資源を探査・開発・利用することを奨励している。国際慣例に従い、国外鉱物資源の探査開発への投資を促進、かつそれを保護し、投資と経営を規範化する。地質調査と鉱物資源の探査開発の対外協力を積極的に進め、二国間または多国間の科学技術交流と協力を推進していく。

一方、鉱物探査には不確定要素があるため、投資または国際協力に対し中国は社会と環境面で一定の条件を設けている。例えば、①外資企業は中国の法律法規を遵守し、中国の社会や公共の利益に害を与えてはならない。②国は外資企業に対しては国有化と収用を行わないが、特別な事情がある場合は、社会や公共利益に基づき法的手続きに沿って外資系企業に対して収用を実施することができるが、相応の補償がなされる。③外資企業が中国人従業員を雇用する場合、法律に基づいて契約を結ぶことが義務づけられているが、その契約で雇用・解雇・報酬・福祉・労働保護・労働保険等の事項を明確にする。④外資企業に勤める従業員は法律に基づいて労働組合を組織し、関連活動を展開し、従業員の合法的な権利と利益を守ることができる。⑤外資企業は中国国内の保険会社を利用して各種保険に加入しなければならない。

以下、調査研究に基づき、主な法律法規及び注目に値する法律法規と要件を参考として取りまとめた。

(1) 外資企業は公益性地質資料を提供しなければならない。その主な内容は以下の通り。

- ①公益性地質成果資料（成果報告書、図面及びその説明文書）を無償で社会一般に提供するが、提供企業は状況に応じて一定の印刷費等を請求することができる。公益性地質の一次資料も同時に社会一般に公開提供する。
- ②公益性地質資料目録は省級以上の地質鉱物管理部門が統一的に社会一般に公開し、検索に供する。

- ③外資系企業が中国国内で鉱物資源探査またはその他の地質事業に投資し、公開されている公益性地質成果資料を閲覧・コピー・利用したい場合は、有効な証明証を持参し、国家地質資料保存機関または省（区・市）の地質資料保存機関で手続きを行う。
- ④国家機密に係わる公益性成果資料については、国の守秘規定に従い、手続きを行った後に閲覧利用できる。
- (2) 鉱物の探査や採掘の過程で文物を発見した場合は、「中華人民共和国文物保護法」に基づいて処理するものとする。主な規定は以下の通り。

- ①中華人民共和国国内では下記の文物は国によって保護されている。
- a. 歴史的、芸術的または科学的価値を持つ古文化遺跡・古墳・、古建築・石窟寺・石刻・壁画
 - b. 重要な歴史事件、革命運動または著名人に係わるか、或いは記念性、教育性または歴史的価値を持つ近現代の重要な歴史遺跡・実物・代表的な建築。
 - c. 歴史上の各時代の貴重な芸術品と工芸美術品。
 - d. 歴史上の各時代の重要な文献資料及び歴史的、芸術的、科学的価値を持つ手書き原稿と図書資料。
 - e. 歴史上の各時代、各民族の社会制度、社会生産活動、社会生活を反映する代表的実物。

文物の認定基準とその方法は国务院文物行政部門が定め、国务院の審査許可を得るものとする。科学的価値のある古脊椎動物化石と古人類化石は文物と同じように国の保護を受ける。

- ②古文化遺跡・古墳・古建築・石窟寺・石刻・壁画・近現代の重要な歴史遺跡と代表的建築は移動不可能な文物であり、その歴史的、芸術的、科学的価値に基づき、それぞれ全国重点保護文物・省級保護文物・市/県級保護文物に指定される。歴史上の各時代の重要な実物・芸術品・文献・手書き原稿・図書資料・代表的な実物等の移動可能な文物は貴重文物と一般文物に分かれ、貴重文物はさらに一級文物・二級文物・三級文物に分けられる。
- ③文物保護では、「保護を中心に、修復第一、利用を合理化し、管理を強化する」という方針を徹底させる。
- ④中華人民共和国国内の地下・水域・領海にある全ての文物は国が所有する。古文明遺跡・古墳・石窟寺は国家所有とする。国が保護を指定している記念建築物・古建築・石刻・壁画・近現代の代表的建築等の移動不可能な文物は、別途国に規定があるものを除き国家所有とする。移動不可能な国有文物の所有権は所在地の土地所有権または使用権の変更によって変更されるものではない。以下の移動可能な文物は国家所有とする。
- a. 中国国内で発掘された文物、国に別途規定があるものは除く。

- b. 国有文物所蔵機関・その他の国家機関・軍隊・国有企業・事業組織などが収蔵または保管している文物。
- c. 国が収集購入した文物。
- d. 公民・法人・その他の組織が国に寄付した文物。
- e. 法律上国家所有とされているその他の文物。

国が所有する移動可能な文物の所有権はそれを保管または収蔵する機関の事業停止または変更によって変更するものではない。国有文物の所有権は法律により保護され、その権利を侵害してはならない。

- ⑤ 集団所有と個人所有の記念建築物・古建築・家宝・法律に基づいて取得したその他の文物は、その所有権が法律により保護される。文物所有者は国の文物保護関連の法律法規を遵守しなければならない。

(3) 中国は鉱山の安全生産の保障・鉱山事故の防止・鉱山作業員の安全確保・採鉱業の発展促進を目的に「中華人民共和国鉱山安全法」を制定したが、その主な注意事項は以下の通り。

- ① 鉱山企業は安全生産のための施設の確保・安全管理制度の確立と整備・作業員の労働条件改善のための有効な措置の導入・鉱山の安全管理の強化・安全生産の保証に取り組む。
- ② 国務院の労働行政主管部門が全国の鉱山の安全管理に対する監督を一元的に行う。県級以上の各地方政府労働行政主管部門はそれぞれの行政地域内鉱山の安全管理に対する監督を一元的に行う。県級以上の政府の鉱山企業主管部門は鉱山の安全性管理業務を担当する。
- ③ 国は鉱山の安全面に係る科学技術の研究・先進技術の普及・安全施設の改良・鉱山の安全生産レベルの向上を奨励する。
- ④ 鉱山安全生産の励行・鉱山事故の防止・応急救助への参加・鉱山安全面に係る科学技術研究において著しい業績をあげた組織と個人には褒賞を与える。

また「中華人民共和国鉱山安全法」は鉱山建設の安全保障・鉱山採掘の安全保障・鉱山企業の安全管理・鉱山安全の監督管理・鉱山事故の処理とその法的責任などについても詳細かつ明確に規定している。例えば、

- 鉱山建設工事に係る安全施設は本体工事と同時に設計・施工・使用を開始する。
- 鉱山建設工事に係わる安全施設の設計は労働行政主管部門の審査を受ける。
- 鉱山の安全規定と業界の技術規則は国務院の鉱山企業主管部門が策定する。
- 鉱山建設工事に係わる安全施設の竣工後は、鉱山企業の管理主管部門以外に労働行政主管部門もその検収に参加する。鉱山の安全規定と業界の技術規則に合致していない安全施設は検収並びに操業を開始してはならない。
- 鉱山の採掘には安全生産のための条件が備わっており、鉱種ごとの採掘に係わる鉱山安全規定と業界技術規則に従わなければならない。鉱山企業は安全生産責任システム

構築しなければならない。鉱山長は当企業の安全生産に対して責任を負う。

- 労働行政主管部門の鉱山安全監督者は鉱山企業への立ち入り検査を行う権限を有し、従業員の人身安全に係わる緊急事態を発見した場合は、迅速な対応をとるように鉱山企業に要求する。
- 鉱山事故が発生した場合、鉱山企業は直ちに応急救助を行い、事故の拡大防止、従業員の死傷及び財産の損失の低減に努めなければならない。また、従業員の死傷状況を迅速且つ如実に労働行政主管部門及び鉱山企業を管理する主管部門に報告しなければならない。
- 一般の鉱山事故が発生した場合、鉱山企業が責任を持って調査と処理を行う。
- 重大な鉱山事故が発生した場合、政府とその関連部門・労働組合・鉱山企業が行政法規の規定に従って調査と処理を行う。
- 鉱山企業は鉱山事故死傷者に対し、国の規定に従って救済または補償を行う。
- 鉱山事故発生後、現場の危険因子を迅速に取り除き、事故原因を究明し、防止措置を打ち出す。
- 操業の再開は現場の危険性がなくなった後とする。

(4) 国は外資企業に対して鉱山の探鉱・採掘・インフラ建設についての規定のほか、労働力の雇用面についても厳しく規定している。

①「最低賃金規定」(中華人民共和国労働社会保障部令 第21号)は2003年12月30日に労働社会保障部第7回部務会議で可決され、2004年3月1日より施行されている。本規定は中国域内の企業及び同企業と雇用関係を持つ労働者に適用される。

- a. 本規定でいう最低賃金基準とは、労働者が法定労働時間内または法に基づき締結した労働契約に定められている労働時間内に正常な労働を提供したときに、事業主が法に基づき支給すべき最低労働報酬のことを指す。本規定でいう正常な労働とは、労働者が法に基づき労働契約を締結し、法定時間内または労働契約に定められている労働時間内に従事した労働のことを指す。労働者は法に基づき有給休暇・里帰り休暇・冠婚葬祭休暇・出産/育児休暇・避妊手術休暇等国が定めている休暇をとったり、法に基づき法定労働時間内に社会活動へ参加したりした場合は、そのいずれもが正常な労働を提供したと見なされる。
- b. 県級以上の地方政府の労働保障行政部門は、本行政域内の事業主が本規定を遵守している否かを監督検査する責任を負う。各級の労働組合組織は法に基づき本規定の執行状況を監督し、事業主が労働者に対して支払う賃金が本規定に違反することを発見した場合は、当地域の労働保障行政部門に対処を求める権利を有する。一般的に最低賃金基準には月次最低賃金基準と最低時間給基準があるが、月次最低賃金基準はフルタイム就業者に、最低時間給基準はパートタイム就業者にそれぞれ適用される。
- c. 月次最低賃金基準を確定/調整する際は、当地域の就業者及びその扶養者の最低生活

費・都市部住民の消費価格指数・従業員個人が納めている社会保険費と住宅積立金・従業員の平均賃金・経済発展のレベル・雇用状況等を参考にしなければならない。最低時間給基準を確定/調整する際は、公布された月次最低賃金基準をもとに事業主が納めるべき基本年金保険料と基本医療保険料等の要素も考慮すると同時に、パートタイム就業者の仕事の安定性・労働条件・労働強度・福利面でのフルタイム就業者との格差についても配慮する必要がある。

- d. 省・自治区・直轄市内の行政地域ごとに異なる最低賃金基準を設定することができる。
- e. 最低賃金基準の確定/調整案は省・自治区・直轄市政府の労働保障行政部門及び同級の労働組合、企業連合会/企業家協会と共に検討した上で作成し、それを労働保障部に提出する。確定/調整案には最低賃金の確定/調整の根拠・適用範囲・基準案及びその説明が含まれる。労働保障部は基準案を受領後、全国总工会（訳注：労働組合の全国組織）、中国企業連合会/企業家協会の意見を求めなければならない。労働保障部は基準案に対して修正意見を提出できる。基準案を受領後 14 日以内に修正意見が提出されなかった場合は同意したものと見なされる。
- f. 省・自治区・直轄市の労働保障行政部門は、当地域の最低賃金基準案を省・自治区・直轄市政府に審査のために提出し、許可を得た日から 7 日以内に現地の政府公報及び少なくとも一つの地域レベルの新聞に公表しなければならない。省・自治区・直轄市の労働保障行政部門は公表後 10 日以内に最低賃金基準を労働保障部に報告する。
- g. 最低賃金基準の公布実施後、本規定の第 6 条で定めている状況に変化が生じた場合は、適宜それを調整しなければならない。最低賃金基準は少なくとも 2 年に 1 度調整を行う。
- h. 事業主は最低賃金基準公布後 10 日以内に、当該基準を事業主内の労働者全員に公示しなければならない。
- i. 労働者が正常な労務を提供した場合の事業主が労働者に支給する賃金は、以下の各項目分を差し引いた後の金額が当該地域の最低賃金基準を下回ってはならない。① 残業賃金、② 夜勤・高温・低温・坑内・毒害が伴う特殊な労働環境または労働条件に対する手当、③ 法律法規及び国が定めている労働者に対する福利待遇等。また、事業主が出来高給や歩合給等の賃金形式を採る場合、科学的かつ合理的に定めた労働対価に基づく賃金が最低賃金基準を下回ってはならない。但し、労働者が個人的理由で法定労働時間内、または法に基づき締結した労働契約に定められた労働時間内に正常な労働を提供できなかった場合は本条規定の適用が除外される。
- j. 事業主が本規定の第 11 条に違反した場合は、労働保障行政部門は期限つきで改正を命じる。本規定の第 12 条に違反した場合は、労働保障行政部門は期限つきで未払い賃金を労働者に支給するよう命じるが、未払い賃金の 1-5 倍を労働者に支給するよう命じることもできる。

k. 労働者と事業主の間に最低賃金基準の実施について係争が発生した場合、労働係争処理の関連規定に基づき処理する。

(5) 集団協議及び集団契約の締結行為を規範化し、法に依り労働者及び事業主の合法的な権益を保護するために、「中華人民共和国労働法」及び「中華人民共和国労働組合法」に基づき、「集団契約規定」（中華人民共和国労働社会保障部令 第22号）が2003年12月30日に同部の第7回部務会議で可決され、2004年5月1日より施行されている。本規定は、中華人民共和国内の企業及び企業化管理を行っている事業主（以下、「事業主」と称す）及びその従業員間の集団協議及び集団契約の締結に適用される。

①本規定でいう集団契約とは、事業主とその従業員間で法律・法規・規則の関連規定に基づき、労働報酬・労働時間・休息休暇・安全衛生・職業訓練・保険福利等を集団協議によって締結される書面協議を指す。特定集団契約とは事業主とその従業員が法律・法規・規章の関連規定に基づき、集団協議の特定項目につき締結する書面（協議書）を指す。

②事業主とその従業員が集団契約または特定集団契約を締結し、関連事項を定める場合、集団協議という方式を導入しなければならない。集団協議は主として協議会という形で行われる。

③集団協議により集団契約または特定集団契約を締結する場合は、以下の原則に従わなければならない。

- a. 法律・法規・規則・国の関連規定を遵守する
- b. 互いに尊重し合い、平等に協議する
- c. 誠実で信用を守り、公平な立場で協力する
- d. 双方の合法的権益を同時に配慮する
- e. 過激な行動に走らない

④本規定に適合する集団契約または特定集団契約は、事業主及びその従業員全員に対し法的拘束力を持つ。事業主と従業員個人が締結する労働契約に定められている労働条件や労働報酬等の基準は、集団契約または特定集団契約の規定を下回ってはならない。

⑤県級以上の労働保障行政部門は、その行政域内の事業主と従業員間の集団協議会の開催と集団契約の締結・履行状況について監督し、且つ責任を持って集団契約または単一集団契約を審査する。

⑥集団協議の双方は下記の複数項目または単一項目について集団協議を行い、集団契約または特定集団契約を締結することができる。即ち、労働報酬・労働時間・休息休暇・労働安全衛生、補足的保険/福利厚生・女子従業員及び未成年従業員への特別保護・職業技能訓練・労働契約管理・賞罰・人員削減・集団契約の期限・集団契約の変更/解除手続き・集団契約履行時の係争に関する協議処理方法・集団契約の違反責任・双方が協議すべきだと認識するその他の内容。

労働報酬の具体的内容は以下の通り。即ち、事業主の賃金レベル・賃金の分配制度・賃金基準及び分配形式・賃金の支給方法・時間外勤務賃金及び手当・手当の支給基準及びボーナスの分配方法・賃金の調整方法・試用期間及び病欠、私用休暇の賃金待遇・特殊な状況下の従業員賃金（生活費）の支給方法・その他の労働報酬の分配方法。

労働時間の具体的内容は以下の通り。即ち、勤務時間制度・時間外勤務の方法・特殊職種とその勤務時間体制・労働対価の基準。

休息休暇の具体的内容は以下の通り。即ち、1日の休息时间・週間休日の割当て・年次休暇の方法・標準勤務時間制度を実施できない従業員の休息休暇・その他の休暇。

労働安全衛生の具体的内容は以下の通り。即ち、労働安全衛生責任制・労働条件及び安全技術関連の措置・安全操業規定・労働保健用品の配布基準・定期検診及び従業員の健康診断。

補足的保険及び福利厚生 of 的具体的内容は以下の通り。即ち、補足的保険の種類と範囲・基本的福利厚生制度と福利施設・治療期間の延長に伴う待遇・従業員親族の福利制度。

女子従業員及び未成年従業員の特別保護の具体的内容は以下の通り。即ち、女子従業員と未成年従業員に禁じられている労働・女子従業員の生理期/妊娠期/出産期/授乳期の労働保護・女子従業員と未成年従業員の定期検診・未成年従業員の採用と登記制度。

職業技能訓練の具体的内容は以下の通り。即ち、職業技能訓練プロジェクトの企画と年度計画・職業技能訓練費用の積立と使用・職業技能訓練の確保/改善のための措置。

労働契約管理の具体的内容は以下の通り。即ち、労働契約の締結時間・労働契約期限の確定条件・労働契約の変更/解除/継続に係わる一般原則と固定期間のない労働契約の中止条件・試用期間の条件と期限。

賞罰の具体的内容は以下の通り。即ち、労働紀律・考課賞罰制度・賞罰の手続き。人員削減の具体的内容は以下の通り。即ち、人員削減プラン・人員削減の手続き・人員削減の実施方法と補償基準。

- ⑦本規定は集団協議代表の定義・選出方法・職責・手続き等についても規定している。集団協議代表（以下、協議代表とする）とは、法定手続きに則って選出され、代表する側の利益を代弁し、集団協議に参加する権利を有する人を指す。

集団協議双方の代表人数は対等であり、当事者各方から最低 3 名を選出し、首席代表を 1 名決める。従業員側の代表は同社の労働組合が選出する。労働組合がない場合は、同社の従業員が民主的方法で推薦し、且つ同社の半数以上の従業員の同意を得なければならない。従業員側の首席代表は同社の労組主席が担当する。労組主

席はその他の協議代表に首席代表の代理を書面で委託することができる。労組首席が欠位の場合、首席代表は労組の主要責任者が担当する。労組がない場合は、従業員側の首席代表は協議代表の中から民主的方法で推薦選出する。

事業主側の協議代表は事業主の法定代表人が指定する。首席代表は事業主の法定代表人が担当するか、または法定代表人の書面委託によりその他の管理者が担当する。協議代表の職責履行期限は被代表側が決定する。集団協議双方の首席代表は社外の専門人員に協議代表の担当を書面で委託することができる。但し、委託人数は委託側代表の 1/3 を超過してはならない。首席代表を社外の人員に代理させてはならない。事業主側と従業員側の協議代表は相互に兼任することはできない。

協議代表は下記の職責を履行しなければならない。即ち、a. 集団協議へ参加する。b. 代表する側の関係者からの質疑を受け、かつ迅速に関係者に協議状況を報告し意見を求める。c. 集団協議に係わる状況と資料を提供する。d. 被代表側を代表して集団協議の係争処理に参加する。e. 集団契約または特定集団契約の履行を監督する。f. 法律/法規/規則が規定するその他の職責。

労組は従業員側の協議代表を変更することができる。労組がない場合は、同社の半数以上の従業員の同意を得て従業員側の協議代表を変更することができる。事業主側の法定代表人は事業主側の協議代表を交代することができる。協議代表が交代/辞任または不可抗力により欠員が生じた場合、欠員が生じた日より 15 日以内に本規定に基づき新代表を選出しなければならない。

双方はいずれも集団契約または特定集団契約の締結及び関連事項について、書面で相手側に集団協議を要求することができる。一方が集団協議を要求した場合、もう一方はその要求を受けた日より 20 日以内に書面で回答しなければならない。正当な理由がなければ、集団協議の開催を拒絶することはできない。

集団協議会は双方の首席代表が順番に司会を担当し、以下の手順で進行する。即ち、a. 協議会のアジェンダ及び会議紀律を発表する。b. 一方の首席代表が協議の具体的内容及び要求を提出し、もう一方の首席代表はその要求について回答する。c. 協議双方は協議事項についてそれぞれ意見を述べ、十分に議論を行う。d. 双方の首席代表は意見を集約する。e. 意見が一致した場合、集団契約草案または特定集団契約草案を作成し、双方の首席代表が署名する。

集団協議が合意に達しないか、または事前に予想できなかった問題が生じた場合、双方の話し合いで協議会を中止することができる。中止期間・次回の協議日時・場所・内容は双方で決める。

⑧集団雇用契約の締結・変更・解除・終了

双方の協議代表が合意に達した集団雇用契約草案または特定事項集団雇用契約草案を従業員代表大会に提出するか、または全従業員で討論しなければならない。従業員代表大会または全従業員が集団雇用契約草案または特定事項集団雇用契約草案を

討論する際は、3分の2以上の従業員代表または従業員が出席し、かつ全従業員代表の半数以上または全従業員半数以上の同意を経て、集団雇用契約草案または特定事項集団雇用契約草案を採択しなければならない。集団雇用契約草案または特定事項集団雇用契約草案は、従業員代表大会または従業員大会での採決後、集団協議を行う双方の首席代表が署名する。集団雇用契約または特定事項集団雇用契約草案の期限は一般に1年から3年で、満期または双方で約定した終了条件が生じた場合は即終了となる。集団雇用契約または特定事項集団雇用契約草案の満期前3ヶ月以内であれば、いかなる一方も相手に新規契約または契約継続を要求することができる。双方の協議代表の合意があれば、集団雇用契約または特定事項集団雇用契約を変更または解除することができる。また、下記の状況のいずれか一つに当てはまる場合は、集団雇用契約または特定事項集団雇用契約を変更または解除することができる。

a. 雇用主が合併・解散・破産等の理由で、集団雇用契約または特定事項集団雇用契約が履行できなくなった。b. 不可抗力等の理由で、集団雇用契約または特定事項集団雇用契約が履行できなくなったか、または一部が履行できなくなった。c. 集団雇用契約または特定事項集団雇用契約で約定した変更または解除条件が生じた。d. 法律・法規・規則で規定されているその他の状況。集団雇用契約または特定事項集団雇用契約の中の本規定に合致している集団協議の手順が変更または解除された。

⑨集団雇用契約審査：集団雇用契約または特定事項集団雇用契約の締結または変更後、双方の首席代表の署名後10日以内に、雇用主は文書一式三部を労働保障行政部門へ提出し審査を受けなければならない。労働保障行政部門は提出された集団雇用契約または特定事項集団雇用契約について登記手続をしなければならない。集団雇用契約または特定事項集団雇用契約の審査は管轄地で行われるが、具体的な管轄範囲は省級労働保障行政部門が定める。

⑩集団協議争議の調停処理

集団協議の中で発生した争議については、双方の当事者が協議で解決することはできない場合、当事者の一方または双方は書面で労働保障行政部門に調停処理を申請することができる。申請がなされない場合は、労働保障行政部門が必要と認めれば調停処理を行うこともできる。

雇用主が募集/雇用した労働者と労働契約の締結しなかったために、労働争議発生時に双方の雇用関係の確定が難しく、労働者の合法的權益が保護しにくくなることで雇用関係の安定に不利な影響が及ぼされる状況をなくすため、また、雇用主の従業員雇用行為を規範化し、労働者の合法的權益を保護し、社会の安定を促進するために、労働/社会保障部は2005年5月25日に「労働関係確立関連事項に関する通知」を公布した。以下はその要旨である。雇用主が募集/雇用した労働者が書面による労働契約を締結していなくても、下記の状況に当てはまる場合は労働関係が成立する。①雇用主と労働者が法律法規で規定されている主体資格に合致している。②雇用主が法に依り策定した各労働規則制度を労働者に適用し、

労働者は雇用主の管理下で雇用主が手配した報酬のある労働に従事している。③労働者が提供する労働が雇用主の業務の構成部分となっている。

雇用主が労働者と労働契約を締結していないが、双方に労働関係があることを認定する際は下記の証明書を参照することができる。①給与支払証明書またはその記録（従業員給与支給リスト）、各社会保険料納付の記録、②雇用主が労働者に発行した「在職証明書」、「サービス証明書」等の身分を証明できるもの。③労働者が記入した雇用主の従業員募集「登録表」、「申込表」等の募集/雇用記録。④勤務評定記録。⑤他の労働者の証言等。このうち、①、③、④の関連証明書は雇用主が証明責任を負う。

雇用主が募集/雇用した労働者が第一条の規定に合致する場合、雇用主は労働者と労働契約を締結しなければならない、その労働契約期間は双方の話し合いで決める。話し合いが合意に達しなかった場合は、いかなる一方も労働関係の終了を申し出ることができる。但し、固定した期限のない労働契約締結の条件に合致している労働者については、労働者が固定した期限のない労働契約の締結を申し出た場合、雇用主はそれを締結しなければならない。雇用主が労働関係の終了を申し出た場合、労働者の勤続年数に応じて、満一年ごとに1ヶ月分の給与を経済補償金として支払わなければならない。

建築施工や鉱山企業等の雇用主が工事（業務）または経営権を、従業員雇用主体資格のない組織または個人に請け負わせた場合、当該組織または個人が募集/雇用した労働者に対して、従業員雇用主体資格を有する請負依頼側が従業員雇用主体としての責任を負う。

労働者と雇用主の間に労働関係によって引き起こされた争議があるか否かについて、管轄権を有する労働争議仲裁委員会に仲裁を申請することができる。

労働者が就業中に事故に遭ったり、傷害を受けたり、職業病を患ったりした後の治療・経済補償・職場復帰の権利を保障し、労災リスクを分散し、労災予防を促進するために、労働部は「労働法」に基づき「企業従業員労災保険試行弁法」を策定した。中華人民共和国内の企業及びその従業員は本弁法の規定に従い実施しなければならない。労災保険は社会が統一して計画案配し、労災保険基金を設立し、労災負傷者に経済補償を提供し、社会化管理サービスを実施する。企業は国と地元人民政府の規定に従い労災保険に加入し、期限どおりに労災保険料を全額納付し、本弁法と地元人民政府が規定した基準に従い、従業員の労災保険待遇を保障することが義務づけられている。労災保険は事故予防と職業病の防止・治療の両方をカバーするものでなければならない。企業と従業員は「安全第一、予防優先」の方針を徹底させ、労働安全衛生法規制度を遵守し、国の労働安全衛生規則と基準を厳格に執行し、労働中の事故を防止し、職業上の危険因子を減らさなければならない。従業員が労災を被ったか、または職業病を患った場合は、速やかに治療を受けるものとする。各地はその地域の社会経済条件に基づき、徐々に職場復帰のための事業を発展させ、労災が原因で身体障害者となった従業員が、その身体状況に応じた労働に従事できるように配慮しなければならない。県級以上の各級人民政府の労働行政部門は、その行政区域内の企業従業員労災保険に関する業務を管理する。

労災範囲及びその認定：従業員が下記の状況のいずれか一つによりケガ・身体障害者となった・死亡した場合は労災と認定しなければならない。①当企業の日常的な生産、作業またはその企業の責任者が臨時に指定した仕事に従事している者が、緊急事態の中で当企業の責任者は指定しなかったが、当企業の重大な利益に直接関係する仕事に従事した。②当企業の責任者の手配または同意を経て、当企業と関連のある科学実験・発明・技術改善に従事した。③生産環境に存在する有害要素に接触し職業病になった。④生産の時間と区域上の危険因子により事故が生じたか、または仕事が忙しすぎて突発的疾患を発病したことで死亡したか、或いは最初の救急治療後に労働能力を完全に失った。⑤職責を履行したことにより人身傷害が生じた。⑥応急救助・救災・人の救助等の国・社会・公衆の利益となる活動の保護に従事した。⑦公務及び戦争のため身体障害者となった退役軍人が企業に就業後に古傷が再発した。⑧公務で出張中に仕事が原因で交通事故に遭ったか、または他の予想外の事故により傷害または行方不明になった、或いは突発的疾患で死亡したか、もしくは最初の救急治療後に労働能力を完全に失った。⑨出退勤の規定時間内及び通勤ルートにおいて、本人に責任がないか、または本人の主な責任によらない自動車事故が発生した。⑩法律法規が規定しているその他の状況。

従業員に下記の状況のいずれか一つでケガ・身体障害者となった・死亡した場合は、労災に認定できない。①犯罪または違法行為、②自殺または自ら障害者となった、③ケンカ、④乱酔、⑤意図的な違反行為、⑥法律法規が規定しているその他の状況。

企業は労災事故発生日または職業病と診断された日から15日以内に、地元の労働行政部門に対し労災報告をしなければならない。労災負傷者またはその親族は、労災事故発生日または職業病と診断された日から15日以内に、地元の労働行政部門に対し労災保険待遇を申請しなければならない。特別な事情のある場合は、申請期限を30日間延長することができる。労災を負傷者本人またはその親族が申請しない場合は、当企業の組合組織が労災負傷者の代わりに待遇申請をすることができる。従業員の労災保険待遇の申請は企業の署名後に提出しなければならない。企業が署名しない場合は、労災負傷者またはその親族が直接申請を提出することができる。

労働行政部門は企業の労災報告または従業員の労災保険待遇の申請受領後に、労災保険取扱機関を創設し調査立証に当たり、7日以内に労災に認定するか否かを決定しなければならない。特別な事情のある場合は延長することができるが、30日を超えてはならない（注：同規定は労働保障行政部門の労災認定作業の時間に対する要求であり、労働保障部門が労災を受理する際の時効ではない）。

従業員が公務のための出張中または応急救助/救災中に行方不明になった場合は、その親族または企業は企業所在地の公安部門と労働行政部門に報告しなければならない。労働行政部門は人民法院が下した他死亡宣告に基づき労災死亡を認定する。

労働鑑定と労災による身体障害者の障害度評定：従業員が労災医療期間内に治愈したか、またはケガの状況が安定したか、もしくは医療期間満了後も仕事ができない場合は、労働能力を鑑定し、障害度を評定し、定期的に障害状況を検査しなければならない。

労災保険待遇：従業員が労災負傷を治療する場合、労災医療待遇を受けることができる。労災負傷または職業病を患い仕事を停止して治療を受ける場合は、労災医療期間扱いとする。労災医療期中は労災負傷者に対する給与支給を停止し、毎月労災手当を支給する。労災手当の基準は労災負傷者本人が負傷するまでの12ヶ月間の平均給与とする。労災医療期間満了または障害度の評定後は、労災手当の支給を停止し、障害者待遇を受けられるようにしなければならない。労災負傷者が要介護と認定された場合は、毎月介護費を支給しなければならない。労災負傷者の日常生活または生産労働を補助する目的から、義足・義眼・義歯、車椅子の補助器具をつけなければならない場合は、国内に普及している型式を基準に費用を精算する。

労災保険基金：本弁法で規定している労災医療費・看護費・障害者救済金・一括払いの障害者補助金・障害者補助器具費・葬儀補助金・親族扶養救済金・一括払い労災死亡補助金は、労災保険基金から支払われ、その他の費用は暫時それまで支払っていた部門が支払う。

管理と監督検査：労災保険は管轄地で管理し、中心都市または地級市(二級行政区)を中心に労災保険費用の社会的な統一計画を実施する。

争議処理：労災負傷者及びその親族が労災を申請/報告し、労災保険待遇として処理される際に雇用主と争議が生じた場合は、労働争議処理関連の規定に従い手続きする。労災負傷者及びその親族または企業が、労働行政部門が出した労災認定と労災保険取扱機関の支払待遇の決定に対して不服がある場合は、行政再議と行政訴訟に関する法律法規に従い手続きする。労働鑑定委員会が出した障害度評定結果を従業員が不服とした場合は、地元の労働鑑定委員会弁公室に再審査を申請することができる。再審査後の鑑定結果にも不服な場合は、さらに一級上の労働鑑定委員会に再鑑定を申請することができる。再審査後の鑑定の最終結論は省級労働鑑定機関が出し、再審査鑑定の手順は各省・自治区・直轄市の労働鑑定委員会が定める。

(6) 上述の法律法規以外にも、国は外資企業投資企業に対して別個の規定を設けているが、要旨は以下の通り。

- ① 外合弁経営企業・中外合作経営企業・外資企業（以下、「外資企業投資企業」と総称）が従業員の給与水準を合理的に確定し、従業員の給与の分配方法を規範化し、その給与を合理的かつ適切に引き上げるよう指導することを目的に、労働部は「労働法」及び関連法律法規の規定に基づき「外資企業投資企業給与収入管理暫定弁法」を策定した。本弁法は外資企業投資企業及びその従業員に適用される。本弁法でいう高級管理者とは正/副総裁または正/副総経理、財務責任者及び日常的管理に参画する主要管理者をいう。本弁法でいう実質給与収入には基本給与・資金・手当・補助金等の全ての給与性収入が含まれる。主な規定は以下の通り。

- a. 外資企業投資企業は「労働に応じて分配、同一労働は同一賃金」の原則を遵守し、当企業の実状に基づき、本弁法を依拠とし、企業内部の給与分配制度を自主的に確定しなければならない。
- b. 外資企業投資企業設立時の平均給与水準は、董事会が地元同業者の従業員平均給与水準を下回らないように確定する。
- c. 外資企業投資企業の従業員の平均給与水準は企業の発展に合わせ徐々に上げていかなければならない。外資企業投資企業の平均給与水準の上げ幅は、当企業の経済効益と労働生産性に基づき、地元都市住民の消費価格指数と賃金ガイドライン等を参考に、董事会が確定するか、または企業の集団協議により確定する。
- d. 中外合弁（合作）経営企業で外国側高級管理者が管理に参画していないか、または外国側高級管理者の給与を企業が支払っていない場合は、その中国側高級管理者は実質給与収入による管理方法を実施する。
- e. 中外合弁（合作）経営企業の外国側高級管理者の給与収入を企業が支払う場合は、その中国側高級管理者は形式的給与と実質給与収入の管理方法を実施する。
- f. 中国側高級管理者の名目給与は、企業の董事会が「同一労働は同一賃金」の原則に基づき、外国側高級管理者の給与収入水準に照らして確定する。
- g. 中国側高級管理者の実質給与収入は中国側投資部門の中国側企業主管部門が、当企業内部の給与制度・給与基準・当企業の労働生産性・資本収益率・実現利益等の経済効益指標及び当企業の従業員平均給与収入水準と国の関連規定に基づき確定する。
- h. 中国側高級管理者の形式的給与と実質給与収入の差額は、合弁（合作）企業の中国側従業員の企業社会保険・従業員福利・住宅基金の補充に当て、企業の労働組合が監督使用する。
- i. 企業に実際の職務を担当する中国側の正/副董事長と董事がない場合、当該企業から一切給与性収入を得てはならない。中国側の正/副董事長と董事は、中国側が国家経済貿易委員会の「中外合弁/合作企業における国有財産の監督管理の強化に関する暫定規定」等の国の関連規定に基づき審査・監督・賞罰を行う。
- j. 外資企業投資企業従業員の給与収入総額・平均給与・高級管理者・董事の給与収入は中国側投資企業・中国側企業の主管部門・地元の労働行政部門に報告する。そのうち外国側従業員の給与収入については単独に作成する。
- k. 中外合弁（合作）経営企業の中国側高級管理者は、名目給与と実質給与収入による管理方法を実施し、実質給与収入に基づき法律で決められている個人収入所得税を納付する。
- l. 外資企業投資企業は国の関連規定に従い手続きし、かつ「給与総額使用手帳」を使用して企業の給与収入の支給状況を事実通りに記録しなければならない。

- m. 外資企業投資企業は国の関連規定に従い労働給与の統計をとり、所在地の労働行政部門と統計部門に労働給与統計諸表を提出しなければならない。
- n. 労働行政部門は外資企業投資企業の本弁法の実施状況につき監督検査しなければならない。
- o. 中外株式有限会社は本弁法に従い実施する。
- p. 省・自治区・直轄市人民政府の労働行政部門は本弁法に依り実施細則を策定し、労働部に届け出る。

また、労働人事部は1986年11月10日に「国务院の外資企業投資奨励に関する規定」を徹底させ、外資企業投資企業の雇用自主権を保障し、中国側従業員の給与と保険福利費用を適切に確定するために、「外資企業投資企業の雇用自主権と従業員の給与と保険福利費用に関する規定」を策定した。中でも保険福利費用の規定については、外資企業投資企業は所在地人民政府の規定に従い、中国側従業員の退職養老基金と失業保険基金を納付すると規定されている。従業員の在職期間中の保険福利待遇は、中国政府が国営企業に対して設けている関連規定に基づき実施する。必要な費用は企業のコスト費用から事実通りに支出する。外資企業投資企業は所在地人民政府の規定に従い住宅補助基金を支払い、企業の中国側が従業員住宅の建設と購入のための費用補助に用いる。

②外資企業投資企業と中国国内に機構と事業所を設立している外資企業（以下、「企業」と総称）は関係国（地域）の社会保険制度の要求に従うか、または企業内部の福利ま或いは奨励制度として直接または間接的にその中国国内で働く被雇用者（中国国内に住所がある/住所がない被雇用者を含む）が、外国の保険機関（社会保険機関と商業保険機関を含む）に失業保険料・退職（養老）金・貯蓄金・人身事故傷害保険料・医療保険料等、その他の名目の国外保険料を支払う。国家税務総局は上述の国外保険料に関する税務処理について「外資企業投資企業/外資企業被雇用者の国外保険料関連の所得税処理についての通知」の中で以下のように規定している。

- a. 企業所得税の税務処理については「中華人民共和国外資企業投資企業と外資企業所得税法実施細則」（以下、「実施細則」と略称）第19条第10項と第24条第2項の規定に基づき、企業が直接その中国国内で働く被雇用者個人のために支払うか、または負担している各種国外資企業業人身（生命）保険料と国外社会保険料は、企業が納税すべき所得額から控除してはならない。但し、上述の国外保険料を給与・俸給として被雇用者に支払う場合は、実施細則第24条第1項の規定に基づき、企業は納税すべき所得額から控除することができる。
- b. 個人所得税の税務処理については以下のように規定している。①企業がその中国国内で働く雇用者個人のために支払うか、または負担している各種国外保険料のうち、その被雇用者に給与・俸給という形式で既に企業が納税すべき所得額から控除している場合は、当該被雇用者個人の給与・俸給所得に計上し、「中

華人民共和国個人所得税法」と国家税収協定の関連規定を適用し、個人所得税を申告納付しなければならない。②企業がその納税すべき所得額から控除しておらず、中国国内で働く被雇用者に支払うか、または負担している国外保険料は、原則として当該被雇用者個人の給与・俸給所得に計上され、「中華人民共和国個人所得税法」と国家税収協定の関連規定を適用し、個人所得税を申告納付しなければならない。但し、そのうち確かに雇用主が社会保障的な費用を負担しなければならないものについては、地元の税務主管機関が審査許可後、被雇用者個人の納税すべき所得額に計上しなくてもよい。③中国国内で働く被雇用者個人が支払う各種国外保険料は全て当該被雇用者個人が納税すべき所得額から控除してはならない。

c. 以前の規定と本通知の規定内容が異なる場合は、一律にその執行を停止する。

③社会主義市場経済体制に適応した労働関係の主体双方の自己調節メカニズムを徐々に構築し、外資企業投資企業が給与に関する集団協議を行うように指導し、労働関係双方の合法的權益を保障し、労働関係の調和と安定を促進するため、また外資企業投資企業の給与集団協議を規範化し、外資企業投資企業及びその従業員の合法的權益を保障するために、労働部は「外資企業投資企業の給与集団協議についての意見」を策定した。

a. 外資企業投資企業の給与集団協議とは、外資企業投資企業の労働組合または従業員代表が相応の企業代表と、国の法律法規に依り企業内部の給与分配制度・給与分配形式・給与収入水準とその増加幅・従業員保険福利等の問題について協議し、集団雇用契約を締結する行為をいい、それは企業集団雇用契約制度の重要な構成部分となる。

b. 本「意見」は中国国内で既に給与集団協議を展開している外資企業投資企業及びその従業員に適用される。

c. 外資企業投資企業が展開する給与集団協議は以下の前提条件を備えていなければならない。①労働組合または半数以上の従業員が給与集団協議の要求を出している。②企業が正式に操業を開始している。③企業が集団協議を行うために必要な基本データと資料を所有している。

d. 外資企業投資企業が行う給与集団協議は国の企業集団協議と集団雇用契約締結の関連規定に基づき進められ、以下の原則を遵守しなければならない。①企業内部の給与収入分配は「労働に応じて分配」及び「同一労働は同一賃金」の原則を遵守しなければならない。②従業員の実質給与水準は当地と当企業の経済発展に応じて適宜引き上げていかななければならない。③給与集団協議の過程では企業と従業員双方の利益を考慮しなければならない。④双方の協議期間中は、いかなる一方も過激な行為をとってはならない。

- e. 給与集団協議の双方の主体資格・協議手順・契約の締結・報告提出は「労働法」、「集団雇用契約規定」等の国の関連規定に従い実施する。
 - f. 外資企業投資企業が給与集団協議を行う際は、企業従業員の給与水準の確定と調整・企業内部の給与分配制度と給与分配形式・従業員奨励方法・残業と残業代・従業員の年休・従業員の保険福利待遇・その他の企業従業員が協議を要望している給与と関係のある問題を重点的に協議する。
 - j. 外資企業投資企業が行う給与集団協議は下記の各指標を参照しなければならない。①地域・業界・企業の加工コスト、②地域と業界の平均給与水準、③政府が公布する賃金ガイドライン、④地域都市住民の消費価格指数、⑤企業従業員の給与総額と従業員平均給与、⑥企業が実現した税引き前利益、⑦企業の純生産額の労働生産性、⑧国有資産の保值増値率、⑨企業の税引き前利益率、⑩企業の資本収益率。協議の際は協議の双方は国家機密と商業秘密を漏洩しないという前提の下、相手に関連状況または資料を提供しなければならない。
 - h. 集団雇用契約は国の関連法律法規の規定に従い、審査が発効した後は法的効力を有し、双方は法に依りそれを履行することが義務づけられている。契約の有効期間中にどちらか一方が契約に違反した場合は、国の関連法律法規の規定に従い違約責任を負う。
 - i. 各地の労働行政部門は当地域及び異なる業界の給与面の参考資料と状況を適宜公布し、外資企業投資企業の集団雇用契約実施後は定期的に監督検査し、問題があれば、速やかに調停処理しなければならない。
 - j. 本意見は中外株式有限会社及びその従業員に適用される。
- ④外資企業投資企業の外国人専門家の管理を規範化し、中外の経済と技術人材の協力及び外資企業投資企業の発展を促進するために、国家外国専門家局は国の関連法律法規の規定に基づき、1996年9月1日に「外資企業投資企業外国専門家管理弁法」を策定した。本管理弁法における外資企業投資企業とは、中国の経済建設のニーズに対応するために、中国政府の関係部門に認可され、中国の法的管轄及び保護を受け、中外双方が合併/合作経営しているか、または外資単独で中国で経営されている、中国法人格を有する企業のことをいう。本管理弁法における外国専門家とは、必要に応じて招聘された、外資企業投資企業で生産・経営・管理に従事する外国籍の専門技術者と外国籍管理者をいう。
- a. 中国国家外国専門家局と省・自治区・直轄市人民政府外事弁公室が、外国人専門家の身分を認定する主管機関であり、外資企業投資企業の外国人専門家の身分認定作業を担当する。国務院の関連部・委員会と專業總公司在直接管理する外資企業投資企業は、部・委員会と專業總公司的國際合作司（または外事司）が外国人専門家の身分認定作業とともに、同業界の外国人専門家の身分認定に関する規定を策定する。

- b. 外資企業投資企業の外国人専門家は必ず本人の専門と技術に対応する業務に従事し、下記の条件を備えていなければならない。①大学学士以上の学位、技師以上の技術職称または同等の学位と技術職称をもつ。②その専門で5年以上の実践経験があり、また正しく技術指導ができ、その任に堪え得る。③中国で早急に必要とされている専門技術と特殊技能またはその他の業務に精通している。④国（境）外で5年以上管理に従事した経験があり、大中型外資企業投資企業またはハイテク企業で部門マネージャーまたはそれ以上の職務を担当したことがある。
- c. 外資企業投資企業の外国籍技術者/管理者は外国人専門家の身分認定を申請する。外国人専門家の招聘企業は外国人専門家の身分認定機関に対し、招聘企業の就業通知書、健康診断合格証明、犯罪歴がないことを証明するもの及び本管理弁法第6条に規定されている条件に関する証明書類を提出しなければならない。
- d. 「外国人専門家招聘確認書」は外国人専門家が招聘に応じて中国で就業し、就業ビザの手続きをするのに必要な証明書類である。外国人専門家身分認定機関の認定を経て就業（Z）ビザの手続きをする必要がある外国人専門家と外資企業投資企業は、外国人専門家身分認定機関に行き、「外国人専門家招聘確認書」の手続きをすると同時に、協議書・協定または契約の要件に基づき、中国国内の被授權機関に招聘状を出してもらおう。技術と設備の輸入に際し、外資企業投資企業への招聘に応じ建設に従事する外国籍専門技術者と外国籍管理者で、就業（Z）ビザの手続きをする必要がある者は、所属企業が協議書・協定または契約書を持参し外国人専門家身分認定機関に行き、直接その「外国人専門家招聘確認書」の手続きを行う。
- e. 中国で就業予定の外国人専門家は「外国人専門家招聘確認書」と招聘状及び有効パスポート及び証明書類を持参し、中国駐外外交代表機関・領事機関または外交部から授權されているその他の駐外機関に就業（Z）ビザを申請する。
- f. 招聘企業は外国人専門家の「外国人専門家招聘確認書」を申請する際に、外国人専門家のために「外国人専門家証」を同時に申請することができる。外国人専門家はこの証明書により中国税関の優遇待遇を享受することができる。
- g. 「外国人専門家証」は外国人専門家が招聘に応じて中国で就業する期間の専門家の身分証明となる。外国人専門家は招聘企業の在職通知書と有効パスポート、証明書類を持参し、中国入国15日以内に外国人専門家身分認定機関で外国人専門家証の手続きをすると同時に、この証明書とその他の関係証明書類を持参し、中国入国30日以内に現地の公安出入国管理部門で外国人居留証または外国人臨時居留証を発行してもらおう。夫婦双方がどちらも外国人専門家である場合は、それぞれの「外国人専門家証」を発行するが、夫婦の一方が外国人専門家である場合は、その配偶者に別途「外国人専門家証」を発行する必要はなく、「外国人専門家証」の家族欄に記入するだけでよい。

h. 外国人専門家就業管理：「外国人専門家証」の有効期限は一回の手続きで最長1年を超えてはならない。外国人専門家は1年の招聘期間が満了する度に、外国人専門家身分認定機関で「外国人専門家証」の延長手続きを行わなければならない。期限が過ぎても手続きしない場合は、「外国人専門家証」は自動的に失効する。外国人専門家が中国滞在期間に招聘機関を変更した場合、証明書発行機関に元の証明書を返却し、新招聘機関所在地の証明書発行機関に新「外国人専門家証」を申請する。

外国人専門家は中国での就業期間中は、中国の法律と中国政府の関連規定を遵守することが義務づけられ、その合法的権益は中国の法律及び中国政府により保護される。

外資企業投資企業は外国人専門家の中国での就業期間中の保険・医療・休暇・生活待遇等については、協議書・協定または契約書に明確に規定しなければならない。協議書・協定または契約書は一旦締結したら、外国人専門家と外国人専門家の招聘企業の双方は厳格にそれを履行しなければならない。任意に変更してはならない。

外資企業投資企業の業界管理部門及びその他の関連部門は、国の法律と政府の関連規定により、弁法を策定し、措置を講じ、所属企業を監督し、外国人専門家の中国での就業と生活及びその他の正当な活動の便宜を図らなければならない。省・自治区・直轄市人民政府外事弁公室は専門機関を設立するか、または専任者を派遣し、当地域の外資企業投資企業内外国人専門家の就業状況につき、関連のガイドライン・政策・規則制度の執行が徹底されていかの検査監督を担当させる。本地域の関連部門との連絡を担当し、外国人専門家の仕事上の問題を解決する。

優れた貢献のあった外国人専門家に対して、状況を見て、専門家招聘企業と政府関係部は関連規定に基づき表彰または奨励することができる。

外国人専門家が中国での就業期間中に民事紛糾・治安事件・その他の事件に関与した場合は、各級外国人専門家主管部門は公安・安全・司法等の部門に協力し、法に依り処理する。

外資企業投資企業が「外国人専門家証」を保有する外国籍従業員の状況を隠蔽し、提出していた身分上の条件と合致していないか、または従事している仕事と活動が専門家の身分と合致しないことが発覚した場合は、外国人専門家身分認定機関または関連部門はその「外国人専門家証」を回収し、公安機関にその居留または臨時居留資格を取り消すよう申し出る。

i. その他：外資企業投資企業が招聘雇用した香港/マカオ/台湾省出身者で、本管理弁法の外国人専門家が備えるべき条件に合致する従業員には、香港/マカオ/台湾の専門家証を別途発行し、本管理弁法の主旨を参照して管理する。

省・自治区・直轄市人民政府外事弁公室は当地域の実状に合わせ、本管理弁法の実施細則を策定することができる。

本管理弁法にある「外国人専門家招聘確認書」、「外国人専門家証」、「外国人専門家証明書」は国家外国専門家局が統一して印刷作成する。

なお、労働部弁公庁は「外資企業投資企業が未成年労働者を使用した際の処罰は〈外資企業投資企業労働管理規定〉を適用するか否かについての上申に対する回答で、外資企業投資企業の未成年労働者使用の処罰については、「未成年労働者使用禁止規定」（国务院令第 81 号）と労働部の「未成年労働者使用罰金基準規定」（劳力字[1992]27 号）に従わなければならないことが明確にされている。

9 事例紹介

中国には豊富な鉱物資源があるが、経済の持続的な高度成長と資源に対する需要の拡大に伴い、加えて国内の資源利用率が全般的に低いため、鉱物資源の需給バランスが悪化しつつある。特に近年来、各級地方政府が盲目的に政治業績を追求し、功と利に目指す余り、国の法律法規を無視して違法採掘や濫採掘を長期間続け、鉱物資源を破壊し、環境を汚染してきた。その間、安全に係わる事故も頻発しており、特に 2005 年に入ってから、炭鉱のガス爆発事故は悲惨を極め、わずか 2 ヶ月足らずの間に以下のような大炭鉱事故が何件も起きている。

- (1) 2005 年 11 月 24 日、河北省邯鄲市武安市団城郷高村炭鉱の出水事故、遭難者 18 人
 - (2) 2005 年 11 月 27 日、黒龍江省龍煤グループ七台河支社東風炭鉱ベルト坑内の特大爆発事故、遭難者 171 名
 - (3) 2005 年 12 月 2 日、河南省新安県石寺鎮寺溝炭鉱の出水事故、遭難者 42 人
 - (4) 2005 年 12 月 7 日、河北省唐山市開平区劉官屯炭鉱のガス爆発事故、遭難者 108 人
- 国はこれらの事故を重く受け止め、以下に示す一連の法律法規を急遽公布した。
- (1) 2004 年 5 月 21 日、財政部・国家発展改革委員会・国家炭鉱安全監察局が共同で「炭鉱の安全生産費用の引き当てと使用に関する管理弁法」、「炭鉱の簡易再生産維持管理費の規範化に関する若干の規定」を公布
 - (2) 2005 年 9 月 19 日、国务院が「全国範囲内の全面的な鉱物資源の開発秩序の整頓と規範化に関する通知」を発表
 - (3) 2005 年 9 月 24 日、国家安全生産監督管理総局と財政部が「炭鉱の安全生産に係る重大な危険因子と違法行為の告発を奨励する弁法（試行）」を公布
 - (4) 2005 年 9 月 30 日、国土資源部が「探査許可証/採掘許可証の権限規範化問題に関する通知」を下達
 - (5) 2005 年 11 月 23 日、国家環境保護総局が「建設プロジェクト環境アセスメント関連書類の審査許可手続きに関する規定」を下達
- 以上の関連公文の公布施行により、事故の発生源である鉱山自らが安全生産に取り組み

始め、乱採掘の取締りを中心に鉱物資源の採掘・探査・管理等の面で全面的な対策が講じられるようになった。

以下、2001年7月17日に広西南丹で発生した炭鉱事故を例に、中国における鉱山の乱経営と鉱物資源破壊の現状を見てみることにする。

広西南丹は極めて豊富な鉱物資源を埋蔵し、アンチモン・錫・インジウムの世界的生産地であり、アンチモン・錫・インジウムの精鉱生産量はそれぞれ世界総生産量の50%、30%、20-30%を占めている。非鉄金属の採掘・選別・製錬システムも独自に形成されており、錫と亜鉛の生産量は全国最多で、中国最大の錫亜鉛生産拠点として国内外の市場供給と市場価格を左右できる重要な地位にある。ところが、こうした恵まれた非鉄金属鉱山でありながら、各級地方政府と産業界が利に走り、互い結託して、国の法律法規及び人民の生命の安全を無視した乱採掘を行ったことで、鉱物資源を破壊したばかりか、事故が多発するようになり、終に2001年7月、世間を驚愕させた大惨事が起こってしまった。

南丹事故発生後、地元政府の役人は鉱山主と結託して違法な手段で事故を隠蔽した。鉱山主は遭難者の遺族に対し一人当たり2万元の口止め料を支払い、外部に情報を漏らさないよう脅した。こうして半月もの間情報を封じ込めるといった極めて悪質な状況が生じたが、これは中国の鉱山遭難史上でも極めて稀有なケースであった。

同事故の発生を受け、元の国家経済貿易委員会李荣融主任を長とする中央調査グループは、南丹県龍泉鉱製錬総工場傘下の拉甲坡鉱山と龍山鉱山で発生した重大な出水事故に対して調査を行い次のような指示を出した。

- (1) 事故現場の調査を強化し、死傷者の正確な人数を早急に究明する。
- (2) 証拠集めと論証を強化し、法に基づき違法者に対しその責任を追及する。
- (3) 検察と監査を強化し、同事故に係わる個人や組織に対しその責任を明確にした上で厳重処分する。
- (4) 必要な安全保護措置を講じ調査を進展させる。

国務院の調査グループは最後まで徹底的な調査を行い、責任者を厳しく取り締まることを表明し、中央と国務院調査チームの周到な調査と証拠収集により、「驚天動地の大事件」と称されるほどの南丹「7・17」大事故の真相が全て明るみに出た。

事故の原因：

この特大出水事故は長期にわたる違法採掘による特大安全責任事故に属するものであった。拉甲坡鉱山は潜在的な危険因子の存在を知らながら、166mの3号切り場で爆破作業を行い、水を隔離する岩石層に穴があき出水事故を起こしてしまった。乱採掘の結果、105#鉱体は鉱坑が複雑に入り組み、水系も交叉し、網状の地下ダムが形成されていた。事故は爆破の30分後に起こった。長期間溜まった水が岩石を浸食し、高い水圧と震動で水を隔離する層が緩み、加えて岩石層が比較的薄かったこともあり、今回の大惨事になった。ここで注目すべきことは、同炭鉱には地下含水層が無く、水をすべて排出した後も、岩石層の滲水は発見できなかったことで、専門家グループは事故の原因は長期間溜まったままに

放置されていた水が原因であると認識するに至った。水が 30 万 m³ 以上も溜まっていたが、この量は一日二日で溜まるものではない。ここの個人鉱山経営者は採掘に当たって排水措置を採らなかったばかりでなく、旧坑道の溜まり水を違法採掘・自己防衛・他者牽制の手段に用いていた。つまりこの網状の地下ダムは自然にできたものではなく、違法な資源採掘が原因でできたものだったのである。

「鉱山で県を豊かにする」は嘗て南丹が経済振興のために掲げた主要戦略の一つであり、南丹に県民全員が鉱山経営に乗り出すブームが起こった。こうした何のコストもかからない、将来のことも全く考えない略奪的な採掘は鉱山経営者の財布を急速に膨らませることになったが、それは同時に国有鉱山に甚大な損失をもたらすことにもなり、毎年、20 億元以上の国有資源が流出していった。

100# 鉱体と 91# 鉱体は国有鉱体であり、国务院関連部門の許可を得ずに勝手に採掘してはならないという明文文化された規定があったが、事実上は「上に政策あれば、下に対策あり」という状態であった。「7・17」事故を起こした鉱井の採掘証は何と 7 人の鉱山経営者に給付されていた。それぞれの鉱山経営者はいくつかの請負会社を抱えており、一つの採掘証は最初の「細胞分裂」の後、二回目、三回目の「細胞分裂」が行われる可能性があり、更に多くの鉱山経営者に保有されることになった。こうして 50-60 の民間採掘者が四方八方から国有 100# 鉱体で採掘をするようになった。100# 鉱体は世界でも稀に見る豊かな多金属鉱体で、その鉱石貯蔵量は 1,074 万 t に達することが確認されているが、民間採掘者による年間違法採掘量は 100 万 t 余で、これは国の鉱山採掘量の 4-5 倍に相当し、これによる国の経済損失は 25 億元に上ると見られている。100# 鉱体は国家計画に基づき採掘を行えば 30 年以上採掘できる計算であったが、乱採掘の結果、現存の埋蔵量はわずか 100 万 t ほどを残すだけで、近いうちに 100# 鉱体には掘るものがなくなってしまうということである！

事故の結論：

この事件は鉱業秩序管理の混乱、長期にわたる違法採掘、採掘を以って探査に替える手法、乱採掘、規則違反の爆破によって発生した重大事故であり、長年、鉱区の生産管理の欠如及び法律法規違反の悪質な採掘による報いであったとともに、破壊的な略奪式生産方式と闇の勢力と役人の腐敗等が複合的に結びついた「仇花」でもあった。

広西南丹県の元の共産党委員会書記、「7・17」大出水事故隠蔽工作の首謀者であった万瑞忠県書記は、3 年間で 400 万元の公金を着服した疑いで死刑を宣告され、その他 59 人の関係者は法律に基づいて立件され、そのうち 19 人はその罪の軽重によりそれぞれ実刑判決が言い渡された。同事故の張本人で、南丹鉱山の経営者である黎東明は違法採掘、重大責任事故、証言妨害、贈賄等の罪で、一審で懲役 20 年と 20 万元の罰金が科せられた。

2001 年の南丹「7・17」大事故発生後、広西壮族自治区は力を集中して鉱業の秩序の整備に注力することを要求する行政命令を出した。

南丹県では 2001 年 9 月から三段階に分けて、全県、特に大型鉱区の秩序回復面で徹底的

な対策が講じられ始めた。それは主に違法採掘の取締りを重点に行われ、県内の一定規模以上の違法採掘坑 301 箇所を爆破または閉鎖し、違法選鉱製錬企業 64 社を取締り、国有富源探査採掘会社と二一五地質隊と提携関係にある 22 社・30 箇所の探査坑の越界探査採掘行為を法律に照らして処分した。同時に党政機関の役人と違法採掘者との経済的結託を断ち、鉱区に長期居住していた 2 万余人の農民工を送還し、鉱区内の各種違法犯罪行為の取締りに乗り出した。

地元の一部党政部門とその役人が鉱山管理に参加し、株式を保有していたことから、南丹県は正式文書を発行して全ての組織と個人が鉱山事業管理から身を引き、株式を手放すように求めた。これにより、党政部門と鉱山主との利益関係が徹底的に断たれ、鉱山と選鉱製錬企業の「馴れ合い」が解消された。

違法鉱坑と選鉱製錬企業の徹底的な消滅を目指し、南丹県は 30 余人からなる大型鉱区安全生産監視チームを組織し、鉱区を 24 時間パトロールするようにした。違法鉱坑と選鉱製錬企業の取締りと同時に、南丹県は社会治安対策にも力を入れ、地元の公安機関によって火薬・雷管・各種拳銃・弾薬を押収された。

また地元政府は今後の南丹鉱区開発の指針として以下を提示した。①小鉱坑・小規模製錬工場・小規模選鉱工場を蔓延させない、②絶対に環境破壊と乱採掘によって一時的な経済発展を目指さない、③絶対に鉱業開発において政府と企業が癒着し、党政機関及びその役人による介入・株式参入・共同経営等の行為をさせない。整理を強力に推し進め、国有大手企業 3 社以外の南丹の全鉱山企業を操業停止させ、鉱区の個人的な乱採掘を効果的に抑止した。現在、違法採掘が横行するという混乱の局面は抜本的な改善を見ている。

南丹事件の社会への影響：

広西南丹出水事件は内外の錫・アンチモン市場を揺るがし、その影響は長く尾を引いた。南丹鉱区が閉鎖・整理されたことで、国内の錫生産量が急激に減少し、加えて国が鉱山の整理を強化し、乱採掘を行っている小鉱山が全部閉鎖されたために市場の需給関係に大きな変化が現れた。中国の錫生産量は全世界の 30%以上を占めていたことから、中国の錫生産量の減少が直接国際市場の需給と価格に影響を与えることになり、中国の輸出面でも損失がもたらされた。

また、南丹事件は国際アンチモン価格にも大きな変化をもたらし、中国の他地域の生産を刺激する結果になった。湖南等の地域での原料生産はある程度広西の減産を補うことになったが、総供給量を 2001 年以前の高水準まで回復させることはできなかった。2002 年以降、アンチモン価格は強気で展開し、近年来の記録を更新し続けている。市場の需給関係も一転し、これまでの買い手市場から売り手市場に変わっている。広西南丹鉱区の大規模な閉鎖による影響は今日まで続いている。現在、南丹の一部の鉱山は操業を再開しているが、アンチモン供給量は余り増えていない。

長年の採掘により、現在、南丹県の大型鉱区には既に相当規模の尾鉱が形成されている。これらの尾鉱は国にとって開発利用可能な貴重な資源である。尾鉱資源の総合利用を強化

し、安全生産を確保し、二次汚染を防止するために、広西壮族自治区国土資源庁は 2005 年 1 月 31 日に「南丹県大型鉍区の尾鉍に係る管理と開発利用に関する意見」を公布した。「意見」では、南丹県大型鉍区の尾鉍の管理と開発利用に関する非常に具体的な要求が示されている。例えば、尾鉍資源の所有権をはっきりさせ、開発主体を明確にし、開発の技術性を高め、「簡単なものから複雑なものへ、易しいものから難しいものへ」という原則に則り尾鉍の総合回収利用、生産と尾鉍庫(堰)の安全確保、鉍山権重複問題に対する適切な解決、生態環境保護の強化と再開墾等についての具体的な措置が打ち出されている。

また、法律に基づく尾鉍資源の採掘、乱採掘の禁止、二次汚染の防止、鉍山権利の重複等の問題についても詳細な要求を提示している。

国土資源部は今年 11 月に「探査許可証/採掘許可証の権限を規範化する問題に関する通知」を公布した。「通知」では探査許可証/採掘許可証を登録発給する際の越権行為を禁止することと、大中型鉍山の分割譲渡の禁止が強調されている。

また、国土資源部の「通知」では以下のことが強調されている。①探査許可証/採掘許可証の審査許可登録発給権限を有する各省級人民政府の国土資源主管部門は、その権限を下部機関へ授権してはならない、②違反者に対しては国土資源部が厳罰に処す。

違反者に対し「通知」はこれまででないような厳罰を定めている。①法律法規に違反して探査許可証/採掘許可証を発給する行為に対しては、法律に照らして発給機関及び直接責任者の責任を追及する、②省級人民政府の国土資源所管部門が越権して探査許可証または採掘許可証を発給した場合、国土資源部は期限をつけて是正するよう命じ、期限を過ぎても是正しないものについては、国土資源部がその許可証をとり消す、③越権行為による証書発給を年に 2 回以上行ったものに対しては、国土資源部が当該鉍種の授権を停止する。各級政府が管理を強化し、何重にも監督管理を行ってはじめて乱採掘と二次汚染をその源から断ち、法律に基づいた採掘と安全生産が保証され、中国の鉍物資源を保護することができる。

南丹事件の教訓：

鉍業界の秩序を規範化し、資源保護を強化し、適切な採掘を行い、資源の利用率を高めなければならない。部門間の連携を強化し、各方面から中国の鉍山における課題を解決することが当面の急務である。目先の地域的利益から見た場合、鉍業と鉍業製品の超規模採掘と生産は確かに地元経済の一時的な発展に繋がるかもしれないが、長い目で見た場合、統一的な計画と適切な資源配置を欠いた地域経済は、必ず無秩序な生産と悪質な競争を引き起こすことになる。

南丹事件は我々に国の鉍物資源に対する統一的かつ規範化した管理を強化しなければならないことを教えてくれた。非鉄貴重希少金属鉍物は国の保護的な採掘を実施するための措置を実施するという規定があるにもかかわらず、現在、南丹の貴重な鉍物資源は既に相当破壊されてしまっている。ある統計によると、大型鉍田の潜在価値は 700 億元以上で、105#鉍体だけでもその価値は 140—150 億元に達し、極めて豊富な錫埋蔵量を有している。

しかしながら 105# 鉱体は探査段階で既にめちやくちやに掘られ、鉱体全体が破壊されてしまっている。こうした甚大な資源の浪費は、鉱山主が毎年納める僅かな税金と公益事業への寄付金とは比べものにならない。鉱山主は国の資源を巨額の財産に換え、自分の財布を膨らませ、またこの過程で数多くの汚職官吏を誕生させている。これは資源管理に大きな抜け穴があったことを意味している。

南丹で見られるような資源の著しい浪費は、他地域にもあることで、南丹事件の教訓は深刻である。生態資源を破壊し、環境を著しく汚染することは、子孫を滅ぼす行為に他ならない。科学的発展観と新型工業化の要求に従うことではじめて持続可能な発展を実現することが出来る。我々は外国の資源管理面の経験を参考にし、資源の有償化制度を構築するも一つの方法だと考える。例えば、資源に対して評価を行い競売にかけるとあるが、競売で開発権を得た場合はコストが高くなるため現在のような暴利が不可能になる。

現在、全国で鉱山の整理整頓が進められている。今回の整頓と規範化の特徴は「治乱（乱開発を抑止する）」と「治散（分散化を抑止する）」、一時的な対策と根本的な対策を結び付けたところにある。「治乱」「治散」を行うと同時に、一時的な対策と根本的な対策をリンクさせ、鉱物資源開発の良質な運営メカニズムの形成に努めるという点にある。同時に罰則を強化し、いざ重大な炭鉱事故が起こった場合は、遭難者に対する賠償だけでなく、企業の生産にも影響が出、最終的には操業停止命令を出すというものである。したがって、どの企業も安全生産を重視し従業員の命を大切にしなければ、良好な経済利益が得られないことになる。また、鉱物資源管理面では、政府のマクロコントロールを強化し、利益配分を地元政府に傾斜していくと同時に、市場の資源配置機能を更に高め、地域制限を打破し、全国範囲で鉱物資源の再配置を行う。国は政策を通じて、経済利益と社会利益の両立、資金技術力、資源保護、再採掘率などの面で優れた企業に優先的に資源が配置されるように誘導する。

第三章 西部地区の外資投資誘致による

非鉄金属鉱業開発の奨励措置と政策

国の西部大開発戦略の実施、外資利用の奨励、先進的技術・設備の導入、中西部地区の優位産業と技術先進企業の発展、産業の最適化とレベルアップの促進、中西部地区経済の全体的な資質向上を促すため、国務院弁公庁は「西部大開発の若干の政策措施実施に関する意見」を配布し、その中で西部地区の鉱物資源探査への投資に対し、以下のような優遇政策が打ち出された。

- 国土資源調査計画の中で西部地区の調査評価プロジェクトを優先的に配置し、事業経費を西部地区に傾斜させる。西部地区の重要鉱物資源の集中区域、国の不足鉱物資源と地下水資源の調査アセスメント事業、地質事業のレベルの低い地域と地質災害の深刻な地域の基礎的地質事業を重点的に配分する。
- 西部地区において国の出資による探査で形成された鉱脈探査権と採鉱権の代価は、関係規定に基づき、下記の条件の一つに合致するものは、許可後に一部または全部を国有鉱山企業または地質探査事業者の国家資本として移転できる。①石油・天然ガス・石炭層ガス・富鉄鉱・良質マンガン鉱・クロム鉄鉱・銅・ニッケル・金・銀・カリ岩塩・プラチナ族金属・地下水等の鉱物資源を探査または採掘するもの。②大中型鉱山で資源が枯渇したために代替資源探査を行うもの。③国有鉱山企業で承認を経て株式制に改編、または外資との共同経営を行い、国有資本保有事業体が鉱脈探査権と採鉱権により株式参入しているもの。④国有鉱山企業で自然災害等の不可抗力の原因により、鉱脈探査権と採鉱権の代価支払いが困難なもの。
- 西部地区で鉱物資源の探査採掘を行い、下記の条件に合致する事業者は、鉱脈探査権使用料、採鉱権使用料の減免を申請することができる。①石油、天然ガス、石炭層ガス、ウラン、富鉄鉱、良質マンガン鉱、クロム鉄鉱、銅、カリ岩塩、プラチナ族金属、地下水等の鉱物資源の探査と開発。②大中型鉱山企業が代替資源を探すために申請した探査と開発。③新技術と新手法を運用し総合的利用（低品位、選鉱・製錬の難しい鉱物資源の開発、旧鉱区の鉱屑の利用を含む）レベルを向上させる鉱物資源開発。④政府主管部門が認定したその他の状態。採鉱権使用料は第一探査年度の徴収を免除、第二―第三探査年度は50%の減額、第四―第七探査年度は25%の減額、閉山の年は免除される。
- 採鉱権者が投資して地質調査を行い、採掘価値のある鉱物産出地を獲得した後は、法律に基づき採鉱権を獲得することができる。地質調査費用は繰延資産に算入し、採掘段階での分割償却が認められる。
- 鉱脈探査権と採鉱権の市場を積極的に育成し、鉱脈探査権と採鉱権の法に依る目録譲渡を促進する。

- 外資企業で非石油・天然ガス鉱物資源の探査と採掘に従事するものは、国が既に実施している関連の優遇政策以外に、探鉱権と採鉱権使用料の1年間の徴収免除と、2年間探鉱権と採鉱権使用料が半減される政策措置を享受できる。外資企業で「外資企業投資産業指導目録」の中の奨励類の非石油・天然ガス鉱物資源の採掘に従事するものは、鉱物資源補償金の徴収が5年間免除される政策措置を享受できる。中国側と外国側の共同経営方式のうち、中国側が探鉱権と採鉱権で出資する場合は、その探鉱権と採鉱権については規定に基づき評価届出または確認が行い、合理的に価格を設定し、中国側から関連の地質調査結果資料が提供されなければならない。

以下、国の西部地区開発と東北旧工業基地振興の主な優遇措置をそれぞれ具体的に紹介する。

1 西部開発に対する国の優遇政策

- 資金面では、中西部地区が利用する海外優遇貸付の比率を従来の60%から70%前後に引き上げる。
- 産業指導面では、現在、国務院は既に「中西部地区優勢産業目録」を承認しており、西部地区の効率的な外資利用を奨励する。
- 税制面では、西部地区に設立された、国の奨励類産業に属する外資企業に対しては、10年間、企業所得税を15%に減じて徴収する。西部地区に設立された、奨励類外の外資企業に対しては、現行の税制優遇政策満期後3年間は、企業所得税を15%に減じて徴収する。製品輸出が70%以上になることが確認される企業は、企業所得税を10%に減じて徴収することができる。外資企業による西部優勢産業プロジェクトについては、投資総額内の輸入技術設備は、国が免税除外品目と規定しているもの以外はすべて関税及び輸入時の増値税の徴収が免除される。
- 外資企業が西部に投資できる分野と規制を一部緩和し、外資小売業の投資を徐々に西部の省政府所在地に拡大していく。
- 産業政策面では、国は生態環境建設を強調し、会社・鉄道・空港・天然ガスパイプライン、特に西部と周辺地域を結ぶ輸送ルートインフラ建設を加速する。同時に、投資財源の多チャネル化、多元化された開発投資システムを確立し、西部開発銀行設立準備への参画を外資に認めるようにする。

2 西部地区が共有または共通に受けられる優遇政策

- 優勢産業目録内の全プロジェクトは自家用設備・技術・部品・予備品の輸入で特惠税制が付与される。
- 現行税制優遇政策の実施満期後3年間は、企業所得税を15%に減じて徴収することができる。
- 再投資プロジェクトで外資比率が25%を超える場合は、外資企業と同様の待遇が受け

られる。

- 直轄市・省政府所在都市・自治区の中心都市において商業・外国貿易・銀行の開放テストケースを行うことができる。
- エネルギー/交通インフラプロジェクトに従事する外資企業投資企業に対しては、企業所得税を15%の優遇税率で徴収することができる。
- 生態環境保護面では、退耕生態林/草地（耕地を生態林/草地にもどす）による特産品の売上に対し10年間農業特産物税の徴収を免除する。
- 西部企業の経営権譲渡・株式所有権譲渡・合併再編等の方式による外資企業の投資誘致を支援する。

3 西部大開発と東北振興の優遇政策

3.1 資金投入増加関連の政策

建設資金の投入を強化する。中央財政建設資金の対西部地区使用比率を高める。国の政策銀行の融資及び国際金融組織と外国政府による優遇借款は、できるだけ西部地区のプロジェクトに割り当てる。国が新たに計画した西部地区の重要インフラプロジェクトは、その資金を中央財政建設資金・その他の特定プロジェクト建設資金・銀行融資と外資利用により解決し、資金不足にならないようにする。水利・交通・エネルギー等のインフラ、強み資源の開発と利用、特色あるハイテクと軍事技術の民間への転用の産業化プロジェクトを西部地区に優先的に配置する。

中央の財政支援を増大する。中央の財政能力の増強に伴い、西部地区に対する一般財政支援の規模を逐次増加する。農業・社会保障・教育・科学技術・衛生、計画出産・文化・環境保護等の特定プロジェクト補助資金の分配面では西部地区に傾斜配分する。中央財政の貧困扶助資金は西部の貧困地域に重点的に振り分ける。

金融貸付支援を増大する。銀行は西部地区の基礎産業建設に対する貸付を増やし、鉄道・主要幹線道路・電力・石油・天然ガス等の大中型エネルギープロジェクトを重点的に支援する。投資が大きく、建設期間の長いインフラプロジェクトは、プロジェクトの建設期間と償還能力に応じて貸付期限を適宜延長する。国家開発銀行の新規貸付の西部地区で使われる比率を年々高めていく。インフラプロジェクトの料金徴収権または収益権を抵当にした融資の範囲を拡大する。農村電力網改造融資と優位産業融資の中でも金額が比較的大きい重点プロジェクトは、農業銀行本店の特定プロジェクトの割当と各商業銀行本店の直接融資によって解決する。

3.2 投資環境整備関連の政策

ソフト面での投資環境を整備する。西部地区の国有企業改革を深化させ、近代的企業制度の確立を加速し、国有経済の戦略的調整と国有企業の資産再編を行う。西部地区の個人経営や私営等の非公有制経済の発展を積極的にリードし、関連の法律法規により外資企業

に開放されている全ての投資領域に、国内の各所有制企業が参入することを原則認める。

税制面の優遇政策を実施する。西部地区に設立された国の奨励類産業に属する国内企業と外資企業投資企業に対しては、一定期間、企業所得税を15%に減じて徴収する。西部地区で新規に交通・電力・水利・郵政・放送等の企業を設立する場合は、企業所得税が2年間免除され、3年間半額徴収される。西部地区で新規にハイテク企業を起こす場合は、国の関係部門の認定を経た後、企業所得税が2年間免除され、3年間半額徴収される。生態環境保護面では、退耕生態林/草地（耕地を生態林/草地にもどす）による特産品の売上に対し、10年間農業特産物税の徴収が免除される。

土地と鉱物資源の優遇政策を実施する。西部地区の荒山、荒地の植林と植草及び傾斜耕地の退耕生態林/草地（耕地を生態林/草地にもどす）では、耕地を生態林/草地にもどした者が、植林や植草を行い、その経営に当たり、土地使用権と林草所有権を有するという政策を実施する。各種の経済組織と個人は法律に基づき国有荒山/荒地の使用を申請し、林や草による植被回復等の生態環境保護のための建設を行い、譲渡形式で国有土地使用権を入手することができる。譲渡代金は減免される。50年の土地使用権が固定され、その満期後も継続を申請し、継承と有償譲渡ができる。西部地区の鉱物資源に対する調査と評価、実地調査、開発保護と合理的利用面での政策支援を強化する。

3.3 国内外に対する開放拡大政策

外資企業の投資分野を拡大する。外資企業による西部地区の農業・水利・生態・交通・エネルギー・都市行政・環境保護・鉱物・観光等のインフラ建設と資源開発及び技術研究開発センター建設への投資を奨励する。西部地区のサービス貿易分野の対外開放を拡大し、外資企業による銀行・商業小売業・外国貿易企業への投資テストケースを直轄市・省都・自治区の中心都市にまで拡大する。西部地区の外資系銀行の条件が熟した段階で、逐次その人民元業務を認め、外資企業が西部地区で関連規定に基づき、電気通信・保険・観光業に投資し、中外合弁の会計士事務所・弁護士事務所・工事設計会社・鉄道/道路貨物運輸企業・都市行政公用企業ならびにその他の既に開放を公約している分野の企業への投資を認める。

外資利用のチャネルを広げる。積極的に西部地区のBOT方式による外資利用のテストケースを拡大し、TOT方式による外資利用のテストケースを展開していく。外資企業投資プロジェクトの人民元を含めたプロジェクト融資を認める。西部の奨励類と許可類産業の企業が経営権譲渡・株式所有権譲渡・合併再編等の方式で外資を誘致することを支援する。在中外資合弁企業の西部地区への再投資を奨励し、その再投資プロジェクトの外資比率が25%を上回るものは、外資企業投資企業の待遇を享受することができる。外資企業が投資した西部地区のインフラと優位産業プロジェクトに対し、外資企業投資の株式比率制限を適宜緩和する。多国間及び二国間援助を積極的に獲得し、それを優先的に西部地区プロジェクトに投下する。

対外経済貿易を発展させる。西部地区の製造企業の対外貿易経営自主権をさらに拡大し、強み製品の輸出、対外的な工事受注と労務協力、国外、特に周辺諸国での投資創業を奨励する。西部地区の重要観光都市から入国する海外からの観光者に対し、その条件に基づき到着ビザ及びその他の便利な入国ビザ措置を実施する。特惠的な国境貿易政策を実施し、輸出税還付、輸出入商品の販売範囲、輸出入商品の割当数量、許可証管理、人的往来等の面で、適度に規制を緩和し、周辺地域の経済技術協力の健全な発展を促進する。

地域協力と対口支援（相対支援）を推進する。重複建設の防止と後れた技術の移転及び環境を汚染するプロジェクトを禁止するという前提の下で、有力な措置を採り、東部/中部地区の企業が西部に投資し、工場開設、資本参加、企業買収と合併、技術移転等の方式で支援する。東部と西部の「対口支援（訳注：経済的に発展した沿海部の省・直轄市が発展の遅れた内陸部の少数民族地域と一対一で結ぶ支援関係）」を強化し、西部の貧困地区と少数民族地区への支援をさらに強化する。

3.4 人材吸収と科学技術教育発展の政策

西部地区の人材吸収・人材定着・人材創業の奨励に役立つ政策を策定する。西部地区は西部開発という重点事業、重要な建設プロジェクト及び重要な研究課題により、良好な職環境と生活環境を提供し、国内外の専門的人材を西部開発に惹きつけることが可能である。東部地域の総合大学/単科大学と研究機関には、西部地区に対する知識サービスと人材支援の強化が求められている。

各種科学技術計画経費を西部地区に傾斜させた支援を強化し、科学技術資金の西部地区への投下額を徐々に増やしていく。西部開発をめぐる重点課題としては、科学技術能力を強化する、コアとなる汎用技術の難関突破を組織する、重要な技術成果物の普及応用と産業化の歩みを加速する、などが挙げられる。軍事技術の民生転用と産業化を支援する。

貧困地区義務教育プロジェクトを今後も継続し、国の西部地区の義務教育に対する支援を強化し、資金投入を増やし、9年制義務教育の実現に向けて努力する。西部地区での大学建設を支援し、東・中部地区大学の西部地区での学生募集規模を拡大する。

国によって計画される補助的な地方文化施設、ラジオ・テレビへの投資、文化財に係る経費は西部地区に傾斜させる。「どの村でも受信できる」ラジオ・テレビ網の建設を推進し、ラジオ・テレビの有効カバー面積を拡大する。辺境地域と少数民族地域の文化事業の発展を促進する。西部地区の文化建設及び精神文化の建設を支援する。西部地区の衛生と計画出産のための支援を強化する。

4 西部地区の具体的な優遇政策

4.1 甘肅省

4.1.1 投資奨励政策

外資企業投資企業の甘肅省での再投資で、その再投資プロジェクトの外資比率が25%（25%を

含む)を上回るものは、外資企業投資企業と同様と見なされ、相応の優遇政策が享受できる。

甘肅省人民政府は優秀かつ優勢な企業を支援するという原則の下、所有制の如何、省内か省外か、国内外の投資の如何に関わらず、毎年 20 社の企業を選び関連資本金または株式資本金の手配、企業債券発行の申請、優遇貸付、株式発行、財政資金援助等の面で重点的な支援を行う。

外資企業や他省企業が甘肅省で生産する製品は、地方財政から輸出による外貨獲得 1 ドル当たり 0.05 元の内陸輸送補助金が給付される。

各種知的所有権は法律に基づき評価と価格設定がなされ、企業の登録資本金または出資金とすることができ、その企業の登録資本金または株式資本金に占める比率は、省級科学技術行政主管部門の承認を経て 35%を上回ることができる。そのうち、有資格無形資産評価機関の評価後の特許技術は、銀行融資の担保または抵当とすることができる。

外資企業投資企業が購入した自家用事務用品/生活用品(自動車やオートバイ等)は、地方付加税が免除され、外資企業投資企業は都市公共施設関連費用が暫時免除される。

国内外の有資格探鉱企業が甘肅省で実地調査し採掘した鉱物資源は、承認を経て探鉱権使用料と採鉱権使用料を減額または免除できる。

各商業銀行は外国側株主及び外資金融機関の担保、または海外資産による中国資本の商業銀行の海外支店への抵当提供を受け入れ、外資企業投資企業に貸付を行うことができる。

4.1.2 徴税政策

甘肅省で国の「外資企業投資産業指導目録」の中の奨励類と制限乙類に属するもの、「甘肅省外資利用優位産業と製品目録」に合致するものに投資を行う外資企業投資企業については、現行の税制優遇政策(企業所得税 2 年間免税、3 年間半額徴収)の実施期間満了後、更に 3 年間は企業所得税を 15%に減じて徴収することができる。製造業の外資企業投資企業に対しては、3%の地方所得税を免除する。

他省企業が本省で投資設立したハイテク企業に対しては、関係部門の認定を経た後、企業所得税は 2 年間の免除と 3 年間の半額徴収を実施する。

他省企業が本省で投資設立した企業のうち、国が禁止・閉鎖・淘汰を命じたもの以外は、2001 年から 15%に減じて徴収する。

製品輸出企業で、その年の輸出生産高が生産高総額の 70%に達することが確認された企業は、省級の国家税務行政主管部門の承認を経て、企業所得税を 10%に減じて徴収することができる。

省内の少数民族自治州と自治県は、「中華人民共和國民族区域自治法」の規定により企業所得税を減免する。

甘肅省で国の「外資企業投資産業指導目録」の奨励類と制限乙類に属するもの、「甘肅省外資利用優位産業と製品目録」に合致するものに投資を行う外資企業投資企業と研究開発センターが、「外資企業投資プロジェクト免税除外輸入商品目録」以外の自家用設備及びその関

連技術、部品、予備品を輸入するに当たっては、輸入関税と輸入時増値税が免除される。

国が規定する「外資企業投資産業指導目録」（奨励類と制限乙類）及び「当面国が重点的に発展させる産業・製品・技術目録」に合致する全ての投資プロジェクトで、国内で購入した設備については国産設備増値税を全額還付し、かつ関連規定により企業所得税を控除することができる。

外資企業はその投資企業から得た税引き後の利益（利息と配当金）を自由に国外に為替送金できる。

黒字企業で技術開発費の年間増加幅が 10%以上（10%を含む）の企業は、税務機関の承認を経て、更に実際発生額の 50%をその年の課税所得額から控除することができる。

また、外資企業投資企業には土地政策と人材面でも相応の優遇措置がある。

4.2 新疆ウイグル自治区

「新疆ウイグル自治区における外資企業投資の奨励に関する若干の政策規定」では、既に非鉄金属・鉄・非金属鉱物の実地調査、採掘とその加工業を新疆の外資企業の投資を奨励する重点産業の一つとしており、特別な優遇政策を享受することができる。

具体的な優遇政策は以下の通り。①鉱物資源の採掘（石油・天然ガス資源の採掘プロジェクトを除く）に従事する外資企業投資企業は、操業を開始した月から 5 年間、資源税の徴収が暫時延期される。②総合的な採掘と回収を行う場合、または随伴鉱がある場合は、鉱物資源補償金を半額にする。③法律に基づく実地調査区域内で採掘可能な鉱床を探知した場合の地質調査費用は、その鉱山が商業採掘に入った後に繰延資産として税引き前に年ごとに分割し償却することができる。④実際の出資額が 500 万ドル以上の場合、生産経営の開始日から 5 年以内は、その企業が納付する増値税の 10%を超えない範囲の財政補助を享受することができる。⑤賃貸方式で国有地使用权を取得した場合は、第 6 年—10 年は土地リース料の納税額が 50%免除される。譲渡方式で国有地使用权を取得し、かつ経営期間が 30 年以上の場合は、土地使用权譲渡金の納税額が 30%免除され、その他の土地使用权譲渡金は支払いが猶予され、生産経営開始日から 5 年以内に分割払いできる。⑥用地は地元地価の下限で譲渡するか、または土地賃貸料金を受け取ることができる。

さらに特別な優遇政策として以下がある。国が外資企業の投資を奨励する①石炭の採掘と洗鉱、石炭の総合開発利用、ガス層の探査開発、②鉄鉱・マンガン鉱の採掘と選鉱、③アルミニウム・銅・鉛・亜鉛鉱の採掘（外資企業単独は不許可）等への外資企業投資企業は上述の政策が享受できる以外に、その輸入自家用設備及び関連技術、部品、予備品の輸入関税と輸入時増値税の徴収が免除される。また、国は外資企業によるカリ岩塩開発（外資企業単独は不許可）プロジェクトに対しても上述の産業と同様の優遇政策を打ち出している。

自治区外の投資企業で「規定」第 4 条関連の減免税優遇規定に合致するものは、企業所在地の主管税務機関に税の減免を申請することができる。主管税務機関の審査後、規定に基づき税の減免管理権限のある機関の承認または承認申請後に実施される。

自治区外の製造業投資企業の追加投資または所得利益の再投資による新規生産能力は、生産経営開始日からその追加投資または再投資による新規増加分の企業所得税を 5 年間免除し、期間満了後も「規定」の執行期間中は、税率を 15%に減じて企業所得税を徴収する。承認後に減免された企業所得税は企業の生産経営に用いなければならない。

自治区外の製造業投資企業については、「規定」の執行期間（暫時 2001—2010 年とする）中は、税率を 15%に減じて企業所得税を徴収する。

自治区人民政府の承認を経て設立された自治区のインフラ・生態環境建設・ハイテク関連プロジェクトに対しては、これまで既に享受している優遇政策に加え、2001 年 1 月から更に 3 年間企業所得税が免除され、期間満了後も「規定」の執行期間中は、税率を 15%に減じて企業所得税を徴収する。

自治区外の投資企業の投資が奨励類産業及び優位産業の項目に合致する場合、投資総額内の自家用先進技術設備の輸入においては、国が免税除外している商品を除き、関税と輸入時増値税の徴収が免除される。

関連優遇政策の享受とは、主に加工貿易関連の優遇政策の享受を指す。即ち、国が規定で輸出入許可証の申請を義務づけている商品を除き、輸入許可証の申請と輸入関税及び輸入時増値税の徴収が免除される。

4.3 チベット自治区

チベット地方政府は外資企業の投資プロジェクトについては、計画準備、プロジェクトの審査許可・関連資金・起工建設・企業設立・登録登記等の一連の過程を優先的に処理する。土地使用権の有償譲渡期限は 50—70 年とする。チベット自治区の国有地を使用する単独企業で、経営期間が 10 年以上のものについては、承認された建設期間内の都市土地使用税の徴収が免除される。

耕地を占有するものについては耕地占用税の徴収が免除される。操業開始年度から 8 年以内は土地使用税が半分に減額される。経営期間が 10 年に満たないもので、耕地を占有するものについては、耕地占用税の徴収が免除される。建設期間中は都市土地使用税の徴収が免除される。合併、合作またはその他の共同経営方式の企業で、チベット自治区の既存企業の現有敷地を利用するか、または承認後に新たに国有地を占有して設立される企業は、承認された建設期間中は都市土地使用税の徴収が免除され、耕地を占有するものは、耕地占用税の徴収が免除される。操業開始年度から 8 年以内は土地使用税の徴収が免除される。製造業の開発に従事する区外投資企業は、土地使用料の徴収面で優遇される。

チベット自治区の鉱物資源は法律に基づき有償採掘が実施される。国の規定する特定鉱物資源以外の鉱物資源の採掘に関しては、区外企業はチベット自治区政府の承認後に合併経営・合作経営・単独経営で探査採掘ができる。中華人民共和国「鉱物資源法」と「鉱物資源補償金管理規定」に基づき、各鉱種を含む全ての鉱物資源（地熱・レンガ用砂岩・建築用砂頁岩・粘土・花崗岩・大理石を含む）に対し、また全ての経済所有制と経営方式の

採鉱者に対し一律に資源税と資源補償金を徴収する。

輸出入貨物については、政府はチベット自治区の企業または共同経営企業が、自治区内外の原材料・半製品・技術設備を利用して中国の近隣諸国に単独または共同経営企業を設立し、製品の全量を輸出することを奨励支援する。外国の貿易企業が輸入商品を他の省・自治区においてチベット自治区のプロジェクト建設とその他の生産と生活に必要な物品と交換することを認める。国が統一的に経営している輸出商品、有償入札募集する輸出商品と国が指定する專業総公司が取り扱っている輸入商品以外は、チベット自治区對外經濟貿易庁に国の主管部門が承認した輸出入商品割当数量に基づき許可証を発行する権限が授与されている。国境貿易については、チベット自治区内、国内の他の省・自治区、国外企業の生産財、消費財はいずれも国境貿易市場に参入することができる。商品輸出入許可証は、チベット自治区經濟貿易庁が授権した現地の国境貿易管理部門により最寄りの場所で交付される。国境貿易で輸入した商品は、チベット自治区政府の承認を経て、国内の他の省・自治区に販売することができる。税制面では、外資企業の投資額、業種、期間に基づき工商税、所得税、輸入関税がそれぞれ減免される。

外資企業がチベット自治区に設立した製造業企業の生産経営による所得は、黒字に転じた年度から10%の税率で企業所得税が徴収されるが、地方所得税の徴収は免除される。そのうちエネルギー・交通運輸・農業/牧畜業の生産経営に従事する企業で、経営期間が10年以上のものは、黒字に転じた年度から1年目-5年目の企業所得税の徴収が免除され、6年目-8年目は企業所得税を半額徴収する。

外資企業が投資総額内で、自企業の建設のために使用する機械・設備・建築材料・部品・コンポーネント等を輸入する場合は、輸入関税と工商統一税の徴収が免除される。外資企業が自家用に供する事務用品・生活用品・車輛等を輸入する場合は、合理的な数量であれば、輸入関税と工商統一税が免除され、税関が監視管理し、輸入許可証の申請が免除される。区外企業が当該企業の生産に使用する原材料・補助材料・包装材料・部品・コンポーネント等を輸入し、その加工製造後に製品の全量を国外販売する場合は、輸入関税と工商統一税が免除される。製品の一部を国外販売する場合は、その製品に含まれる輸入部材の輸入関税と工商統一税の徴収が免除される。国内販売する部分については、関連規定により輸入部材の輸入関税と工商統一税の半額が追徴される。

4.4 四川省

對外開放をさらに拡大し、四川省の經濟發展を促進するため、四川省は外資企業の本省行政区域内における法律に基づく投資、自主經營を奨励する。外資企業の投資により設立される合併、合作、単独等の生産經營企業は、国に別途規定があるものを除き、業種・カテゴリー・出資比率・所有制の形式・販売の国内外比率・經營年限の制限を受けない。四川省に投資する全ての外資企業はこの優遇政策を等しく享受することができる。**外資企業の以下の産業とプロジェクトに対する投資を重点的に奨励**

- (1) 農業新技術・農業総合開発・重要原材料の開発・エネルギー・交通/都市インフラ建設
- (2) 電子情報・機械冶金・建築建材・飲料食品・化学/医薬・観光の四川省六大支柱産業
- (3) 新エネルギー・新素材・バイオエンジニアリング等のハイテク産業
- (4) 環境保護産業、資源と再生資源の総合利用及び環境汚染防止整備の新技術、新設備
四川省の人的資源と自然資源の開発、特に少数民族地域、辺境山岳地帯、貧困地域の資源、及び国の産業政策で奨励支援する外資企業による鉱物資源の開発

4.4.1 外資企業投資企業に対する税制面での特惠

国が発展を奨励するプロジェクトに投資し、その契約に基づき輸入する設備と設備に伴い輸入する技術と合理的な数量の部品と予備品については、いずれも国の規定により関税と輸入時増値税の徴収が免除される。

製造した輸出製品は、国の規定により輸出税還付政策が実施される。

製造業の外資企業投資企業は地方所得税が免除される。非製造業の外資企業投資企業で経営期限が10年以上のものは、黒字に転じた年度から最初の5年間、地方所得税が免除される。経営期限が10年以下のものは、最初の3年間、地方所得税が免除される。

製造業の外資企業投資企業で経営期限が10年以上のものは、収益のあった年度から、最初の2年は徴収免除、3年目から5年目は企業所得税が半額に減税される。

ハイテク企業を設立した場合は、黒字に転じた年度から最初の2年間は徴収免除、3年目から8年目は企業所得税が半額に減税される。

廃水・排気ガス・固形廃棄物等の廃棄物を主要原料として生産を行うものは、税務機関の承認を経て、黒字に転じた年度から5年間、企業所得税が免除される。

外国籍の個人が外資企業投資企業から得た株式配当と賞与所得は、個人所得税の徴収を暫時免除することができる。外資企業投資企業は教育附加費の徴収が暫時免除される。

4.4.2 外資企業による鉱物資源の探査と採掘に対する特惠

リスク探査に投資するものは、法律に基づき有限責任会社または非法人の外資企業投資企業を設立することができる。

鉱物資源の探査と採掘に投資するものは、財政及び税務部門の承認を経て、規定の区域内の探査費用を、鉱床が商業開発に入った後の最初の1年から10年以内に期間を分割して税引き前に償却することができる。採掘許可証の有効期限が10年以下のものは、有効期限内に期間を分割して税引き前に償却することができる。

法律に基づき河川・湖沼下と大規模建築物下の鉱物資源採掘のために採掘投資の増加が必要な場合と、選鉱くずの中から鉱物製品を回収する場合は、関係部門の承認を経て、鉱物資源補償金の徴収を減額することができる。国際的な先進技術を採用して低品位で、選鉱の難しい鉱物資源を採掘する場合、または総合採掘で副産物の鉱物を回収する場合は、

関係部門の承認を経て、中央から地方に返却される鉱物資源補償金の中から、既に納入した鉱物資源補償金の一部を還付することができる。

また、外資企業投資企業が四川省で再投資し、その投資比率が 25%（25%を含む）を超える場合は、いずれも外資企業投資企業として許可登録され、相応の優遇政策を享受することができる。涼山州・甘孜州・阿壩州・攀西地区は、民族地域自治法に基づき権限の範囲内で現地の実情に合わせて更に優待的な政策を制定することができる。

4.5 雲南省

省外から雲南省に投資し、企業を設立して工商登録を申請する場合は、企業名に元の企業名を使うこと、名称の頭に「雲南」の文字を冠することができる。大型企業（グループ）の名称は業界の特徴を表わしていなくてもよく、頭に「中国」の名称を冠する名称を要求する場合は、省工商管理局から国家工商管理局に申告する。産業ガイドラインに合致する省外在雲南単独プロジェクト、国有資産による出資のない合併・合作プロジェクト、建設資金と建設条件で全省の総合的バランスをとる必要のないプロジェクトは、今後は審査許可制ではなく、登記届出制を実施する。

省外企業で雲南省に投資している企業のうちの単独企業、または登録資本金の 51%以上を省外からの投資が占めているか、もしくは投資額が 500 万元以上の合併・合作企業のうちで、関連条件に合致するものは全て雲南省が権限範囲内で外資企業投資企業に付与する優遇措置を享受できる。

省外企業が雲南省でインフラ・生物資源開発・農牧林業・環境保護等、雲南省が奨励している重点産業に投資し、同省の優勢製品と特色のある製品を開発するか、または同省の貧困地区に投資して起業する場合は、各地区で更に優待的な措置を与えることができる。

最初の 2 年間、所得税が免除された後、第 3—7 年は地方財政の所得税を納税するが、同級の財政部門から全額が還付される。減免期間満了後も承認を経て 15%の税率で企業所得税を徴収することができる。

企業の操業開始年度から最初の 3 年間の増値税の地方交付部分が、同級の財政部門から返還される。

企業が従業員に分配した株式のうち生産経営に再投入される場合は、個人所得税の徴収が免除される。

新設の非公営企業・農業産業化の重点先導企業・買収合併された企業・雲南省に投資している省外企業は、所得税の免除（または半額減税）期間満了後、その主な経營業務プロジェクトが「当面の国の重点奨励産業、製品、技術目録」に合致する場合は、同省の西部大開発徴税優遇政策の実施期間中は、15%の税率で企業所得税が徴収される優遇政策を享受することができる。

同省の増値税の課税最低ラインを引き上げる。個人商工業者及びその他の個人の増値税課税最低ライン：商品販売する場合は従来規定の一日当たり売上高 800 元を 5,000 元に

引き上げる。販売課税労務を従来の一日当たり売上高 2,000 元から 3,000 元に引き上げる。
一回当たり納税を従来 of 毎回（日）80 元から毎回（日）200 元に引き上げる。

資源税の優遇措置としては、非公有制の納税者が課税製品を採掘または生産する過程で、
予期せぬ事故または自然災害等の原因で重大な損失を被った場合、一定期間、資源税を減
免する配慮を加えることができる。

表 5 外資企業投資企業所得税率表

投資区域 優遇規定区分	昆明 地区	昆明国家経 済技術開発 区	昆明国家ハイテ ク開発区	昆明国家滇池 観光保養区	河口・瑞麗・畹町 国境経済区	その他の 地区
製造業企業	24%	15%	ハイテク企業認 定企業は 15%、 その他は 24%	24%	24%	30%
非製造業企業	30%	30%	30%	24%	24%	30%
当年の輸出製品 生産高が総生産 高の 70%以上の 企業	12%	10%	ハイテク企業認 定企業は 10%、そ の他は 12%	12%	12%	15%
先進技術企業認 定企業で 3 年間 半額減税が継続 (2 年間の免除 と 3 年間の半額 減税後)	12%	10%	ハイテク企業認 定企業は 10%、そ の他は 12%	-	12%	15%

注：交通・エネルギー・港湾建設プロジェクト、技術知識集約型プロジェクトまたは外資
企業の投資額が 3,000 万ドル以上で投資回収期間の長いプロジェクトは承認を経て 15%の優
遇税率とする。

雲南省の 14 業種で外資企業投資に優遇

銅・鉛・亜鉛・ニッケルの非鉄金属鉱の探査及び開発を含む。

5 東北旧工業基地振興の優遇政策

5.1 東北旧工業基地振興のための企業所得税優遇政策の実施

(1) 固定資産の減価償却率を引き上げる

東北地区の工業企業の固定資産（家屋・建築物は除く）は、現行規定の減価償却年限の

基礎の上に、40%を上回らない比率で減価償却年限を短縮することができる。

(2) 無形資産の償却年限を短縮する

東北地区の工業企業が譲受または投資した無形資産は、現行規定の償却年限の基礎の上に、40%を上回らない比率で償却年限を短縮することができる。但し、合意または契約で約定した使用年限のある無形資産は、合意または契約の約定使用年限で償却を行わなければならない。

(3) 賃金税計算の税引き前控除基準を引き上げる

東北地区の企業の賃金税計算の税引き前控除基準を毎月1人当たり1,200元に引き上げ、具体的な控除基準は省級人民政府が地元の平均賃金レベルにより、上述の限度額を上回らない額で確定する。企業は省級人民政府が確定した基準内で実際に支給する賃金から税引き前に控除することができる。

5.2 東北旧工業基地振興：既に実施している政策措施（一部）

増値税改革の方向に基づき、東北旧工業基地の設備製造業等の八大業種に対し、新規購入機械設備に含まれる増値税額の控除を認める。

条件のある一部の鉱山と油田に対して資源税の税額基準を適切に引き下げる。

所得税改革の方向に基づき、賃金税計算の税引き前控除基準等企業の税負担を軽減する関連政策を実施する。

一部の資源型都市に対し都市転換プロジェクトの実施を支援する。

5.3 各省の具体的な措置

5.3.1 遼寧省

外資系企業に対する徴税

中国で外資企業投資企業に関係のある税種には企業所得税・増値税・営業税・消費税・資源税・都市家屋不動産税・車輛船舶使用許可証税・土地増値税・印紙税・屠殺税・個人所得税がある。

企業所得税

中外合弁・合作経営企業と外資企業単独経営企業の企業所得税は年間利益額の30%とする。その他に3%の地方所得税が徴収される。遼東半島開放区域内と製造業の外資企業の所得税は24%である。大連・營口・瀋陽等の経済技術開発区内の製造業型外資企業投資企業の所得税率は15%とする。

製造業型外資企業投資企業でその経営期間が10年以上のものは、承認を経て、黒字に転じた年度から1年目と2年目は企業所得税の徴収が免除され、3-5年目は半額に減額して企業所得税が徴収される。

製品輸出型企業は規定に基づく税の減免期間が満了後も、当年の輸出製品生産額が当年の企業生産額の70%以上に達した場合は、所得税を半額に減額して徴収することができる。

先進技術企業に属するものは、所得税の半額減税徴収を3年間延長することができる。

外資企業が外資企業投資企業で得た利益の再投資が5年以上の場合は、再投資部分の既納税額の40%を還付する。製品輸出型企業または先進技術企業に再投資し、経営期間が5年以上の場合は、再投資部分の既納企業所得税の全額を還付する。その分配された利益を国外に為替送金する場合は、送金額に対する所得税の徴収が免除される。

増値税、消費税、営業税

税制改革以前の規定では、外資企業投資企業の工業製品製造に従事して得た販売収入、商業小売業に従事して得た収入、商品の輸入で支払った金額、交通運輸と各種サービス業務の収入は、いずれも規定の税率により工商統一税を納税しなければならないことになっていた。最低税率は1.5%、最高55%（タバコ・酒は含まない）であった。

1993年12月29日の第8期全人代常務委員会第5回会議で以下のことが決定された。即ち、徴税関連の法律が制定されるまでは、1994年1月1日から外国資投資企業に対しては国務院が公布した増値税・消費税・営業税に関する暫定施行条例を適用する。それまで公布試行されていた工商統一税は同時に廃止された。1993年12月31日以前に承認された経営期限内、最長でも5年を上回らない期間で、その税源増加により過納税した税金を還付する。経営期限の無いものは、企業の申請と税務機関の承認を経て、最長でも5年を上回らない期間で、税源の増加により過納税した税金を還付する。具体的なことは国務院が規定する。増値税・消費税・営業税以外の税種の外資企業投資企業に対する適用は、法律に規定のあるものは規定により実施し、法律に規定されていないものは国務院の規定により実施する。

5.3.2 吉林省

吉林旧工業基地振興のために国が付与している外資誘致優遇政策

●外資による国有企業の買収合併を奨励

外資のM&Aと「接木式」方法による国有企業改造の過程で、国有商業銀行は承認を経て柔軟な措置により企業の不良資産の肩代わり、融資企業の簿外借入利息の自主減免を行うことができる。

外資がM&Aや資本参加等の方式で国有企業の改組と体制改革に参画することを奨励する。外資による国有企業のM&Aは金融資産管理会社が外資を誘致して資産再編と処置に当たる際の関連政策を享受でき、外資比率が25%以上の場合は、奨励類の外資投資プロジェクトと同様の政策を享受することができる。

外資企業投資ファンドが国際慣例により金融資産管理会社と国有商業銀行の不良債権、株式持分を買収し、かつその所有する資産に対し再編と処理を行うことを認める。

外国投資家による国有企業のM&A及び「接木式」改造については、国有企業からのもので、確かに返還が困難な長期の未納税金は、規定に基づき関係部門の承認を経た後に免除することができる。

外国投資家が国有企業の M&A 後に設立した外資企業投資企業は、経済的な人員削減、人員の配転と再就業等の面で国有企業と同様の政策を享受する。

外国投資家による国有企業の M&A では、その資産評価は国際慣行の評価方法を参考にすることができ、資産の取引価格は資産評価結果をベースに確定する。

●外資の投資を奨励する産業

東北地区旧工業基地計画に合致し、かつ優位産業の発展を促進し、産業チェーンの補完が可能な許可類の外資投資プロジェクトは、奨励類の外資投資プロジェクト関連の政策を享受することができる。

国が重点的に発展させようとしている設備製造業・石油化学工業・冶金工業等の重要プロジェクトに外資企業が投資する場合は、承認を経て、資本金比率を適切に引き下げ、かつ外資の持株比率を緩和することができる。

外資企業投資企業でハイテク企業に認定されたものは、国家ハイテク産業開発区内に設立された同類企業と同様の政策を享受することができる。

多国籍企業の単独または現地企業・科学研究機関・大学との合併による研究開発センターの設立を奨励する。規定の優遇政策以外に、その輸入する消耗材・試薬・サンプル機・サンプル等は関税と輸入時増徴税が免除され、また各業種にサービスを提供する技術成果物の移転・技術指導・技術コンサルティング・技術サービス・技術受注で取得した技術的な収益は国内の科学研究機関に倣って企業所得税が免除される。

外資投資による研究開発センター実験室の土木建築投資には、投資額の 25%が資金補助（一括払い）として給付される。

外資企業の資源枯渇型都市への投資は沿海経済特区の政策を享受する。重要プロジェクトの生産力配置においては、資源枯渇型都市の資源・人材・既存生産能力上の優位性の総合利用、高度加工、継続産業に有利なプロジェクトに優先的に割り当てる。外資企業が上述プロジェクトに投資する場合は、承認を経て、奨励類外資投資プロジェクト関連の政策を享受できる。

●外資投資分野の拡大

外資企業による都市ガス・熱エネルギー・給排水管の建設/経営プロジェクトへの投資出資比率規制を緩和し、外国側がマジョリティーをとり奨励類プロジェクト関連の政策を享受することを認める。

銀行業の対外開放をいっそう拡大し、証券・保険等の金融サービスの発展を加速する。外資金融機関の長春市での人民元業務を認め、外資銀行の代表事務所設立と業務開始の資格条件を緩和し、中外合併の商業銀行の設立と国内の全ての顧客に対して外為及び人民元業務を行うことを認める。

外資企業による合併証券会社・証券投資ファンド管理会社・保険ブローカー・外資保険

会社の事業所の設立に対し優先的に許可を与え、かつ設立の資格条件を適宜緩和する。

外資企業の交通運輸業への投資を奨励する。鉄道・道路・航空運輸業務及び定期/不定期国際海上運輸業務・コンテナの国際複合一貫輸送業務等に対しては、承認を経て、外資出資比率規制を緩和し、かつ外資マジョリティーまたは単独経営を認める。

外資企業の投資による物流企業の設立を認める。

●外資企業投資環境の適正化

外資企業が設立する各種の技術人材・国際ビジネス人材高級職業技術訓練機関は、設立後3年以内は、その研修生の人数により、奨学金の形で各研修生に研修コストの3分の1の資金援助を与え、その輸入する教育機器・計器・実験器材・化学試薬等は輸入関税と輸入段階時増徴税が免除される。

国家級開発区は承認された計画面積が既に十分に利用されている場合は、土地利用全体計画と都市全体計画に基づき用地規模を適宜増加し、計画面積を拡大する。

●外資誘致政策

国家級経済技術開発区とハイテク産業開発区の製造業外資系企業及びハイテク企業は、税率を15%に減じて企業所得税を徴収する。長春と琿春の製造業外資系企業は税率を24%に減じて企業所得税を徴収する。中でも技術集約型・知識集約型・外資が3,000万ドル以上でしかも投資回収期間の長いプロジェクト・エネルギー・交通・港湾建設プロジェクトは、関係部門に申請後、税率を15%に減じて企業所得税を徴収する。

経営期間が10年以上の製造業の外資企業投資企業は、収益のあった年度から「2年間の免除と3年間の半額減税」の優遇政策を享受する。

奨励類に属する外資系企業は、現行徴税優遇政策の期間満了後3年間は、税率を15%に減じて企業所得税を徴収する。

農林牧畜業の外資系企業は課税減免政策享受期間の満了後、国の承認を経て、その後10年間は企業所得税が引き続き15-30%の税率で徴収される。

外資企業の先進技術企業は減免税を享受した後も、先進技術企業として3年間企業所得税が半額になる。

外資企業の製品輸出企業は税の減免後、その年の輸出額がその年の製品売上高の70%以上に達する場合は、企業所得税が半額になる。既に15%の税率で企業所得税を納税した製品輸出企業で、上述の条件に合致するものは10%の税率で企業所得税を徴収する。

外資系企業の外国投資者が企業から得た利益を直接その企業に再投資し、登録資本を増資するか、または資本として投資し他の外資系企業を設立する場合、経営期間が5年以上のものは、再投資部分の既納所得税の40%を還付する。

外資系企業及び外資企業が設立した生産/経営に従事する機関と施設の年度損失は次の納税年度の所得税で補填できるが、この逐年の補填は最長でも5年を超えないものとする。

他省の既存外資系企業が吉林省に再投資し、外資比率が 25%以上に達するものは外資系企業の待遇を享受する。

単独または合弁の都市インフラ/公益事業プロジェクト及びエネルギー・交通・水利プロジェクトは割当方式で国有地使用权を取得する。

「第 10 次 5 ヶ年計画」期間に譲渡方式で国有地使用权を取得したものは、土地譲渡料と土地賃貸料の徴収が暫時延期される。

外資企業の投資による農牧漁業プロジェクトで、リース方式で取得した生産用地は、最初の 5 年間は土地リース料が免除され、6 年目から 10 年目は半額に減額される。

吉林省における投資で長白山の生態可食資源の開発・栽培養殖・加工プロジェクト。休耕植林/植草、自然林保護等、国の重点生態プロジェクトの継続産業開発プロジェクト。節水灌漑技術の開発応用プロジェクト。ニッケル鉱の探査開発プロジェクト。動植物漢方薬材資源の開発生産プロジェクト（国家保護リストに入っている資源を除く）。オイル・シェール資源の開発及び综合利用プロジェクト。自動車部品製造プロジェクト。大規格超高効率グラファイト電極及び特殊グラファイトの開発製造プロジェクト。都市ガス供給・熱供給・給排水管網の建設経営プロジェクト（大中都市は中国側がマジョリティー）。冰雪観光資源開発及びスキー場の建設経営プロジェクト。観光景勝区（ポイント）の開発及びその関連施設の建設・保護/経営プロジェクト。道路旅客輸送プロジェクト等 12 のカテゴリーの外資企業投資プロジェクトは、「外資企業投資産業指導目録」の奨励類関連の優遇政策を享受する。

国が付与している吉林旧工業基地振興のための特別優遇政策

●徴税面での優遇政策

東北地区の設備製造業・石油化学工業・冶金業・船舶製造業・自動車製造業・農産物加工業の製品製造を主とする一般増値税納税者に対しては、固定資産の購入、自己製造の固定資産用に使用する物品または課税労務、固定資産のために支払った運送費用等の仕入税額は、その年新規に増加した増値税額の控除が認められている。その年新規に増加した増値税額がないか、または新規に増加した増値税額が控除に満たない場合は、未控除の仕入税額は決算後の年度に継続して控除することができる。2004 年 7 月 1 日から実施されている。

東北地区の低埋蔵量油田と衰退期鉱山に対しては、省級人民政府の承認を経て、30%を上回らない範囲内で資源税の適用税率基準を引き下げることができる。

賃金税引き前控除の税計算基準を引き上げる。在東北地区企業の賃金税引き前控除の税計算基準を毎月 1 人当たり 1,200 元まで引き上げる。具体的な控除基準は省級人民政府が地元の平均賃金レベルに基づき上述の限度額を上回らない範囲で確定する。企業は省級人民政府が確定した基準の範囲内で、実際に支給する賃金から税引き前控除ができる。2004 年 7 月 1 日から実施されている。

固定資産の減価償却率を引き上げる。在東北地区工業企業の固定資産（家屋・建築物は除く）は、現行規定の減価償却年限の基礎の上に、40%を上回らない比率で減価償却年限を短縮することができる。

無形資産の償却年限を短縮する。40%を上回らない比率で償却年限を短縮する。但し、合意または契約で使用年限が約定されている無形資産は、合意または契約で約定している使用年限で償却しなければならない。

● 社会保障テストケース関連の政策

社会保障テストケースは既に遼寧省から黒龍江と吉林省まで拡大され、前線的な業務が展開されている。国が3.75%、雇用企業が1.25%を拠出し、個人口座を5%とし、国有企業制度改革のための条件が整えられた。

投資面での支援政策

国は毎年、東北旧工業基地振興のための工業国債プロジェクト特定計画を設けている。東北旧工業基地振興工業建設プロジェクトが、国のこの特定計画のプロジェクトに組み入れられ場合は、原則的に固定資産投資の10%から最高15%が国債資金から割り当てられる。

5.3.3 黒龍江省

黒龍江省の企業誘致関連の優遇政策

● 徴税面での優遇政策

企業所得税

(1) 経営期限が10年以上の製造業型外資企業投資企業は、収益のあった年度から1年目と2年目は企業所得税の徴収が免除され、3年～5年目は企業所得税が半額になる。経済技術開発区の製造業企業とハイテク開発区のハイテク企業は、今後も15%の所得税率を実施する。下記の企業が実際に納付する所得税率が下記の基準を上回っている部分については、国庫納付のランクに基づき、財政部門が5年間還付する。国境経済技術協力区内の製造業企業は15%とする。経済技術開発区・ハイテク開発区・国境経済技術協力区の外資企業は24%とする。

(2) 外資企業が投資設立した製品輸出企業については、税法で定める企業所得税減免期間満了後、企業のその年の輸出製品生産高が同年の製品生産高の70%以上に達する場合は、税法で定める税率を半分に減率して企業所得税を徴収することができる。半減後の税率が10%より低い場合は、10%の税率で企業所得税を徴収する。

(3) 外資企業が投資設立した先進技術企業については、税法で定める企業所得税減免期間満了後も引き続き先進技術企業である場合は、税法で定める税率を3年間延長して、税率を半減して企業所得税を徴収することができる。半減後の税率が10%より低い場合は、10%の税率で企業所得税を徴収する。

(4) 外資企業が経済技術開発区と国境経済技術協力区で投資した技術先進型企業と製品輸

出企業（その年の輸出生産高が総生産高の70%以上を占める）については、経済技術開発区は10%の税率で所得税を徴収し、50%を還付する。国境経済技術協力区は24%の税率で所得税を徴収し、80%を還付する。いずれも国庫納付のランクに基づき財政部門が5年間還付する。黒龍江省人民政府が承認している経済技術開発区と国境経済技術協力区の外資企業投資企業も上述の優遇政策を享受することができる。

(5) 経営期限が10年以上で、下記の条件の一つに合致する外資企業投資企業は、国が実施する2年間の免税期間満了後は、規定に基づき納税した企業所得税を「先に納付して後で還付する」方法で、5年間全額を企業に還付する。①黒龍江省の閉鎖/操業停止企業と赤字企業を買収または合併し、既存の余剰従業員を就業人数の60%以上再配置し、外資額が総投資の50%以上を占めるもの。②外国側投資が500万ドル以上で、ハイテクを採用して黒龍江省の大中型基幹企業の技術改造を行うもの。

(6) 先進技術を導入して農業・林業・牧畜業・漁業の開発経営に従事する外資企業投資企業は、国の企業所得税の「2年間の免税と3年間の減税」の優遇期間満了後、国庫納付ランクに基づき同級の財政部門から既納所得税額の30%が還付される。

(7) 黒龍江省に設立された経営期限が10年以上の外資企業投資企業については、黒字に転じた年度から10年間は地方所得税が免除され、輸出外貨獲得型企业（輸出高が企業のその年の生産額の50%以上を占める）と技術先進型企业に属するもの、及び資源開発・交通・エネルギー・通信・省エネ企業と農業・林業・牧畜業・漁業等の製造業型企业は、地方所得税の徴収免除期間満了後、生産経営が困難なものは、税務部門の承認を経て、適切な期限を設け引き続き地方所得税の徴収を免除することができる。

(8) 国と省により企業所得税の減免または還付の優遇措置を与えられている全ての外資企業投資企業は全て、地方所得税も同時に免除される。

(9) 港灣/埠頭の建設に従事する中外合併企業については、税率を15%に減じて企業所得税を徴収する。そのうち経営期限が15年以上のものは、企業からの申請と省級国家税務局の承認を経て、利益のあった年度から1年―5年目は企業所得税が免除され、6年―10年目は半額の企業所得税が徴収される。

(10) 国務院が承認している特定地域に設立された外資銀行や中外合併銀行等の金融機関で、外国投資家が投入した資本、または支店の本店から投入された運転資金が1,000万ドルを上回り、経営期限が10年以上のものは、企業からの申請と現地税務機関の承認を経て、税率を15%に減じて企業所得税を徴収することができ、また収益のあった年度から1年目は企業所得税が免除され、2年目と3年目は企業所得税が半額になる。

(11) 外資企業投資企業の外国投資家が、企業から分配された利益をその企業に直接再投資し、登録資本金を増資するか、または資本として他の外資企業投資企業設立のために投資し、経営期限が5年以上の場合は、投資家からの申請と税務主管部門の承認を経て、その再投資部分の既納所得税の40%を還付することができる。もし製品輸出企業または先進技術企業の設立/拡張のために直接再投資する場合は、その再投資部分の既納企業所得税を全額

還付する。

(12) 外国投資家が外資企業投資企業から得た利益は所得税の徴収を免除する。

(13) 科学研究・エネルギー開発・交通事業・農林牧畜業の発展及び重要技術開発のために専用技術を提供したことで得た特許権使用料は、国务院の税務主管部門の承認を経て、税率を10%に減じて所得税を徴収し、そのうち技術が先進的または条件が優遇されているものは、所得税の徴収を免除することができる。

個人所得税

中国国内の外資企業投資企業と外資企業で働く外国籍の個人、中国国内の企業・事業単位・社会团体・国家機関に招聘され働く外国籍スタッフについては、個人所得税の費用控除基準を引き上げ、控除費用800元に対し更に控除費用3,200元を付加する。

都市土地不動産税と車輛船舶使用許可証税

黒龍江省で設立された外資企業投資企業は、操業開始から5年間は、都市土地不動産税、車輛船舶使用許可証税が免除される。外資企業が投資し設立した製品輸出企業と先進技術企業及び資源開発・省エネ・農業・林業・漁業・牧畜業の製造業企業プロジェクトは、都市土地不動産税と車輛船舶使用許可証税が免除される。

流通税

1993年12月31日以前に承認設立された全ての外資企業投資企業で、増値税・消費税・営業税の税制改正により税負担が大きくなったものについては、1998年12月31日までに企業が申請し、税務部門の承認を経て、その税負担増加により過納した税金が還付される。

設備輸入関連の徴税政策

国务院は1998年1月1日から、国が発展を奨励する国内投資プロジェクトと外資企業投資プロジェクトの設備輸入に対し、規定の範囲内で関税と輸入時増値税の徴収免除を決定した。

「外資企業投資産業指導目録」の奨励類と制限乙類に合致し、かつ技術を移転する外資企業投資プロジェクトについては、投資総額内で輸入する自家用設備（設備輸入に付帯する技術及び関連部品/予備品を含む）と「外資企業投資プロジェクト免税適用除外輸入商品目録」にある商品以外は、関税と輸入時増値税が免除される。1996年3月31日以前に法律に基づき設立された外資企業投資企業が投資総額内で輸入する自家用設備は、輸入関税と輸入時増値税の徴収が免除され、輸入終了まで実施される。

保税

製品輸出契約の履行のために必要な原材料・燃料・KD部品・部品・デバイス・セット部

品・補材・包装資材（紙製品は除く）の輸入については、税関が保税貨物として監督管理を行う。

●土地使用の優遇政策

土地提供の方式

国有地使用权の有償期限付き土地使用制度を実施する。通常は土地譲渡方式（競売・入札・協議の3種）を採り、インフラ・公益事業・エネルギー・交通・水利等のプロジェクトで用地を開発する場合は振替方式で提供する。

土地使用の年限

(1) 外資企業が黒龍江省の指定区域内で、譲渡方式で取得した土地の土地使用权譲渡期限は、最長で、居住用地は70年、工業用地は50年、教育・科学技術・文化・衛生・スポーツ用地は50年、商業観光・娯楽用地は40年、総合またはその他の用地は50年である。使用期限内は土地使用权を譲渡・賃貸・抵当に供することができる。

(2) 「五荒」（訳注：荒山、荒地、荒れた草原、荒れた河川、荒れた砂地）の所有権が変わらないという前提の下で、土地使用权を同様に有償期限付きで土地使用者に譲渡できる。その期限は用途によって異なるが、一般に30年以上、最長70年に達することができる。そのうち、「五荒」土地開発方式は合弁・合作・株式・単独・共同開発等が採用できる。契約期間中は「五荒」土地資源使用者は使用・収益・譲渡・賃貸・抵当・相続権を享有する。

●外国為替管理面での優遇政策

中国は外国為替システム改革により外国為替の環境を改善する

中国は1994年1月1日から、国際慣習により二重為替相場制を廃止し、為替レート統一後、市場需給をベースに単一的な、管理フロート制と外国為替取扱指定銀行決済・売却制を実施している。外国為替システム改革、特に為替レート統一はIMFとGATT締約成員国に対する為替レート制度の要求に合致し、外国為替環境を改善し、中国のいっそうの対外開放と外資流入の拡大に役立ち、発展途上国と世界各国との経済・貿易・協力・往来の全てに重要かつ積極的な意義を持つ。

為替レートの一本化は外資企業投資企業の発展に利する

為替レート一本化後の外国為替レートは二重制の時のそれを上回っているために、外資企業が同じ外貨で投資し換算した出資比率が過去の公定価格換算よりも大きくなり、同時に登録資本金は外国為替公定価格で換算し、為替送金は市場調整価格で計算するという矛盾が解消された。そのため、単一為替制の実施は外資企業投資の内国民待遇を現実のものとし、外国投資家の権益をよく保証し、外資企業の対中投資に大いに役立っている。

外資企業投資企業の外国為替収支に対し引き続き優遇措置を実施

新たな為替レート制度の実施後も、外資企業投資に対する外国為替管理方法は変わっていない。外資企業投資企業は外国為替取扱指定銀行を自由に選択し、中国国内の外資銀行に現金為替口座を開設し、現金為替を留保することが認められている。外資企業投資企業経営プロジェクトの下での外貨使用は、まずその現金為替口座の残高の中から直接支払うこととし、不足部分については、外国為替取扱指定銀行で外国為替を購入して支払うことができる。

外資企業投資企業内の外国為替アンバランス問題に関する優遇措置

中国は外資企業投資企業が外国為替に対して自らバランスをとるという原則を堅持する。しかし企業の外国為替が自らバランスをとることができない場合は、総合的補償という方法で外国為替収支のバランス問題を解消することができる。国が生産を奨励しているプロジェクトで資本金に外貨を使用する場合は、外国為替管理局の承認を経て外貨を購入して解決しなければならない。

外資企業が得た人民元利益での再投資を認め、外貨投資待遇を享受させる

外国投資家はその会社の純利益の中から得た人民元の利益は、承認を経た後、増資または国内の外貨獲得ができるか、または外貨収入の増加の見込める企業への再投資に使用し、法律に基づき既納している部分の所得税を還付する優遇政策を享受する以外に、外資企業はその投資を受けた企業の新規増加した外貨収入の中から外貨を得た場合は、その合法的な利益の海外送金が可能となる。人民元建て利益の再投資を審査許可し、資本を登録して検証する場合、外資企業は元の企業取締役会の利益分配決議と現地の外国為替管理部門が提出した人民元建て利益の再投資証明書を提出する。

中国の外国銀行の発展に対する政策

現在、中国は外国銀行・外国銀行支店・合併銀行が中国人民銀行の認可した業務範囲に基づいて、以下のような業務を部分的または全部行うことを認めている。①外国為替預金、②外国為替貸し付け、③外国為替手形割引、④認可した外国為替投資、⑤外国為替送金、⑥外国為替担保、⑦輸出入決済、⑧自営及び取引先に代わっての外貨売買、⑨外貨及び外国為替手形証券の両替の代理、⑩外貨クレジットカードの支払いを代行する、⑪保管及び保管箱業務、⑫信用調査と情報提供、⑬許可されている自国通貨業務とその他の外貨業務。外資金融機関の正常な活動と合法的権益は中国の法律の保護を受ける。

●その他の面での優遇政策

都市整備建設の優遇

黒龍江省で設立された外資企業投資企業は、現地政府の同意を経て、都市整備建設費の徴収が延期減免される。

従業員の各種補助金納付面での優遇政策

外資企業の投資により設立した製品輸出企業、技術先進企業、資源開発・省エネ企業、農業・林業・牧畜業・漁業の生産に従事する企業は、関連規定に基づき中国側従業員の定年退職養老基金、業種保険基金、住宅補助金を納めるが、確認を経た上で従業員の諸手当については免除する。従業員に対する諸手当の免除を享受しない企業に対しては、引き続き低水準の優遇政策を与え、1人当たり月10元の定額を同級財政部門に納める。

住宅補助金の優遇措置

全ての外資企業投資企業の住宅補助金は一人当たり毎月30元以内で引き当てし、企業の中国側が従業員用住宅の建造と購入する際の補助にする。住宅補助金を引き当てた後、企業が赤字になった場合は、それを減額または免除できる。企業の建設準備期間と操業開始後1年以内は、住宅補助金の引き当てが免除される。企業が自ら住宅問題が解決したり、従業員に私宅がある場合、住宅補助金の引き当てが免除される。

財政関連の優遇措置

製造業型外資企業投資企業については、同級財政部門の承認を経て、固定資産の減価償却年限を適宜短縮することができる。外資企業投資企業がその企業の生産・生活・執務に必要な商品を購入する場合、省内の社会集団購買力の制限を受けない。

地方の国有企業が国外の資金を導入して技術改造をしたり、新規プロジェクトを建設したりし、国の産業政策に合致し、導入資金がプロジェクト総投資の60%以上を占める場合は、省の重点プロジェクト資金または各級の財政回転金を優先的に企業の自己準備資金と組み合わせることができる。

外資企業投資家の親族定住に関する関係規定

同省が管轄する都市部への投資10万ドルごと、または県（県級市）及び郷鎮への投資5万ドルごとに外資企業家（華僑・香港・マカオ・台湾同胞を含む）は、大陸にいる親族について、投資企業の所在地で1人の都市、町の戸籍を取得することができる。投資額に基づいて定住人数を増やすことができるが、最大6人を上回らないものとする。

外国投資の推薦者についての奨励規定

同省の国有企業への外資導入を推薦した仲介人に対し、公認会計士の資金検査と地元政府の確認を経て、外資企業投資の実際に振り込まれた金額の1%～3%を、現金決済外貨レートで換算した人民元で、地元政府から奨励金として与えることができる。そのうち、実際に振り込まれた金額が1,500万元（1,500万元を含む）以下のものは、仲介人に1%の奨励金を与える。実際に振り込まれた金額が1,500万元以上、4,000万元（4,000万元を含む）以下の場合は奨励金は2%とする。実際に振り込まれた金額が4,000万元を超える場合の奨

励金は3%とする。具体的な実施方法は、奨励を申請する仲介人が申告手続をした後、同級の財政部門の承認を経て、まず奨励金の50%を支払い、プロジェクトの正式操業開始後に残額を支払う。

主な参考資料（法律法規）

1. 中華人民共和国外資系企業法（全国人民代表大会常務委員会、2000年10月31日修正）
2. 中華人民共和国外資系企業法（全国人民代表大会常務委員会、2000年10月31日修正）
3. 中華人民共和国外資系企業法（全国人民代表大会常務委員会、2001年3月15日修正）
4. 中華人民共和國鉍物資源法（全国人民代表大会常務委員会、1996年8月29日修正）
5. 中華人民共和國環境影響評價法（全国人民代表大会常務委員会、2002年10月28日公布）
6. 中華人民共和國鉍山安全法（全国人民代表大会常務委員会、1992年11月7日公布）
7. 中華人民共和國水質汚染防止法（全国人民代表大会常務委員会、1996年5月15日修正）
8. 中華人民共和國固形廃棄物環境汚染防止法（全国人民代表大会常務委員会、1995年10月30日公布）
9. 中華人民共和国外資企業投資企業と外資企業所得税法（全国人民代表大会常務委員会、1991年4月9日公布）
10. 中華人民共和國個人所得税法（全国人民代表大会常務委員会、1999年8月30日修正）
11. 中華人民共和國徵稅管理規則（全国人民代表大会常務委員会、2001年4月28日修正）
12. 鉍物資源採掘登記管理規則（國務院、1998年2月12日公布）
13. 鉍物探査権と採鉍権の譲渡管理規則（國務院、1998年2月12日公布）
14. 鉍物資源補償金徵收管理規定（國務院、1994年2月27日公布）
15. 中華人民共和國資源稅暫定施行條例（國務院、1993年12月25日公布）
16. 外資投資方向指導規定（外資投資ガイドライン）（國務院、2002年2月11日公布）
17. 西部大開發の若干の政策措置実施に関する通知（國務院、2000年10月26日公布）
18. 西部大開發の若干の政策措置実施意見に関する通知（國務院、2001年9月29日公布）
19. 中華人民共和國輸入関稅條例（國務院、1992年3月18日修正）
20. 中華人民共和國外国為替管理條例（國務院、1997年1月14日修正）
21. 鉍物探査権と採鉍権の入札競売開業管理規則（試行）（国土資源部、2003年6月11日公布）
22. 鉍物探査権と採鉍権の評価管理暫定施行規則（国土資源部、1999年3月30日公布）
23. 外国非法人企業の採鉍権申請関連の問題に関する通知（国土資源部、2000年1月27日公布）
24. 中西部地区外資企業投資優位産業目録（旧国家計画委員会、旧国家經濟貿易委員会、旧對外經濟貿易部、2000年6月23日公布）
25. 外資企業投資産業指導目録（旧国家計画委員会、旧国家經濟貿易委員会、旧對外經濟貿易部、2002年3月11日公布）
26. 外資企業の非石油・天然ガス鉍物資源の探査採掘への投資をさらに奨励することに関

する若干の意見（旧国家計画委員会、旧国家経済貿易委員会、旧対外経済貿易部、国土資源部、財政部、国家工商行政管理総局、2000年9月28日公布）

27. 外資企業投資企業の追加投資の企業所得税優遇政策享受の関連問題に関する補充通知（国家税務総局、2003年3月28日公布）
28. 外国投資家の再投資の企業所得税還付の関連問題に関する通知（国家税務総局、2002年7月17日公布）
29. 外資企業投資企業の国産設備購入の税還付の関連問題に関する通知（国家税務総局、2002年3月11日公布）
30. 外資企業投資企業と外資企業の国産設備購入投資の企業所得税減免管理規則（国家税務総局、2000年5月18日公布）
31. 外資企業投資企業の外国為替登記管理暫定施行規則（国家外国為替管理局、1996年6月28日公布）

平成 17 年度戦略的鉱物資源確保事業報告書 第 2 号

中国の投資環境調査 2005 年

平成 18 年 9 月 発行

発行：独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

金属資源開発調査企画グループ

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番

電 話 : 044-520-8590

FAX:044-520-8750

E-mail:mric@jogmec.go.jp

http://www.jogmec.go.jp/mric_web/
